

厚生労働省独立行政法人評価委員会医療・福祉部会（第46回）  
議 事 次 第

平成22年3月2日（火）  
12:30～15:30  
専用第21会議室

1. 開会

2. 議事

(1) 福祉医療機構関係

- ① 中期目標・中期計画の変更について
- ② 業務方法書の変更について
- ③ 平成21年度以降の業務実績評価を行う上での評価の視点の変更について
- ④ 平成21年度長期借入金計画の変更並びに平成21年度長期借入金及び債券発行の実績報告について
- ⑤ 平成22年度長期借入金計画、債券発行計画及び償還計画について
- ⑥ 役員の退職に係る業績勘案率の算定について
- ⑦ 役員給与規程の変更について
- ⑧ 持ち回りで議決した案件の報告について

(2) 医薬品医療機器総合機構関係

- ① 平成21年度以降の業務実績評価を行う上での評価の視点の変更について
- ② 役員給与規程の変更について

(3) 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園関係

- ① 中期計画の変更について
- ② 平成21年度以降の業務実績評価を行う上での評価の視点の変更について
- ③ 役員給与規程の変更について

(4) 総務省政策評価・独立行政法人評価委員会が行った厚生労働省所管独立行政法人の平成20年度の業績評価（2次評価）の内容について

(5) 最近の独立行政法人を取り巻く状況について

3. 閉会

## <配付資料>

- 参考資料 1-1 厚生労働省独立行政法人評価委員会運営規程
- 参考資料 1-2 厚生労働省独立行政法人評価委員会の会議の公開に関する規程
- 参考資料 2-1 平成21年度以降の事業年度における業務の実績評価について（要請等）
- 参考資料 2-2 厳正に評価を行う事項を評価するための評価の視点事務局案

## ○ 福祉医療機構関係

- 資料 1-1-① 中期目標・中期計画の変更概要
- 資料 1-1-② 中期目標・中期計画の新旧対照表
- 資料 1-1-③ 改正後の中期目標・中期計画（全体版）
  
- 資料 1-2-① 業務方法書の変更概要
- 資料 1-2-② 業務方法書の新旧対照表
- 資料 1-2-③ 改正後の業務方法書（全体版）
  
- 資料 1-3 業務実績評価シートの評価の視点等新旧対照表
  
- 資料 1-4-① 医療・福祉部会における長期借入金及び債券発行に係る意見の取扱いについて
- 資料 1-4-② 平成21年度長期借入金計画の変更（案）
- 資料 1-4-③ 平成21年度長期借入金及び債券発行の実績報告
- 資料 1-4-④ 平成22年度長期借入金（案）、債券発行計画（案）、償還計画（案）
  
- 資料 1-5 役員の退職に係る業績勘案率の算定について（再審議）
  
- 資料 1-6-① 役員給与規程新旧対照表
- 資料 1-6-② 改正後の役員給与規程（全体版）
  
- 資料 1-7 持ち回りで議決した案件の報告について

## ○ 医薬品医療機器総合機構関係

- 資料 2-1-① 評価の視点（案）及び数値目標（案）の概要
- 資料 2-1-② 業務実績評価シートの評価の視点等新旧対照表
- 資料 2-2-① 役員給与規程新旧対照表
- 資料 2-2-② 改正後の役員給与規程（全体版）

## ○ 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園関係

- 資料 3-1-① 中期計画の変更概要
- 資料 3-1-② 中期計画の新旧対照表
- 資料 3-1-③ 改正後の中期計画（全体版）
  
- 資料 3-2 業務実績評価シートの評価の視点等新旧対照表
  
- 資料 3-3-① 役員給与規程新旧対照表
- 資料 3-3-② 改正後の役員給与規程（全体版）

○ 政・独委 2次評価関係

- 資料 4-1 【報道発表資料】独立行政法人の業務実績に関する二次評価結果(概要)
- 資料 4-2 厚生労働省所管独立行政法人に関する 2次評価結果(概要)

○ 最近の独立行政法人を取り巻く状況関係

- 資料 5-1 独立行政法人、公益法人等の冗費の削減について
- 資料 5-2 独立行政法人役員の公募の状況について
- 資料 5-3-① 厚生労働省所管の独立行政法人役員における退職公務員の再就職状況について
- 資料 5-3-② 独立行政法人における元国家公務員の非人件費ポストへの対応について  
(大臣官房長事務連絡)
- 資料 5-4 独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて
- 資料 5-5-① 勤労者退職金共済機構の行政刷新会議事業仕分けの状況
- 資料 5-5-② 高齢・障害者雇用支援機構の行政刷新会議事業仕分けの状況
- 資料 5-5-③ 福祉医療機構の行政刷新会議事業仕分けの状況
- 資料 5-5-④ 雇用・能力開発機構の行政刷新会議事業仕分けの状況
- 資料 5-5-⑤-i 独立行政法人の抜本的見直しについて(行政刷新会議第3回資料)
- 資料 5-5-⑤-ii 独立行政法人の抜本的見直しについて(平成21年12月25日閣議決定)
- 資料 5-6 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案の概要
- 資料 5-7 行政刷新の観点から今後に見込む基本姿勢(行政刷新会議第4回資料)
- 資料 5-8 独立行政法人地域医療機能推進機構法案の概要
- 資料 5-9 独立行政法人ガバナンス検討チームについて
- 資料 5-10 研究開発を担う法人の機能強化検討チームの設置について

厚生労働省独立行政法人評価委員会運営規程

(平成13年3月13日厚生労働省独立行政法人評価委員会決定)

(平成16年3月30日改正)

(平成17年7月6日改正)

(平成21年12月16日改正)

厚生労働省独立行政法人評価委員会令(平成12年政令第321号)第9条の規定に基づき、厚生労働省独立行政法人評価委員会運営規程を次のように定める。

(会議)

第1条 厚生労働省の独立行政法人評価委員会(以下「委員会」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員に通知するものとする。

3 前項の議事に関係のある臨時委員及び専門委員の範囲は、委員長の決するところによる。

4 委員長は、議長として委員会の議事を整理する。

(委員会の部会の設置)

第2条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に諮って部会を設置することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、2以上の部会を合同して調査審議させることができる。

(部会の議決)

第3条 委員会が定めるところにより、部会の議決を委員会の議決とすることができる。

(議決権の特例)

第3条の2 委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員のうち、審議の対象となる独立行政法人の事務及び事業について利害関係を有する者は、当該独立行政法人に係る評価について議決権を有しないものとする。

(会議の公開)

第4条 委員会は、原則として公開とする。ただし、委員長は、公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、委員会に諮って全部又は一部を非公開とすることができる。

2 委員会の会議の公開の手續その他委員会の会議の公開に関し必要な事項は、別に委員長が委員会に諮って定める。

(議事録)

第5条 議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名
- 三 議事となった事項

2 議事録は公開とする。ただし、委員長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には委員長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(準用規定)

第6条 第1条、第3条の2、第4条及び第5条の規定は、部会に準用する。  
この場合において、第1条、第4条及び第5条中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1条及び第3条の2中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と、「議事に関係のある臨時委員及び専門委員」とあるのは「当該部会に属する臨時委員及び専門委員であって議事に関係のある者」と、第4条第1項中「委員会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会又は部会の運営に必要な事項は、それぞれ委員長又は部会長が定める。

## 厚生労働省独立行政法人評価委員会の会議の公開に関する規程

(平成21年12月16日厚生労働省独立行政法人評価委員会決定)

厚生労働省独立行政法人評価委員会運営規程（以下「運営規程」という。）第4条第2項の規定に基づき、厚生労働省独立行政法人評価委員会の会議の公開に関する規程を次のように定める。

### （会議の傍聴）

- 第1条 委員会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、厚生労働省政策統括官付政策評価官室の登録を受けなければならない。
- 2 前項の登録を受けた者（次項において「登録傍聴人」という。）は、委員長が許可した場合を除き、会議を撮影し、録画し、又は録音してはならない。
- 3 登録傍聴人は、前項に規定する行為のほか、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

### （会議資料の公開）

- 第2条 委員会の会議において配付した資料は原則公開とする。ただし、次に掲げるものについては、非公開とする。
- 一 独立行政法人の退職役員の退職金見込み額その他の個人情報
  - 二 独立行政法人が譲渡し、又は担保に供しようとする主務省令で定める重要な財産
  - 三 公開することにより、当該情報に係る個人又は法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
  - 四 運営規程第4条第1項ただし書の規定により会議を非公開とすることとされた案件に係るもの
  - 五 前各号に掲げるもののほか、委員長が必要と認め、委員会に諮って了承を得たもの

### （準用規定）

- 第3条 第1条及び第2条の規定は、部会に準用する。この場合において、第1条及び第2条中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

### （雑則）

- 第4条 この規程に定めるもののほか、委員会又は部会の公開に必要な事項は、それぞれ委員長又は部会長が定める。

独評発第 0125005 号

平成 22 年 1 月 25 日

独立行政法人福祉医療機構

理事長 長野 洋 殿

厚生労働省独立行政法人評価委員会

委員長 井原 哲夫



平成 21 年度以降の事業年度における業務の実績評価について（要請等）

独立行政法人に対する国民からの視線は依然として厳しいものがあり、当委員会においては、そうした国民目線に立った評価を行うことが求められています。

独立行政法人評価委員会総会（第 24 回。平成 21 年 12 月 16 日開催）での厚生労働大臣からの御要請も踏まえ、当委員会においては、当委員会における評価が独立行政法人に対する国民からの信頼回復につながることを目指し、別添にまとめた事項についてより厳正な評価をすることとしておりますので、御了知願います。

また、当委員会が、より適切に評価を実施できるよう、下記の対応をしていただくようお願いいたします。

#### 記

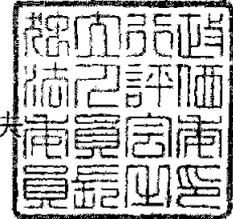
- 1 年度計画等において、業務の達成状況を客観的に評価できる数値目標（特にアウトカム指標）を積極的に設定すること
- 2 自己評価欄の記述に当たっては、目標と実績を比較し、そのような達成状況となった要因の分析・検証、達成状況についての法人としての評価、そのような評価をする理由並びに法人の取組の結果が国民生活及び社会経済に与える影響について、できる限り詳細に記述すること。特に、目標を数値化できなかった項目については、特に充実した記述を行うこと



独評発第 0125006 号  
平成 22 年 1 月 25 日

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園  
理事長 遠藤 浩 殿

厚生労働省独立行政法人評価委員会  
委員長 井原 哲夫



平成 21 年度以降の事業年度における業務の実績評価について（要請等）

独立行政法人に対する国民からの視線は依然として厳しいものがあり、当委員会においては、そうした国民目線に立った評価を行うことが求められています。

独立行政法人評価委員会総会（第 24 回。平成 21 年 12 月 16 日開催）での厚生労働大臣からの御要請も踏まえ、当委員会においては、当委員会における評価が独立行政法人に対する国民からの信頼回復につながることを目指し、別添にまとめた事項についてより厳正な評価をすることとしておりますので、御了知願います。

また、当委員会が、より適切に評価を実施できるよう、下記の対応をしていただくようお願いいたします。

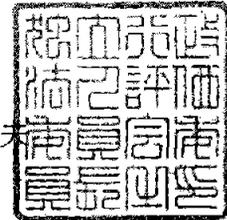
#### 記

- 1 年度計画等において、業務の達成状況を客観的に評価できる数値目標（特にアウトカム指標）を積極的に設定すること
- 2 自己評価欄の記述に当たっては、目標と実績を比較し、そのような達成状況となった要因の分析・検証、達成状況についての法人としての評価、そのような評価をする理由並びに法人の取組の結果が国民生活及び社会経済に与える影響について、できる限り詳細に記述すること。特に、目標を数値化できなかった項目については、特に充実した記述を行うこと

独評発第 0125011 号  
平成 22 年 1 月 25 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構  
理事長 近藤 達也 殿

厚生労働省独立行政法人評価委員会  
委員長 井原 哲夫



平成 21 年度以降の事業年度における業務の実績評価について（要請等）

独立行政法人に対する国民からの視線は依然として厳しいものがあり、当委員会においては、そうした国民目線に立った評価を行うことが求められています。

独立行政法人評価委員会総会（第 24 回。平成 21 年 12 月 16 日開催）での厚生労働大臣からの御要請も踏まえ、当委員会においては、当委員会における評価が独立行政法人に対する国民からの信頼回復につながることを目指し、別添にまとめた事項についてより厳正な評価をすることとしておりますので、御了知願います。

また、当委員会が、より適切に評価を実施できるよう、下記の対応をしていただくようお願いいたします。

#### 記

- 1 年度計画等において、業務の達成状況を客観的に評価できる数値目標（特にアウトカム指標）を積極的に設定すること
- 2 自己評価欄の記述に当たっては、目標と実績を比較し、そのような達成状況となった要因の分析・検証、達成状況についての法人としての評価、そのような評価をする理由並びに法人の取組の結果が国民生活及び社会経済に与える影響について、できる限り詳細に記述すること。特に、目標を数値化できなかった項目については、特に充実した記述を行うこと

(別 添)

独立行政法人に対する国民からの信頼回復につなげるため、厚生労働省独立行政法人評価委員会がより厳正に評価を行う事項について

- 一 組織のスリム化・適正化に向けた取組（給与水準の適正化、各種手当等の見直し、国家公務員の再就職者が就いているポストの見直し（役員の公募を含む）等）が適切になされているか
  
- 二 事業費（IT調達、広報・イベント経費等）における冗費の点検・削減が適切になされているか。契約は適切に締結されているか（契約監視委員会の点検・見直しが進んでいるか）
  
- 三 事務・事業の見直し（国民からの苦情・指摘への対応、積極的な情報開示、改善に取り組む職員の人事評価等）が適切になされているか

厳正に評価を行う事項を評価するための評価の視点事務局案

	委員長通知の別添	評価の視点事務局案
一	組織のスリム化・適正化に向けた取組（給与水準の適正化、各種手当等の見直し、国家公務員の再就職者が就いているポストの見直し（役員の公募を含む）等）が適切になされているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 給与水準が適正に設定されているか（特に、給与水準が対国家公務員指数 100 を上回る場合にはその適切性を厳格に検証し、給与水準を設定しているか）。</li> <li>② 総人件費改革は進んでいるか。</li> <li>③ 国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。</li> <li>④ 法定外福利費の支出は、適切であるか。</li> <li>⑤ 国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成 21 年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。</li> <li>⑥ 独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。</li> </ul>
二	事業費（IT調達、広報・イベント経費等）における冗費の点検・削減が適切になされているか。契約は適切に締結されているか（契約監視委員会の点検・見直しが進んでいるか）	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。</li> <li>② 契約の締結に当たって、透明性・競争性等が確保されているか。</li> <li>③ 契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか（その後のフォローアップを含む。）。また、「随意契約等見直し計画」が計画どおり進んでいるか。</li> </ul>
三	事務・事業の見直し（国民からの苦情・指摘への対応、積極的な情報開示、改善に取り組む職員の人事評価等）が適切になされているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 業務改善の取組を適切に講じているか。 ※ 業務改善の取組：国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が疑念を抱くことのない開かれた法人運営、目安箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事上評価しているか等</li> <li>② 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</li> <li>③ 関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを図っているか。 ※ 独立行政法人会計基準上の関連公益法人に限らず、すでに批判をされていたり、国民から疑念を抱かれる可能性のある業務委託等について、①当該業務委託等の必要性、②独立行政法人自ら行わず他者に行わせる必要性、③①及び②の必要があるとして、他者との契約についてその競争性を高める方策等を検討し、見直しを図っているか等</li> </ul>

※ 既に同様の評価の視点が設定されている場合には、上記評価の視点を省略して差し支えないこととする。

## 独立行政法人福祉医療機構の中期目標・中期計画改正案の概要

## 改正理由

行政刷新会議の事業仕分け結果（平成21年11月）を踏まえ、長寿・子育て・障害者基金を国庫へ返納し、新たに社会福祉振興助成費補助金を創設し、当該補助金を独立行政法人福祉医療機構に交付して事業を実施するため改正する。

## 主な改正点

- ①<<財源の変更>>  
「基金の運用益」から、「国からの補助金」への改正に伴い基金の運用に関する事項を削除
- ②<<自助支援・生活支援等の地域活動への助成>>  
NPO法人、非営利の任意団体が行う事業の採択率を80%以上とする
- ③<<団体間における連携等の強化>>  
助成事業を通じ、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業を80%以上とする
- ④<<助成事業利用者の満足度の向上>>  
助成事業の内容を踏まえ、助成事業が対象とした利用者の満足度を70%以上とする
- ⑤<<相談・助言>>  
助成事業の成果が、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう適切な情報提供、助言等の働きかけに努める

## 助成事業の制度見直し（平成22年4月から）

区分	社会福祉振興助成事業		長寿・子育て・障害者基金事業
助成財源	国庫補助金	←	基金 (約2800億円) の運用益
管理費	運営費交付金		
助成テーマ設定	国	←	機構 (国と協議)
助成事業	政策動向や国民ニーズを踏まえ、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行う事業	←	NPO法人や非営利任意団体等が行う、草の根的で独創的・先駆的な活動等の支援を行う事業
助成対象事業者	変更なし	←	○社会福祉法人 ○一般社団・財団法人 ○特定非営利活動法人等

**独立行政法人福祉医療機構の  
中期目標・中期計画改正（新旧対照表）**

中 期 目 標		中 期 計 画	
新	旧	新	旧
<p>独立行政法人福祉医療機構中期目標</p> <p>平成 20 年 2 月 29 日付 厚生労働省発社援第 0229002 号指示 変更：平成 22 年 0 月 00 日付 厚生労働省発社援第 0000000 号指示</p> <p>独立行政法人福祉医療機構は、国の福祉政策及び医療政策と密接に連携しつつ、貸付その他の公共性の高い多様な事業を公正かつ総合的に実施することにより、わが国の福祉の増進並びに医療の普及及び向上に貢献することが期待されている。</p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構が達成すべき業務運営に関する目標を次のように定める。</p> <p>平成 20 年 2 月 29 日</p> <p>厚生労働大臣 舩添要一</p>	<p>独立行政法人福祉医療機構中期目標</p> <p>平成 20 年 2 月 29 日付 厚生労働省発社援第 0229002 号指示</p> <p>独立行政法人福祉医療機構は、国の福祉政策及び医療政策と密接に連携しつつ、貸付その他の公共性の高い多様な事業を公正かつ総合的に実施することにより、わが国の福祉の増進並びに医療の普及及び向上に貢献することが期待されている。</p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構が達成すべき業務運営に関する目標を次のように定める。</p> <p>平成 20 年 2 月 29 日</p> <p>厚生労働大臣 舩添要一</p>	<p>独立行政法人福祉医療機構中期計画</p> <p>平成 20 年 3 月 31 日付 厚生労働省発社援第 0331001 号認可 変更：平成 22 年 0 月 00 日付 厚生労働省発社援第 0000000 号認可</p> <p>独立行政法人福祉医療機構は、国の政策と連携した福祉医療分野の事業等を通じ、国民に信頼される総合的支援機関として、引き続き適切な業務運営に努めることとする。</p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年 2 月 29 日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人福祉医療機構中期目標を達成するため、同法第 30 条の規定に基づき、次のとおり、独立行政法人福祉医療機構中期計画を作成する。</p> <p>平成 20 年 2 月 29 日</p> <p>独立行政法人福祉医療機構 理事長 山口 剛彦</p>	<p>独立行政法人福祉医療機構中期計画</p> <p>平成 20 年 3 月 31 日付 厚生労働省発社援第 0331001 号認可</p> <p>独立行政法人福祉医療機構は、国の政策と連携した福祉医療分野の事業等を通じ、国民に信頼される総合的支援機関として、引き続き適切な業務運営に努めることとする。</p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年 2 月 29 日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人福祉医療機構中期目標を達成するため、同法第 30 条の規定に基づき、次のとおり、独立行政法人福祉医療機構中期計画を作成する。</p> <p>平成 20 年 2 月 29 日</p> <p>独立行政法人福祉医療機構 理事長 山口 剛彦</p>

中期目標		中期計画	
新	旧	新	旧
<p><b>第4 業務の質の向上に関する事項</b></p> <p>通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p>	<p><b>第4 業務の質の向上に関する事項</b></p> <p>通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p>	<p><b>第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p>通則法第30条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p>	<p><b>第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p>通則法第30条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p>
<p><b>5 社会福祉振興助成事業（仮称）</b></p> <p>平成22年度から実施する社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、国からの補助金の交付を受け、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援すること等を目的として、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、効果的な資金助成を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p><b>5 長寿・子育て・障害者基金事業（透明で公正な助成の実施）</b></p> <p>長寿・子育て・障害者基金事業については、国から出資を受けた長寿・子育て・障害者基金の運用益（独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第139号）による改正後の独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）附則第11条第1項に基づく場合にあっては、基金の一部を取り崩すことにより得られた利益とする。）を用いて、独創的・先駆的な活動など民間の創意工夫を活かしたボランティア団体等における自発的な福祉活動に対し、次に掲げる方針の下で、効果的に資金助成を行うことにより、多様な福祉ニーズに対応できる社会環境の醸成に努めること。</p>	<p><b>5 社会福祉振興助成事業（仮称）</b></p> <p>平成22年度から実施する社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、国からの補助金の交付を受け、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援すること等を目的として、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、効果的な資金助成を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p><b>5 長寿・子育て・障害者基金事業（透明で公正な助成の実施）</b></p> <p>長寿・子育て・障害者基金事業については、国から出資を受けた長寿・子育て・障害者基金の運用益（独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第139号）による改正後の独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）附則第11条第1項に基づく場合にあっては、基金の一部を取り崩すことにより得られた利益とする。）を用いて、独創的・先駆的な活動など民間の創意工夫を活かしたボランティア団体等における自発的な福祉活動に対し、次に掲げる方針の下で、効果的に資金助成を行うことにより、多様な福祉ニーズに対応できる社会環境の醸成に努める。</p>
<p>(1) 助成事業の募集に当たっては、国が定める助成対象事業を踏まえ、毎年度、助成方針を定め公表すること。その際、制度改革等により変化する政策課題や多様化する国民ニーズに即した助成を行うため、毎年度、重点的に助成する分野を国と協議のうえ設定し、助成方針に明記すること。</p>	<p>(1) 長寿・子育て・障害者基金の助成事業（以下「基金助成事業」という。）の募集に当たっては、毎年度、助成方針を定め公表すること。その際、制度改革等により変化する政策課題や多様化する国民ニーズに即して、毎年度、各基金ごとに、同事業の目的にふさわしい重点助成分野を国と協議のうえ設定し、助成方針に明記すること。</p> <p>また、幅広く助成配分する観点から、重点助成分野の見直しを行う等、事業内容の特性に配慮しつつ、助成事業の固定化回避に努めること。</p>	<p>(1) 助成事業の募集に当たっては、国が定める助成対象事業を踏まえ、制度改革等により変化する政策課題や多様化する国民ニーズに即した助成を行うため、毎年度、重点的に助成する分野を国と協議のうえ設定し、募集要領等に明記し、公表する。</p>	<p>(1) 長寿・子育て・障害者基金の助成事業（以下「基金助成事業」という。）の募集に当たっては、毎年度、外部有識者からなる基金事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において、前年度に実施した事後評価結果等を踏まえ、助成方針を定め、募集要領等に明記する。</p> <p>その際、毎年度、各基金ごとに設定した重点助成分野についても、併せて募集要領等に明記する。</p> <p>また、基金で幅広く助成配分する観点から、必要性や効果を十分考慮し、事業内容の特性に配慮しつつ、助成事業の固定化回避に努める。</p>
<p>(2) 助成事業の選定については、毎年度、外部有識者からなる委員会において、選定方針を定め、公正に選定を行うなど、客観性及び透明性の確保を図ること。</p> <p>また、事業内容の特性に配慮しつつ、助成事業の固定化回避に努めること。</p>	<p>(2) 基金助成事業の選定については、毎年度、選定方針を定め、外部有識者からなる委員会において公正に選定を行うなど、客観性及び透明性の確保を図ること。</p>	<p>(2) 助成事業の選定については、毎年度、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」）において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択する。</p> <p>また、選定方針の策定に当たっては、事業の必要</p>	<p>(2) 基金助成事業の選定については、毎年度、審査・評価委員会において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行う。</p> <p>この際、以下の方針を助成方針に明記し、当方針に基づき審査・採択を行う。</p> <p>なお、地域の実情に即したきめ細かな事業の推薦に均一性を確保するため、毎年、事務説明会を</p>

中期目標		中期計画	
新	旧	新	旧
		<p>性やその効果、継続能力等の観点や事業内容の特性に配慮しつつ固定化回避に努める。</p> <p>(3) 全助成件数の80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業であること。</p>	<p>開くほか、必要に応じて事務指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域における独創的・先駆的事业及び地域の実情に即したきめ細かな事業については、事業継続の能力及び意向を重視した審査、選定を行い、事後評価において、中期目標期間内に、特別な場合を除き、平均して85%以上の事業が助成終了後も継続されること。</li> <li>全国的な効果を期待して実施する事業については、より一層厳格な審査を行うとともに、地域における独創的・先駆的事业及び地域の実情に即したきめ細かな事業について、優先的な採択を行うことにより、特別な場合を除き、全助成件数の80%以上が独創的・先駆的事业等であること。</li> </ul>
(3) 助成事業の申請等の事務負担を軽減するため、各種提出書類の電子化などを行うこと。	(3) 助成事業交付申請等に当たっての事務負担の軽減を図るため、各種提出書類の電子化などを行うこと。	(4) 助成先団体等の事務負担の軽減を図るため、各種提出書類の電子化などを行う。	(3) 助成先団体等の事務負担の軽減を図るため、各種提出書類の電子化などを行う。
	(4) 基金の運用については、安全かつ確実な方法による運用を基本としながらも可能な限り運用効率を高めるよう努めること。	(5) 助成金の申請の受理から助成決定までの平均処理期間を30日以内とする。	(4) 助成交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。
	<b>6 長寿・子育て・障害者基金事業（事後評価と助成事業の成果の普及）</b>	(6) 助成した事業の事後評価については、毎年度、審査・評価委員会において、評価方針を定め、効率的かつ効果的な運用を図るため、毎年度、評価すべき重点事項を定めた事後評価方針を定め、当方針に基づき事後評価を実施する。	<b>6 長寿・子育て・障害者基金事業（事後評価と助成事業の成果の普及）</b>
(4) 助成した事業の事後評価については、毎年度、外部有識者からなる委員会において、評価方針を定め、効率的かつ効果的な評価を行うこと。また、事後評価結果を選定方針の改正等に適正に反映すること。	(1) 助成した事業の事後評価制度については、毎年度、評価すべき重点事項を定めた評価方針を定め、効率的かつ効果的な運営を行い、事後評価の結果を助成制度の改善に適正に反映すること。	(6) 助成した事業の事後評価については、毎年度、審査・評価委員会において、評価方針を定め、効率的かつ効果的な評価を行う。 また、事後評価の結果を選定方針の改正に適正に反映する。	(1) 事後評価制度の効率的かつ効果的な運用を図るため、毎年度、評価すべき重点事項を定めた事後評価方針を定め、当方針に基づき事後評価を実施する。

中 期 目 標		中 期 計 画	
新	旧	新	旧
<p>(5) 助成事業の成果が、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言に努めること。</p>	<p>(2) 活動団体の応募機会の確保に努めるとともに、活動団体が利用し易い基金助成制度とするため、事後評価の結果を踏まえて、制度の継続的な改善を行うこと。</p>	<p>(7) 助成事業の成果が、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言に努める。 なお、的確な相談・助言等ができるよう、職員の専門性の向上に努める。</p> <p>(8) 助成事業を通じ、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業を80%以上とする。</p> <p>(9) 助成事業の内容を踏まえ、助成事業が対象とした利用者の満足度を70%以上とする。</p>	<p>(2) 事後評価の結果は、速やかに公表するとともに、活動団体が利用し易い基金助成制度とするため、募集要領、選定方針等に反映するなど、基金助成制度の継続的な改善に活用する。</p>
	<p>(3) 基金助成事業の助成対象は特定非営利活動法人等組織基盤が脆弱な団体が多いことを踏まえ、事業活動に関する相談の充実に努めること。</p>		<p>(3) 職員の専門性を高めることにより、助成団体の事業実施に対する的確な助言ができるように努める。</p> <p>(4) 助成事業の事後評価後においても、活動団体の継続的な状況の把握に努める。</p>
<p>(6) 事後評価の結果を踏まえ、事業効果の高い事業等の周知とその効果的な普及を推進すること。</p>	<p>(4) 事後評価等の結果を踏まえ、事業効果の高い事業等の周知とその効果的な普及を推進すること。</p>	<p>(10) 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表するとともに、助成事業報告会や助成事業説明会を中期目標期間内に15回以上開催するなど効果的な普及を行う。</p>	<p>(5) 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表し、広く周知を行うほか、他の助成団体等との情報の共有化等を行う。</p>
			<p>(6) 事業効果の高い優れた事業については、効果的な普及を行う。このため、助成事業説明会や報告会並びに相談会を中期目標期間内に15回以上開催する。</p>

中期目標		中期計画	
新	旧	新	旧
<p><b>第3 業務運営の効率化に関する事項</b> 通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p>	<p><b>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b> 独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第30条第2項第1号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p>	<p><b>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p>	<p><b>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p>
<p><b>2 経費の節減</b> (3) 一般管理費、人件費及び業務経費（退職手当金、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費及び抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る経費を除く。）については、効率的な利用に努め、中期目標期間の最終事業年度において、平成19年度予算と比べて15.5%程度の額を節減すること。</p> <p>人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間で、平成17年度を基準（ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準）として5%以上を削減すること。</p> <p>さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続すること。</p> <p>併せて、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検証結果や取組状況については公表するものとする。</p> <p>① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。</p> <p>② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。</p> <p>③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。</p> <p>④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。</p>	<p><b>2 経費の節減</b> (3) 一般管理費、人件費及び業務経費（退職手当金、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費及び抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る経費を除く。）については、効率的な利用に努め、中期目標期間の最終事業年度において、平成19年度予算と比べて15.5%程度の額を節減すること。</p> <p>人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間で、平成17年度を基準（ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準）として5%以上を削減すること。</p> <p>さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続すること。</p> <p>併せて、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検証結果や取組状況については公表するものとする。</p> <p>① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。</p> <p>② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。</p> <p>③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。</p> <p>④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。</p>	<p><b>2 経費の節減</b> (4) 一般管理費、人件費及び業務経費（退職手当金、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費及び抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る経費を除く。）については、効率的な利用に努め、中期目標期間の最終事業年度において、平成19年度予算と比べて15.5%程度の額を節減する。</p> <p>人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間で、平成17年度を基準（ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準）として5%以上を削減する。</p> <p>さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p>併せて、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。</p> <p>① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。</p> <p>② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。</p> <p>③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。</p> <p>④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。</p>	<p><b>2 経費の節減</b> (4) 一般管理費、人件費及び業務経費（退職手当金、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費及び抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る経費を除く。）については、効率的な利用に努め、中期目標期間の最終事業年度において、平成19年度予算と比べて15.5%程度の額を節減する。</p> <p>人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間で、平成17年度を基準（ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準）として5%以上を削減する。</p> <p>さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p>併せて、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。</p> <p>① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。</p> <p>② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。</p> <p>③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。</p> <p>④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。</p>

中 期 目 標		中 期 計 画	
新	旧	新	旧
<p><b>第5 財務内容の改善に関する事項</b> 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。</p>	<p><b>第5 財務内容の改善に関する事項</b> 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。</p>	<p><b>第7 剰余金の使途</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全勘定に共通する事項 業務改善にかかる支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源</li> <li>労災年金担保貸付勘定に係る事項 将来の資金需要の増加に対処するための貸付原資</li> </ul>	<p><b>第7 剰余金の使途</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全勘定に共通する事項 業務改善にかかる支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源</li> <li>長寿・子育て・障害者基金勘定に係る事項 剰余金が生じた年度の翌年度以降の助成の業務の財源</li> <li>労災年金担保貸付勘定に係る事項 将来の資金需要の増加に対処するための貸付原資</li> </ul>
<p><b>第6 その他業務運営に関する重要事項</b> 通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。</p>	<p><b>第6 その他業務運営に関する重要事項</b> 通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。</p>	<p><b>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b> 独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p><b>3 積立金の処分に関する事項</b> 前期中期目標の期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した固定資産の減価償却に充てることとする。</p>	<p><b>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b> 独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p><b>3 積立金の処分に関する事項</b> 前期中期目標の期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、長寿・子育て・障害者基金の助成事業及び自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した固定資産の減価償却に充てることとする。</p>

予算(新)  
中期計画(平成20年度～平成24年度)の予算

別紙1

(単位:百万円)

区 別	金 類									計
	一 般 勘 定	長 寿 ・ 子 育 て ・ 障 害 者 基 金 勘 定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	労 災 年 金 担 保 貸 付 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	承 継 教 育 資 金 貸 付 勘 定	あ っ せ ん 勘 定	
収入										
運営費交付金	17,673		2,979	637						21,288
国庫補助金	9,142		124,728							133,869
社会福祉振興助成費補助金	9,142									9,142
給付費補助金			124,728							124,728
利子補給金	27,365									27,365
福祉医療貸付事業収入										
福祉医療貸付金利息	343,348									343,348
経営指導事業収入	175									175
福祉保健医療情報サービス事業収入	97									97
基金事業運用収入	687	7,991								8,678
退職手当共済事業収入			320,699							320,699
掛金			195,414							195,414
都道府県補助金			124,723							124,723
退職手当給付費支払資金戻入				524						524
給付費支払資金運用等収入				37						37
心身障害者扶養保険事業収入					171,543					171,543
保険料収入				46,474						46,474
保険金				61,847						61,847
特別給付金				360						360
弔慰金				1						1
信託運用収入				2,688						2,688
扶養保険資金戻入				60,172						60,172
年金担保貸付事業収入										
年金担保貸付金利息					22,655					22,655
労災年金担保貸付事業収入										
労災年金担保貸付金利息						363				363
承継債権管理回収業務収入							414,044			414,044
承継債権貸付金利息							414,012			414,012
手数料収入								32		32
利息収入	141	7			112		8,568			8,829
有価証券等売却収入	276,497									276,497
雑収入	110	4	7	2	5			14		142
計	675,235	8,002	448,412	172,182	22,772	364	422,626			1,749,593
支出										
福祉医療貸付事業費	361,923									361,923
支払利息	360,209									360,209
業務委託費	844									844
債券発行諸費	870									870
社会福祉事業振興事業費		6,818								6,818
社会福祉振興助成金	9,142									9,142
退職手当共済事業費			445,426							445,426
退職手当給付金			444,937							444,937
退職手当給付費支払資金繰入			489							489
心身障害者扶養保険事業費					171,543					171,543
支払保険料				46,474						46,474
年金給付保険金				60,172						60,172
弔慰金給付保険金				360						360
特別弔慰金給付金				1						1
扶養保険資金繰入				64,535						64,535
年金担保貸付事業費										
支払利息					21,005					21,005
業務委託費					11,496					11,496
債券発行諸費					8,916					8,916
労災年金担保貸付事業費										
業務委託費					593					593
業務経費	7,377	109	1,616	258	279		158	17,318		26,997
福祉医療貸付業務経費	2,490				40					2,490
経営指導業務経費	399									399
福祉保健医療情報サービス業務経費	4,236									4,236
社会福祉事業振興業務経費		109								109
社会福祉振興助成業務経費	252									252
退職手当共済業務経費			1,616							1,616
心身障害者扶養保険業務経費					258					258
年金担保貸付業務経費						279				279
労災年金担保貸付業務経費							40			40
承継債権管理回収業務経費								17,318		17,318
一般管理費	1,256	86	181	41	190		37	554		2,345
人件費	9,563	614	1,188	340	599		75	2,112		14,492
計	389,261	7,627	448,412	172,182	22,074	311	19,985			1,059,851

(注1) 承継教育資金貸付けあっせん勘定は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき平成20年度から業務を休止することとしている。

(注2) 長寿・子育て・障害者基金勘定は、平成21年度をもって廃止し、平成22年度から一般勘定において経理を行い事業を実施することとしている。

(注3) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

[人件費の見積り]

期間中総額 11,509百万円を支出する。

但し、上記の金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定ルール]

1. 一般勘定については、次の算定方法を用い算出する。

$$\text{運営費交付金} = (\text{人件費} + \text{経費}) \times \alpha + \text{退職手当} - \text{自己収入} + \text{当年度の所要額計上経費} + \text{特殊要因}$$

2. 共済勘定及び保険勘定については、一括して次の算定方法を用い算出する。

$$\text{運営費交付金} = (\text{人件費} + \text{経費}) \times \alpha + \text{退職手当} - \text{自己収入} + \text{特殊要因}$$

$\alpha$  : 効率化係数(毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。)

・人件費 =  $A \times \beta \times \gamma$

A : 直前の年度における基本給等(基本給+諸手当+時間外手当)+公務災害補償費+雇用保険料+労災保険料+健康保険料負担金+介護保険料負担金+厚生年金保険料負担金+厚生年金基金掛金負担金+国家公務員等共済組合長期給付負担金+児童手当拠出金

$\beta$  : 昇給原資率(毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。)

$\gamma$  : 給与改定率(毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。)

退職手当の金額は、毎年度の予算編成時に必要額を算出する。

退職一時金及び厚生年金基金の積立不足解消のための掛金を含む厚生年金基金への払い込み掛金の財源は、一般勘定、共済勘定及び保険勘定については、運営費交付金によって措置されるものとする。

・経費 = (業務経費+一般管理費)  $\times \delta$

業務経費は、所要額計上経費を除く。

$\delta$  : 消費者物価指数(毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。)

・自己収入 = 経営指導事業収入 + 雑収入等

雑収入は、社会福祉振興助成事業に係る助成金の返還金を除く。

・所要額計上経費 : 社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費

・特殊要因 : 法令改正等に伴い必要となる措置又は現時点で予測不可能な事由により発生する資金需要であつて、毎年度の予算編成過程において決定する。

[注 記]

前提ルール

・昇給原資率( $\beta$ )、給与改定率( $\gamma$ )及び消費者物価指数( $\delta$ )の伸び率を0として推定。

・効率化係数( $\alpha$ )は、平成19年度予算における運営費交付金対象見合い経費に対し中期計画最終年度(平成24年度)が15.5%の削減になるよう、各事業年度毎に具体的な数値を定める。

中期計画予算においては、平成19年度予算に対し以下の数値を仮置き試算する。

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
0.969	0.938	0.907	0.876	0.845

収支計画(新)  
平成20年度～平成24年度の収支計画

別紙2

(単位:百万円)

区 別	金 額										計
	一 般 勘 定	長 寿 ・ 子 育 て ・ 障 害 者 基 金 勘 定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年 金 付 託 勘 定	保 険 勘 定	年 金 付 託 勘 定	承 継 債 権 管 理 勘 定	承 継 債 権 管 理 勘 定	資 産 勘 定	
費用の部	401,192	7,639	448,450	115,140	22,338	346	20,093				1,015,198
經常費用	401,192	7,639	447,961	107,648	22,338	346	20,093				1,007,217
福祉医療貸付業務費	376,079										376,079
借入金利息	331,801										331,801
債券利息	34,000										34,000
債券発行諸費	870										870
業務委託費	843										843
福祉医療貸付業務経費	2,483										2,483
貸倒引当金繰入	6,081										6,081
経営指導業務費											
経営指導業務経費	398										398
福祉保健医療情報サービス業務費											
福祉保健医療情報サービス業務経費	4,235										4,235
社会福祉事業振興業務費		6,925									6,925
社会福祉事業振興業務費		6,818									6,818
社会福祉事業振興業務経費		107									107
社会福祉振興助成業務費	9,394										9,394
社会福祉振興助成費	9,142										9,142
社会福祉振興助成業務経費	252										252
退職手当共済業務費			446,552								446,552
退職手当給付金			444,937								444,937
退職手当共済業務経費			1,615								1,615
心身障害者扶養保険業務費				107,265							107,265
支払保険料				46,474							46,474
給付金				60,533							60,533
心身障害者扶養保険業務経費				258							258
年金担保貸付業務費					21,461						21,461
借入金利息					1,384						1,384
債券利息					10,169						10,169
債券発行諸費					593						593
業務委託費					8,957						8,957
年金担保貸付業務経費					279						279
貸倒引当金繰入					79						79
労災年金担保貸付業務費							232				232
業務委託費							158				158
労災年金担保貸付業務経費							40				40
貸倒引当金繰入							33				33
承継債権管理回収業務費								17,318			17,318
承継債権管理回収業務経費								554			554
一般管理費	1,252	86	181	40	190		37				1,731
減価償却費	322	18	46	4	93		3				516
人件費	9,512	611	1,182	338	595		75		2,098		14,409
臨時損失			489	7,492							7,981
退職手当給付費支払資金繰入			489								489
心身障害者扶養保険責任準備金繰入				7,492							7,492
収益の部	401,172	8,060	448,450	160,163	22,717	367	421,930				1,462,859
運営費交付金収益	17,673		2,979	637							21,288
福祉医療貸付事業収入	346,231										346,231
経営指導事業収入	175										175
福祉保健医療情報サービス事業収入	97										97
基金事業運用収入		8,053									8,053
退職手当共済事業収入			195,451								195,451
掛金			195,414								195,414
給付費支払資金運用等収入			37								37
心身障害者扶養保険事業収入				117,781							117,781
受取保険料				46,474							46,474
保険金				62,208							62,208
金銭の信託運用益				9,098							9,098
年金担保貸付事業収入					22,594						22,594
労災年金担保貸付事業収入							366				366
承継債権管理回収業務収入							412,689				412,689
年金住宅資金等貸付金利息							412,657				412,657
手数料収入								32			32
補助金等収益	36,507		249,450								285,957
社会福祉振興助成費補助金収益	9,142										9,142
国庫補助金収益			124,728								124,728
都道府県補助金収益			124,723								124,723
利子補給金収益	27,365										27,365
資産見返運営費交付金戻入	272		45	3	10	1	122				453
財務収益											
受取利息	141	7			112		6,755				7,016
雑益	58				0						59
臨時利益			524	41,742				2,364			44,631
貸倒引当金戻入益								2,364			2,364
退職手当給付費支払資金戻入益			524								524
心身障害者扶養保険責任準備金戻入益				41,742							41,742
前中期目標期間繰越積立金取崩額	18										18
総利益又は総損失(△)	△ 20	421	0	45,023	379	21	401,837				447,661

(注1) 承継教育資金貸付けあせん勘定は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき平成20年度から業務を休止することとしている。

(注2) 長寿・子育て・障害者基金勘定は、平成21年度をもって廃止し、平成22年度から一般勘定において経理を行い事業を実施することとしている。

(注3) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によるので、端数において合計とは合致しないものがある。

資金計画(新)  
平成20年度～平成24年度の資金計画

別紙3

(単位:百万円)

区 別	金 額										計
	一 般 勘 定	長 寿・子 育 て 基 金 勘 定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年 金 担 付 勘 定	保 災 年 金 担 付 勘 定	保 険 年 金 担 付 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	承 継 教 育 資 金 貸 付 勘 定	資 金 貸 付 勘 定	
資金支出	3,774,930	66,200	448,340	172,208	1,529,255	28,583	3,194,673		32	9,214,220	
業務活動による支出	2,058,961	11,229	447,923	107,646	1,141,888	28,253	1,763,690		32	5,559,622	
福祉医療貸付事業費	361,923									361,923	
福祉医療貸付金による支出	1,669,700									1,669,700	
社会福祉事業振興事業費		6,818								6,818	
社会福祉振興助成金による支出	9,142									9,142	
退職手当共済事業費			444,937							444,937	
心身障害者扶養保険事業費				107,008						107,008	
年金担保貸付事業費					21,005					21,005	
年金担保貸付金による支出					1,118,400					1,118,400	
労災年金担保貸付事業費						158				158	
労災年金担保貸付金による支出						27,900				27,900	
人件費支出	9,563	614	1,188	340	599	75	2,112		2	14,495	
経営指導業務費	399									399	
その他の業務支出	8,234	195	1,797	299	470	77	18,123		1	29,196	
国庫納付金の支払額		3,602			1,415	42	1,743,454		29	1,748,542	
投資活動による支出		54,861		64,535			1,364,800			1,484,196	
譲渡性預金の預入による支出							1,364,800			1,364,800	
金銭の信託の増加による支出				64,535						64,535	
有価証券の取得による支出		54,500								54,500	
財政融資資金預託金の増加による支出		361								361	
財務活動による支出	1,712,191				386,833					2,099,024	
長期借入金の返済による支出	1,393,481				73,633					1,467,114	
短期借入金の返済による支出					56,200					56,200	
債券の償還による支出	40,000				257,000					297,000	
政府出資の払戻による支出	278,710									278,710	
次期中期目標の期間への繰越金	3,778	110	417	26	534	330	66,183			71,378	
資金収入	3,770,941	66,200	448,340	172,208	1,529,255	28,583	3,194,673		32	9,210,231	
業務活動による収入	1,802,440	7,999	447,887	112,010	1,144,623	26,297	1,342,259		1	4,885,516	
福祉医療貸付事業収入	343,348									343,348	
福祉医療貸付回収金による収入	1,403,702									1,403,702	
経営指導事業収入	175									175	
福祉保健医療情報サービス事業収入	97									97	
基金事業運用収入	687	7,987								8,675	
退職手当共済事業収入			195,451							195,451	
心身障害者扶養保険事業収入				111,371						111,371	
年金担保貸付事業収入					22,655					22,655	
年金担保貸付回収金による収入					1,121,851					1,121,851	
労災年金担保貸付事業収入						363				363	
労災年金担保貸付回収金による収入						27,934				27,934	
承継債権管理回収業務収入							414,044			414,044	
承継融資業務収入							919,633			919,633	
承継教育資金貸付けあわせん業務収入									1	1	
運営費交付金収入	17,673		2,979	637						21,288	
補助金等収入	36,507		249,450							285,957	
その他の業務収入	250	11	7	2	117	0	8,582			8,971	
投資活動による収入	276,497	55,005		60,172			1,741,700			2,133,375	
譲渡性預金の払出による収入							1,741,700			1,741,700	
金銭の信託の減少による収入				60,172						60,172	
有価証券の償還による収入		53,500								53,500	
有価証券の売却による収入	275,222									275,222	
財政融資資金預託金の減少による収入	1,275	1,505								2,780	
財務活動による収入	1,690,600				384,500					2,075,100	
長期借入れによる収入	1,478,600									1,478,600	
短期借入れによる収入					84,500					84,500	
債券の発行による収入	212,000				300,000					512,000	
前期中期目標の期間よりの繰越金	1,404	3,196	453	26	132	285	110,714		31	116,241	

(注1)承継教育資金貸付けあわせん勘定は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき平成20年度から業務を休止することとしている。

(注2)長寿・子育て・障害者基金勘定は、平成21年度をもって廃止し、平成22年度から一般勘定において経理を行い事業を実施することとしている。

(注3)計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(単位:百万円)

区 別	金 額									計
	一般勘定	長寿・子育て・障害者基金勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	年金担保勘定	承継債権管理回収勘定	承継教育資金貸付けあつせん勘定	
収入										
運営費交付金	16,424		2,979	637						20,040
国庫補助金										
給付費補助金			124,728							124,728
利子補給金	27,365									27,365
福祉医療貸付事業収入										
福祉医療貸付金利息	343,348									343,348
経営指導事業収入	175									175
福祉保健医療情報サービス事業収入	97									97
基金事業運用収入		20,715								20,715
退職手当共済事業収入			320,699							320,699
掛金			195,414							195,414
都道府県補助金			124,723							124,723
退職手当給付費支払資金戻入			524							524
給付費支払資金運用等収入			37							37
心身障害者扶養保険事業収入				171,543						171,543
保険料収入				46,474						46,474
保険金				61,847						61,847
特別給付金				360						360
弔慰金				1						1
信託運用収入				2,688						2,688
扶養保険資金戻入				60,172						60,172
年金担保貸付事業収入										
年金担保貸付金利息					22,655					22,655
労災年金担保貸付事業収入										
労災年金担保貸付金利息								363		363
承継債権管理回収業務収入								414,044		414,044
承継債権貸付金利息								414,012		414,012
手数料収入								32		32
利息収入	141	11				112		8,568		8,833
雑収入	107	9	7	2		5	0	14		145
計	387,657	20,736	448,412	172,182	22,772	364	422,626			1,474,749
支出										
福祉医療貸付事業費	361,923									361,923
支払利息	360,209									360,209
業務委託費	844									844
債券発行諸費	870									870
社会福祉事業振興事業費		18,404								18,404
退職手当共済事業費			445,426							445,426
退職手当給付金			444,937							444,937
退職手当給付費支払資金繰入			489							489
心身障害者扶養保険事業費				171,543						171,543
支払保険料				46,474						46,474
年金給付保険金				60,172						60,172
弔慰金給付保険金				360						360
特別弔慰金給付金				1						1
扶養保険資金繰入				64,535						64,535
年金担保貸付事業費										
支払利息					21,005					21,005
業務委託費					11,496					11,496
業務委託費					8,916					8,916
債券発行諸費					593					593
労災年金担保貸付事業費										
業務委託費							158			158
業務経費	7,125	236	1,616	258	279		40	17,318		26,873
福祉医療貸付業務経費	2,490									2,490
経営指導業務経費	399									399
福祉保健医療情報サービス業務経費	4,236									4,236
社会福祉事業振興業務経費		236								236
退職手当共済業務経費			1,616							1,616
心身障害者扶養保険業務経費				258						258
年金担保貸付業務経費					279					279
労災年金担保貸付業務経費							40			40
承継債権管理回収業務経費								17,318		17,318
一般管理費	1,153	187	181	41	190	37		554		2,344
人件費	8,666	1,524	1,188	340	599	75		2,112		14,505
計	378,867	20,351	448,412	172,182	22,074	311	19,985			1,062,182

(注1) 承継教育資金貸付けあつせん勘定は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき平成20年度から業務を休止することとしている。

(注2) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

[人件費の見積り]

期間中総額 11,509百万円を支出する。

但し、上記の金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定ルール]

運営費交付金を財源とする勘定(一般勘定・共済勘定・保険勘定)については、一括して次の算定方法を用い算出する。

運営費交付金=(人件費+経費)× $\alpha$ +退職手当-自己収入+特殊要因

$\alpha$ :効率化係数(毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。)

・人件費=A× $\beta$ × $\gamma$

A:直前の年度における基本給等(基本給+諸手当+時間外手当)+公務災害補償費+雇用保険料+労災保険料+健康保険料負担金+介護保険料負担金+厚生年金保険料負担金+厚生年金基金掛金負担金+国家公務員等共済組合長期給付負担金+児童手当拠出金

$\beta$ :昇給原資率(毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。)

$\gamma$ :給与改定率(毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。)

退職手当の金額は、毎年度の予算編成時に必要額を算出する。

退職一時金及び厚生年金基金の積立不足解消のための掛金を含む厚生年金基金への払い込み掛金の財源は、一般勘定、共済勘定及び保険勘定については、運営費交付金によって措置されるものとする。

・経費=(業務経費+一般管理費)× $\delta$

$\delta$ :消費者物価指数(毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。)

・自己収入=経営指導事業収入+雑収入等

・特殊要因:法令改正等に伴い必要となる措置又は現時点で予測不可能な事由により発生する資金需要であって、毎年度の予算編成過程において決定する。

[注記]

前提ルール

・昇給原資率( $\beta$ )、給与改定率( $\gamma$ )及び消費者物価指数( $\delta$ )の伸び率を0として推定。

・効率化係数( $\alpha$ )は、平成19年度予算における運営費交付金対象見合い経費に対し中期計画最終年度(平成24年度)が15.5%の削減になるよう、各事業年度毎に具体的な数値を定める。

中期計画予算においては、平成19年度予算に対し以下の数値を仮置きし試算する。

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
0.969	0.938	0.907	0.876	0.845

収支計画(旧)

平成20年度～平成24年度の収支計画

別紙2

(単位:百万円)

区 別	金 額										計	
	一 般 勘 定	長 寿 ・ 子 育 て ・ 障 害 者 基 金 勘 定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年 金 付 貸 付 勘 定	保 定	労 災 年 金 担 保 貸 付 勘 定	担 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	承 継 教 育 資 金 貸 付 勘 定		
費用の部	390,764	20,367	448,450	115,140								
経常費用	390,764	20,367	447,961	107,648								
福祉医療貸付業務費	376,079								20,093			
借入金利息	331,801											
債券利息	34,000											
債券発行諸費	870											
業務委託費	843											
福祉医療貸付業務経費	2,483											
貸倒引当金繰入	6,081											
経営指導業務費												
経営指導業務経費	398											
福祉保健医療情報サービス業務費												
福祉保健医療情報サービス業務経費	4,235											
社会福祉事業振興業務費		18,639										
社会福祉事業振興事業費		18,404										
社会福祉事業振興業務経費		235										
退職手当共済業務費			446,552									
退職手当給付金			444,937									
退職手当共済業務経費			1,615									
心身障害者扶養保険業務費				107,265								
支払保険料				46,474								
給付金				60,533								
心身障害者扶養保険業務経費				258								
年金担保貸付業務費					21,461							
借入金利息					1,384							
債券利息					10,169							
債券発行諸費					593							
業務委託費					8,957							
年金担保貸付業務経費					279							
貸倒引当金繰入					79							
労災年金担保貸付業務費								232				
業務委託費								158				
労災年金担保貸付業務経費								40				
貸倒引当金繰入								33				
承継債権管理回収業務費												
承継債権管理回収業務経費									17,318			
一般管理費	1,150	187	181	40	190			37	554			
減価償却費	284	27	46	4	93			3	123			
人件費	8,617	1,514	1,182	338	595			75	2,098			
臨時損失			489	7,492								
退職手当給付費支払資金繰入			489									
心身障害者扶養保険責任準備金繰入				7,492								
収益の部	390,764	20,833	448,450	160,163	22,717			367	421,930			
運営費交付金収益	16,424		2,979	637								
福祉医療貸付事業収入	346,231											
経営指導事業収入	175											
福祉保健医療情報サービス事業収入	97											
基金事業運用収入		20,822										
退職手当共済事業収入			195,451									
掛金			195,414									
給付費支払資金運用等収入			37									
心身障害者扶養保険事業収入				117,781								
受取保険料				46,474								
保険金				62,208								
金銭の信託運用益				9,098								
年金担保貸付事業収入					22,594							
労災年金担保貸付事業収入								366				
承継債権管理回収業務収入									412,689			
年金住宅資金等貸付金利息									412,657			
手数料収入									32			
補助金等収益	27,365		249,450									
国庫補助金収益			124,728									
都道府県補助金収益			124,723									
利子補給金収益	27,365											
資産見返運営費交付金戻入	272		45	3	10			1	122			
財務収益												
受取利息	141	11			112				6,755			
雑益	58				0							
臨時利益			524	41,742					2,364			
貸倒引当金戻入益			524						2,364			
退職手当給付費支払資金戻入益				41,742								
心身障害者扶養保険責任準備金戻入益				45,023								
総利益	0	466	0		379			21	401,837			

(注1) 承継教育資金貸付けあわせん勘定は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき平成20年度から業務を休止することとしている。

(注2) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

区 別	金 額									計
	一般勘定	長寿・子育て・障害者基金勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	承継教育資金貸付けあつせん勘定		
資金支出	3,483,363	179,751	448,340	172,208	1,529,255	28,583	3,194,673		32	9,036,205
業務活動による支出	2,048,567	23,953	447,923	107,646	1,141,888	28,253	1,763,690		32	5,561,953
福祉医療貸付事業費	361,923									361,923
福祉医療貸付金による支出	1,669,700									1,669,700
社会福祉事業振興事業費		18,404								18,404
退職手当共済事業費			444,937							444,937
心身障害者扶養保険事業費				107,008						107,008
年金担保貸付事業費					21,005					21,005
年金担保貸付金による支出					1,118,400					1,118,400
労災年金担保貸付事業費						158				158
労災年金担保貸付金による支出						27,900				27,900
人件費支出	8,666	1,524	1,188	340	599	75	2,112		2	14,507
経営指導業務費	399									399
その他の業務支出	7,879	423	1,797	299	470	77	18,123		1	29,070
国庫納付金の支払額		3,602			1,415	42	1,743,454		29	1,748,542
投資活動による支出		155,486		64,535			1,364,800			1,584,822
譲渡性預金の預入による支出							1,364,800			1,364,800
金銭の信託の増加による支出				64,535						64,535
有価証券の取得による支出		154,800								154,800
財政融資資金預託金の増加による支出		686								686
財務活動による支出	1,433,481				386,833					1,820,314
長期借入金の返済による支出	1,393,481				73,633					1,467,114
短期借入金の返済による支出					56,200					56,200
債券の償還による支出	40,000				257,000					297,000
次期中期目標の期間への繰越金	1,315	312	417	26	534	330	66,183			69,116
資金収入	3,483,363	179,751	448,340	172,208	1,529,255	28,583	3,194,673		32	9,036,205
業務活動による収入	1,791,359	20,727	447,887	112,010	1,144,623	28,297	1,342,259		1	4,887,164
福祉医療貸付事業収入	343,348									343,348
福祉医療貸付回収金による収入	1,403,702									1,403,702
経営指導事業収入	175									175
福祉保健医療情報サービス事業収入	97									97
基金事業運用収入		20,706								20,706
退職手当共済事業収入			195,451							195,451
心身障害者扶養保険事業収入				111,371						111,371
年金担保貸付事業収入					22,655					22,655
年金担保貸付回収金による収入					1,121,851					1,121,851
労災年金担保貸付事業収入						363				363
労災年金担保貸付回収金による収入						27,934				27,934
承継債権管理回収業務収入							414,044			414,044
承継融資業務収入							919,633			919,633
承継教育資金貸付けあつせん業務収入									1	1
運営費交付金収入	16,424		2,979	637						20,040
補助金等収入	27,365		249,450							276,815
その他の業務収入	248	21	7	2	117	0	8,582			8,977
投資活動による収入		155,829		60,172			1,741,700			1,957,701
譲渡性預金の払出による収入							1,741,700			1,741,700
金銭の信託の減少による収入				60,172						60,172
有価証券の償還による収入		152,800								152,800
財政融資資金預託金の減少による収入		3,029								3,029
財務活動による収入	1,690,600				384,500					2,075,100
長期借入れによる収入	1,478,600									1,478,600
短期借入れによる収入					84,500					84,500
債券の発行による収入	212,000				300,000					512,000
前期中期目標の期間よりの繰越金	1,404	3,196	453	26	132	285	110,714		31	116,241

(注1) 承継教育資金貸付けあつせん勘定は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき平成20年度から業務を休止することとしている。

(注2) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

**独立行政法人福祉医療機構中期目標**

平成20年2月29日付厚生労働省発社援第0229002号指示  
変更：平成22年0月00日付厚生労働省発社援第0000000号指示

独立行政法人福祉医療機構は、国の福祉政策及び医療政策と密接に連携しつつ、貸付その他の公共性の高い多様な事業を公正かつ総合的に実施することにより、わが国の福祉の増進並びに医療の普及及び向上に貢献することが期待されている。

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構が達成すべき業務運営に関する目標を次のように定める。

平成20年2月29日

厚生労働大臣  
舩添 要一

**第1 中期目標の期間**

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成20年4月から平成25年3月までの5年とする。

**第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項**

独立行政法人の趣旨を十分に踏まえ、業務実施方法の更なる改善を図り、機構に期待される社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう、経営管理の充実・強化を図ること。

**1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備**

国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成、人員配置等の業務運営体制を継続的に見直すこと。

**2 業務管理（リスク管理）の充実**

効率的かつ効果的な業務運営を行うため、業務の実態に応じた業務管理手法の確立・定着を図るとともに、法人運営に伴い発生する業務上のリスク、財務上のリスク等を把握し、適切な予防措置を講じるなどリスク管理の充実を図ること。

**第3 業務運営の効率化に関する事項**

通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

**1 業務・システムの効率化と情報化の推進**

(1) 平成19年度に策定した以下の事業等に係る業務・システムの最適化計画に基づき業務の見直し並びにシステム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、シス

テムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減及び随意契約の見直し等を図ること。

- ・ 福祉医療貸付事業
- ・ 福祉保健医療情報サービス事業
- ・ 退職手当共済事業
- ・ 年金担保貸付事業
- ・ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

(2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、システム等の継続的な改善に努めること。

(3) 情報化の進展による諸環境の変化に対応できるように、情報管理担当部署の専門性の向上を図るとともに、業務上必要となる職員のIT技能の習得を推進すること。

## 2 経費の節減

(1) 業務方法の見直し及び事務の効率化を行い、経費の節減に努めること。

(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。

- ① 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。
- ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。

(3) 一般管理費、人件費及び業務経費（退職手当金、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費及び抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る経費を除く。）については、効率的な利用に努め、中期目標期間の最終事業年度において、平成19年度予算と比べて15.5%程度の額を節減すること。

人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間で、平成17年度を基準（ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準）として5%以上を削減すること。

さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続すること。

併せて、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。

- ② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。

#### 第4 業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

##### 1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）

福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

- (1) 国の福祉政策における政策目標を着実に推進するため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。
- (2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化への対応に臨機応変に対応すること。
- (3) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。
- (4) 民業補完の推進の観点から、福祉貸付における協調融資制度を充実し、制度の適切な運用に努めること。
- (5) 審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図ること。

##### 2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）

医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

- (1) 国の医療政策における政策目標を着実に推進するため、国と協議のうえ、中期目標期間中における融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。  
ただし、当該ガイドラインの施行に当たっては、制度の円滑な移行のため十分な周知期間を設けること。

- (2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化への対応に臨機応変に対応すること。
- (3) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。
- (4) 審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図るとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用すること。

### 3 福祉医療貸付事業（債権管理）

#### (1) 福祉医療貸付事業等の効率化

- ① 政策金融改革の趣旨を踏まえ、融資の重点化及び融資率の引き下げを行い、平成24年度予算における福祉医療貸付事業の新規融資額を平成17年度における同事業の新規融資額の実績と比べて20%程度縮減し、併せて同事業における融資残高の縮減に努めること。
- ② 福祉医療貸付事業の金利について、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを除き、現中期目標期間中の新規契約分について利差益が確保されるよう努めること。
- ③ 政策融資としての役割を効果的に果たし、併せて民業補完を推進するとの観点から、政策融資としての機能を毎年点検し、事業内容を不断に見直す等事業の効率化を進めること。

#### (2) リスク管理債権の適正な管理

福祉医療貸付事業の貸付債権について、貸付先の業況の把握、福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取り組むとともに、債権区分別に適切な管理を行い、中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期目標期間中の比率の平均を上回らないように努めること。

### 4 福祉医療経営指導事業

福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

- (1) 集団経営指導（セミナー）については、施設の健全経営のために必要な情報を広く施設経営者等に提供すること。
- (2) 施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握し、健全な施設経営を行うことができるように、診断メニューの多様化を図り、個別経営診断の普及に努めること。特に、実地調査を伴う個別経営診断の強化を図り、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対する経営支援に努めること。
- (3) 社会福祉や医療の制度変更、経営環境の変化等による経営者のニーズを的確に把

握し、施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努めること。

- (4) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から自己収入の拡大に努めること。

## 5 社会福祉振興助成事業（仮称）

平成22年度から実施する社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、国からの補助金の交付を受け、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援すること等を目的として、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、効果的な資金助成を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

- (1) 助成事業の募集に当たっては、国が定める助成対象事業を踏まえ、毎年度、助成方針を定め公表すること。その際、制度改革等により変化する政策課題や多様化する国民ニーズに即した助成を行うため、毎年度、重点的に助成する分野を国と協議のうえ設定し、助成方針に明記すること。
- (2) 助成事業の選定については、毎年度、外部有識者からなる委員会において、選定方針を定め、公正に選定を行うなど、客観性及び透明性の確保を図ること。  
また、事業内容の特性に配慮しつつ、助成事業の固定化回避に努めること。
- (3) 助成事業の申請等の事務負担を軽減するため、各種提出書類の電子化などを行うこと。
- (4) 助成した事業の事後評価については、毎年度、外部有識者からなる委員会において、評価方針を定め、効率的かつ効果的な評価を行うこと。また、事後評価結果を選定方針の改正等に適正に反映すること。
- (5) 助成事業の成果が、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言に努めること。
- (6) 事後評価の結果を踏まえ、事業効果の高い事業等の周知とその効果的な普及を推進すること。

## 6 退職手当共済事業

退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。

- (1) 退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図ること。
- (2) 利用者への説明会や提出書類の簡素化等により、利用者の手続き面での利便性の向上及び負担の軽減に努めること。

- (3) 業務委託先への業務指導を徹底することにより、窓口相談、届出受理の機能強化を図ること。

## 7 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

なお、扶養共済制度に関し、国においては、その安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、19年度末の積立不足に対応し、機構が定期的に行う扶養共済制度の長期的な財政状況の検証を踏まえ、毎年度予算編成を経て必要な財政支援措置を各地方公共団体とともに講ずることとし、機構は、上記の国・地方公共団体による財政措置を踏まえ、資金の安全かつ効率的な運用に努めること。

### (1) 財政状況の検証

扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。

なお、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行なうこととしていることから、基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をすること。

### (2) 扶養保険資金の運用

#### ① 基本的考え方

扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこと。

#### ② 運用の目標

厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するため、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を定め、これに基づき管理を行うこと。

各年度において、各資産ごとに各々のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること。

ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等の条件を満たす適切な市場指標を用いること。

#### ③ 運用におけるリスク管理

扶養保険資金については、分散投資による運用を行うとともに、運用に伴う各種リスクの管理を行うこと。

#### ④ 年金給付のための流動性の確保

扶養保険事業の財政見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保すること。

⑤ 運用に関する基本方針の策定

扶養保険資金の運用について、基本方針を策定すること。

⑥ 基本ポートフォリオの策定

基本ポートフォリオは、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなるように策定することとし、その際、以下の点に留意すること。

- ・ 厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とすること。
- ・ 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。
- ・ 扶養保険事業の財政の安定化の観点から、変動リスクを一定範囲に抑える資産構成とすること。その際、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。

⑦ 基本ポートフォリオの見直し

基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行い、必要に応じて随時見直すこと。

⑧ リスク管理の徹底

基本ポートフォリオ管理を適切に行うとともに、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関のリスク管理を行うこと。

⑨ 運用手法

長期保有を前提としたインデックス運用等のパッシブ運用を中心とすること。

⑩ 企業経営等に与える影響への考慮

企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わないこと。また、長期的な株主等の利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使などの適切な対応を行うこと。

⑪ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証

扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から運用実績を確認する等の検証を行うこと。

(3) 事務処理の適切な実施

心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるように連携を図ること。

## 8 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）

WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

- (1) 福祉保健医療情報に対する国民のニーズの高度化とこれら情報の提供機関の多様化等に対応して、WAM NETの特長を最大限に活かすことができる事業への重点化を図るとともに、提供する情報の質の向上等に努めること。

- (2) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的実施を推進するためにWAM NET基盤を活用すること。
- (3) WAM NET事業について、運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努めるほか、業務・システムの最適化計画に基づき業務委託の見直しを行うことにより事務の効率化を図ること。  
また、専用サイトについては利用料を徴収するなど、新たな自己収入の増加策について検討し、業務・システム最適化計画の実施に合わせて平成21年度末までに結論を得、更なる自己収入の拡大に努めること。

## 9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度、船員保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。

- (1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づく運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。
- (2) 業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うこと。  
また、貸付後の返済方法などの返済条件の緩和の必要性について検討し、適切な措置を講じること。
- (3) 年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。
- (4) 年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等の実施に伴う事務処理の増加を考慮しつつ、事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を平成19年度と比較して短縮するよう取組を行うこと。

## 10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務

### (1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努めること。

- ① 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。
- ② 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の

発生の抑制に努めること。

- ③ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。

## (2) 承継教育資金貸付けあっせん業務

「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、平成20年度から承継教育資金貸付けあっせん業務を休止すること。

## 第5 財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。

- 1 運営費交付金以外の収入の確保  
運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。
- 2 自己資金調達による貸付原資の確保  
福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、財投機関債の発行等による資金調達を適切に行うこと。
- 3 資産の有効活用  
機構の保有する資産の活用方法について、自己収入の増加を図る等の観点から、中期目標期間中に見直しを行うこと。

## 第6 その他業務運営に関する重要事項

通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。

### 人事に関する事項

- (1) 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、組織編成及び人員配置を実情に応じて見直すこと。
- (2) 人事評価制度の運用により職員の努力とその成果を適正に評価するとともに、人材の育成に努め、士気及び専門性の高い組織運営に努めること。

## 独立行政法人福祉医療機構中期計画

平成20年3月31日付厚生労働省発社援第0331001号認可  
変更：平成22年0月00日付厚生労働省発社援第0000000号認可

独立行政法人福祉医療機構は、国の政策と連携した福祉医療分野の事業等を通じ、国民に信頼される総合的支援機関として、引き続き適切な業務運営に努めることとする。

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、平成20年2月29日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人福祉医療機構中期目標を達成するため、同法第30条の規定に基づき、次のとおり、独立行政法人福祉医療機構中期計画を作成する。

平成20年2月29日

独立行政法人福祉医療機構  
理事長 山口 剛彦

### 第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

機構に期待される社会的使命を効率性、有効性を持って果たしていくために、第二期中期目標期間においては、「専門性の向上」と「業務間の連携強化」を図り、総合力の発揮を目指して、次のような機構の事業全般にわたる共通の取組を実施することとする。

#### 1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

- (1) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成、人員配置、人事評価制度、職員研修等の業務運営体制について、継続的に見直しを行う。
- (2) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境の変化等に迅速的確に対応するため、トップマネジメントを補佐する経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営を図る。
- (3) 多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図る。

#### 2 業務管理（リスク管理）の充実

- (1) 内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図る。

また、職員の業務改革等に向けた取組を奨励し、業務改善活動の活性化を図るとともに、業務管理手法の改善等を進め業務管理の充実を図る。

(2) 福祉貸付事業及び医療貸付事業においては、ALM（資産負債管理）システムなどを活用して、金利リスクなどの抑制に努める。

(3) 個人情報の保護に関する法律に基づき個人情報保護を徹底するとともに、情報セキュリティ対策の充実を図る。

## 第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第30条第2項第1号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

### 1 業務・システムの効率化と情報化の推進

(1) 平成19年度に策定した以下の事業等に係る業務・システムの最適化計画に基づき業務の見直し並びにシステム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減及び随意契約の見直し等を図る。

- ・ 福祉医療貸付事業
- ・ 福祉保健医療情報サービス事業
- ・ 退職手当共済事業
- ・ 年金担保貸付事業
- ・ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

(2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、最適化対象外の他のシステムについても継続的な改善を推進する。

(3) 情報化統括責任者（CIO）及び情報化統括責任者（CIO）補佐官を中心に、情報化推進体制の強化を図るとともに、情報システムの運用管理体制の向上を図るため、機構の情報化推進を担うIT技術に精通した人材の育成を図る。

(4) 各業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能の習得を推進するため、職員に対する研修等を計画的に実施する。

### 2 経費の節減

(1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、業務の外部委託（アウトソーシング）を適切に活用する。

(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。

- ① 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。
- ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。

(3) 毎年度、業務方法等を点検し、業務方法の改善等を行うことにより、事務の効率化を推進する。

(4) 一般管理費、人件費及び業務経費（退職手当金、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費及び抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る経費を除く。）については、効率的な利用に努め、中期目標期間の最終事業年度において、平成19年度予算と比べて15.5%程度の額を節減する。

人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間で、平成17年度を基準（ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準）として5%以上を削減する。

さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

併せて、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。

### 第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

通則法第30条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

#### 1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）

福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、福祉貸付事業を実施する。
- (2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改革、金融環境の変化に伴う経営悪化への対応に臨機応変に対応する。  
特に、療養病床の再編を推進するため、医療貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進める。
- (3) 利用者サービスの向上を図るため、福祉施設の整備の融資相談等を充実する。
- (4) 協調融資制度の対象を福祉貸付の全対象施設等に拡大するなど制度を充実させるとともに周知を図り、制度の適切な運用を行う。
- (5) 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を75日以内とする。  
また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。

#### 2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）

医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、国と協議のうえ、中期目標期間中における融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、医療貸付事業を実施する。  
ただし、当該ガイドラインの施行に当たっては、制度の円滑な移行のため十分な周知期間を設け適切に対応する。

(2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改革、金融環境の変化に伴う経営悪化への対応に臨機応変に対応する。

特に、療養病床の再編を推進するため、福祉貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進める。

(3) 利用者サービスの向上を図るため、医療施設の整備の融資相談等を充実する。

(4) 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を45日以内とするとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用する。

また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。

### 3 福祉医療貸付事業（債権管理）

(1) 福祉医療貸付事業等の効率化

① 融資対象の重点化及び融資率の引下げを行い、福祉医療貸付事業の新規融資額の縮減に関する中期目標を達成する。

② 福祉医療貸付事業の金利について、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを除き、新規契約分の利差益に関する中期目標を達成する。

③ 政策融資としての機能を毎年点検し、政策優先度に応じて、貸付対象等を見直す等事業の効率化を進める。

(2) リスク管理債権の適正な管理

① 福祉医療貸付事業の貸付に係る債権について、継続的に貸付先の経営情報の収集と分析を行い、経営状況の的確な把握に努め、福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取り組むとともに、債権区分別に適切な管理を行う。

また、リスク管理債権を抑制する観点から発生要因別分析等を行い貸付関係部にフィードバックする。

② 中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期目標期間中の比率の平均を上回らないように努める。

### 4 福祉医療経営指導事業

福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) セミナー実施日の平均10週間前までに開催内容の告知を行う等、受講希望者の受講機会確保とPRに努め、中期目標期間における延べ受講者数を12,600人以上とする。
- (2) 開設施設の経営改善手法について良質で実践的な事例を提供するなどカリキュラムを工夫し、中期目標期間中の受講者に対するアンケート調査における満足度指標を平均65ポイント以上とする。
- (3) 顧客ニーズに対応して、経営指標の策定・診断手法の確立等の年次計画に基づき、法人全体を対象とした経営診断の創設、経営診断対象施設の追加等を段階的に実施する。
- (4) 個別経営診断については、中期目標期間中に延べ1,400件以上の診断を実施する。また、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援を図る経営改善支援事業に重点化し、漸次、当該経営診断件数の増加に努める。
- (5) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。
- (6) 施設経営者等が経営状況を客観的に把握できるように、年次計画に基づき、経営指標の対象施設の拡大を段階的に図る。
- (7) 安定的かつ効率的な法人運営に寄与するため、財務面や収支面等の経営指標の組み合わせによる、法人全体の格付についての研究及び導入を図る。
- (8) 施設の経営実態及び経営改善事例や経営統合・分離手法等について年次計画に基づき調査研究を行い、施設経営を支援するための情報を施設経営者等に的確に提供する。
- (9) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、中期目標期間中において実費相当額を上回る自己収入を確保する。

## 5 社会福祉振興助成事業（仮称）

平成22年度から実施する社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、国からの補助金の交付を受け、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援すること等を目的として、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、効果的な資金助成を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努

める。

- (1) 助成事業の募集に当たっては、国が定める助成対象事業を踏まえ、制度改革等により変化する政策課題や多様化する国民ニーズに即した助成を行うため、毎年度、重点的に助成する分野を国と協議のうえ設定し、募集要領等に明記し、公表する。
- (2) 助成事業の選定については、毎年度、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」）において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択する。  
また、選定方針の策定に当たっては、事業の必要性やその効果、継続能力等の観点や事業内容の特性に配慮しつつ固定化回避に努める。
- (3) 全助成件数の80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業であること。
- (4) 助成先団体等の事務負担の軽減を図るため、各種提出書類の電子化などを行う。
- (5) 助成金の申請の受理から助成決定までの平均処理期間を30日以内とする。
- (6) 助成した事業の事後評価については、毎年度、審査・評価委員会において、評価方針を定め、効率的かつ効果的な評価を行う。  
また、事後評価の結果を選定方針の改正に適正に反映する。
- (7) 助成事業の成果が、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言に努める。  
なお、的確な相談・助言等ができるよう、職員の専門性の向上に努める。
- (8) 助成事業を通じ、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業を80%以上とする。
- (9) 助成事業の内容を踏まえ、助成事業が対象とした利用者の満足度を70%以上とする。
- (10) 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表するとともに、助成事業報告会や助成事業説明会を中期目標期間内に15回以上開催するなど効果的な普及を行う。

## 6 退職手当共済事業

退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間を75日以内とする。
- (2) 業務委託先が実施する共済契約者の事務担当者に対する実務研修会に機構職員を派遣し、制度内容の周知と適正な手続きに関する指導を行うとともに、必要に応じて共済契約者を直接訪問して個別指導を行う。
- (3) 提出書類の電子届出化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減する。
- (4) 業務委託先の窓口相談・届出受理の機能強化を図るため、業務委託先の事務担当者に対する事務打合せ会を実施するほか、必要に応じて業務委託先を個別に訪問して業務指導の徹底を行う。

## 7 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

### (1) 財政状況の検証

扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表する。

なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をする。

### (2) 扶養保険資金の運用

#### ① 基本的考え方

扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、長期的な観

点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行う。

このため、分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で策定し、扶養保険資金の運用を行う。

## ② 運用の目標

厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを長期的に確保するため、基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。

また、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。

ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等の条件を満たす適切な市場指標を用いる。

## ③ 運用におけるリスク管理

リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。

## ④ 年金給付のための流動性の確保

年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。

## ⑤ 運用に関する基本方針の策定及び定期的見直し

扶養保険資金の運用に関する基本方針を資産運用委員会の議を経た上で策定し、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。

## ⑥ 基本ポートフォリオの基本的考え方

資産運用委員会の議を経た上で策定される基本ポートフォリオは、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなるように策定することとする。

その際、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とし、扶養保険事業の財政の安定化の観点から変動リスクを一定範囲に抑える。

併せて、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制する。

## ⑦ 基本ポートフォリオの策定

基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産とする。

扶養保険事業の短期資金需要等に配慮して、基本ポートフォリオを次のとおり定める。また、各資産に固有の収益率の変動の大きさ、基本ポートフォリオにおける組入比率の大きさ、取引コスト等を総合的に勘案し、乖離許容

幅を次のとおり設定する。

区 分	基本ポートフォリオ	乖離許容幅
国内債券	71.6%	±8%
国内株式	7.8%	±5%
外国債券	7.8%	±5%
外国株式	7.8%	±5%
短期資産	5.0%	±4%

(目標収益率 3.20%、標準偏差 5.05%)

⑧ 基本ポートフォリオの見直し

基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。

⑨ 基本ポートフォリオの管理及びその他のリスク管理

基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。

扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関について、以下の方法によりリスク管理を行う。

・資産全体

資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、必要な措置を講じる。

・各資産

市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、金融・資本市場のグローバル化、緊密化の進展を踏まえ、ソブリン・リスク（外国政府の債務に投資するリスク）についても注視する。

・各運用受託機関

運用受託機関に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。

また、運用受託機関の信用リスクを管理するほか、運用体制の変更等に注意する。

・各資産管理機関

資産管理機関に対し資産管理ガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理する。

また、資産管理機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意する。

⑩ 運用手法

各資産ともパッシブ運用を中心とする。

⑪ 企業経営等に与える影響への考慮

企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。

企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求める。

⑫ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証

扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行う。

(3) 事務処理の適切な実施

心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図るため、事務担当者会議を開催する。

**8 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）**

WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に係る民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(1) WAM NETの特長を最大限に活かすことができる介護関係情報、障害者福祉関係情報、医療関係情報等の提供事業に重点化を図るとともに、提供する情報の質の向上に努める。

(2) 利用者ニーズに合わせて、コンテンツ及び機能の見直しを行い、中期目標期間中における年間アクセス件数を1,400万件以上、利用機関登録数を7.5万件以上とするとともに、アンケート調査における情報利用者の満足度を90%以上とする。

(3) 国の福祉保健医療施策及び機構業務の効率的実施を推進するためにWAM NET基盤を活用する。

(4) WAM NET事業について、運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自

己収入の拡大に努め、中期目標期間の最終事業年度において1,500万円以上の自己収入を確保するほか、業務・システム最適化計画に基づき業務委託の見直しを行うことにより事務の効率化を図る。

また、専用サイトについては利用料を徴収するなど、新たな自己収入の増加策について検討し、業務・システム最適化計画の実施に合わせて平成21年度末までに結論を得、更なる自己収入の拡大を図る。

## 9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度、船員保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。

- (1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づく運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努める。
- (2) 業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行う。  
また、貸付後の返済方法などの返済条件の緩和の必要性について検討し、適切な措置を講じる。
- (3) ホームページ、リーフレット等により、年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図る。
- (4) 受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めるために、受託金融機関事務打合せ会議の開催場所、回数等を見直し、更なる周知徹底に努める。
- (5) 年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等の実施に伴う事務処理の増加を考慮しつつ、事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を平成19年度と比較して短縮するよう取組を行う。

## 10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務

- (1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。

- ① 必要に応じて関係行政機関及び受託金融機関と緊密に連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。
- ② 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。
- ③ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。
- ④ 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努める。
- ⑤ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努める。
- ⑥ 転貸法人に対して必要な助言等を行うことにより、転貸法人による適切な債権回収を推進する。

## (2) 承継教育資金貸付けあっせん業務

承継教育資金貸付けあっせん業務については、平成20年度から業務を休止する。

## 第4 予算、収支計画及び資金計画

### 1 予算

別表1のとおり

### 2 収支計画

別表2のとおり

### 3 資金計画

別表3のとおり

## 第5 短期借入金の限度額

### 1 限度額

91,600百万円

### 2 想定される理由

- (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。
- (2) 一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。
- (3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。
- (4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。
- (5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。

## 第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

宝塚宿舍（兵庫県宝塚市、戸建3戸）、川西宿舍（兵庫県川西市、戸建1戸）、千里山田宿舍（大阪府吹田市、区分所有建物2戸）及び戸塚宿舍（横浜市戸塚区、集合住宅1棟）を売却する。

## 第7 剰余金の使途

- ・全勘定に共通する事項
  - 業務改善にかかる支出のための原資
  - 職員の資質向上のための研修等の財源
- ・労災年金担保貸付勘定に係る事項
  - 将来の資金需要の増加に対処するための貸付原資

## 第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

### 1 職員の人事に関する計画

#### (1) 方針

- ① 業務処理方法の改善等を図り組織のスリム化に努めるとともに、各業務の特性や業務量を踏まえ、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。
- ② 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。
- ③ 質の高いサービスの提供を行うことができるように、各業務の特性に応じて、専門性の高い職員の育成・確保に努める。
- ④ 担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施する。

(2) 人員に係る指標

期末の常勤職員数を期初の常勤職員数の100%以内とする。

(参考1)

期初の常勤職員数 299人

(参考2)

中期目標期間中の人件費総額見込み 11,509百万円

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。

2 施設及び設備に関する計画

なし

3 積立金の処分に関する事項

前期中期目標の期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した固定資産の減価償却に充てることとする。

予算  
中期計画(平成20年度～平成24年度)の予算

別紙1

(単位:百万円)

区 別	金 額								計
	一 般 勘 定	長 寿 ・ 子 育 て ・ 障 害 者 基 金 勘 定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	労 災 年 金 担 保 貸 付 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	承 継 教 育 資 金 貸 付 け あ つ せ ん 勘 定	
収入									
運営費交付金	17,673		2,979	637					21,288
国庫補助金	9,142		124,728						133,869
社会福祉振興助成費補助金	9,142								9,142
給付費補助金			124,728						124,728
利子補給金	27,365								27,365
福祉医療貸付事業収入									
福祉医療貸付金利息	343,348								343,348
経営指導事業収入	175								175
福祉保健医療情報サービス事業収入	97								97
基金事業運用収入	687	7,991							8,678
退職手当共済事業収入			320,699						320,699
掛金			195,414						195,414
都道府県補助金			124,723						124,723
退職手当給付費支払資金戻入			524						524
給付費支払資金運用等収入			37						37
心身障害者扶養保険事業収入				171,543					171,543
保険料収入				46,474					46,474
保険金				61,847					61,847
特別給付金				360					360
弔慰金				1					1
信託運用収入				2,688					2,688
扶養保険資金戻入				60,172					60,172
年金担保貸付事業収入									
年金担保貸付金利息					22,655				22,655
労災年金担保貸付事業収入									
労災年金担保貸付金利息						363			363
承継債権管理回収業務収入							414,044		414,044
承継債権貸付金利息							414,012		414,012
手数料収入							32		32
利息収入	141	7			112		8,568		8,829
有価証券等売却収入	276,497								276,497
雑収入	110	4	7	2	5	0	14		142
計	675,235	8,002	448,412	172,182	22,772	364	422,626		1,749,593
支出									
福祉医療貸付事業費	361,923								361,923
支払利息	360,209								360,209
業務委託費	844								844
債券発行諸費	870								870
社会福祉事業振興事業費		6,818							6,818
社会福祉振興助成金	9,142								9,142
退職手当共済事業費			445,426						445,426
退職手当給付金			444,937						444,937
退職手当給付費支払資金繰入			489						489
心身障害者扶養保険事業費				171,543					171,543
支払保険料				46,474					46,474
年金給付保険金				60,172					60,172
弔慰金給付保険金				360					360
特別弔慰金給付金				1					1
扶養保険資金繰入				64,535					64,535
年金担保貸付事業費					21,005				21,005
支払利息					11,496				11,496
業務委託費					8,916				8,916
債券発行諸費					593				593
労災年金担保貸付事業費									
業務委託費						158			158
業務経費	7,377	109	1,616	258	279	40	17,318		26,997
福祉医療貸付業務経費	2,490								2,490
経営指導業務経費	399								399
福祉保健医療情報サービス業務経費	4,236								4,236
社会福祉事業振興業務経費		109							109
社会福祉振興助成業務経費	252								252
退職手当共済業務経費			1,616						1,616
心身障害者扶養保険業務経費				258					258
年金担保貸付業務経費					279				279
労災年金担保貸付業務経費						40			40
承継債権管理回収業務経費							17,318		17,318
一般管理費	1,256	86	181	41	190	37	554		2,345
人件費	9,563	614	1,188	340	599	75	2,112		14,492
計	389,261	7,627	448,412	172,182	22,074	311	19,985		1,059,851

(注1)承継教育資金貸付けあつせん勘定は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき平成20年度から業務を休止することとしている。

(注2)長寿・子育て・障害者基金勘定は、平成21年度をもって廃止し、平成22年度から一般勘定において経理を行い事業を実施することとしている。

(注3)計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

[人件費の見積り]

期間中総額 11,509百万円を支出する。

但し、上記の金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定ルール]

1. 一般勘定については、次の算定方法を用い算出する。

$$\text{運営費交付金} = (\text{人件費} + \text{経費}) \times \alpha + \text{退職手当} - \text{自己収入} + \text{当年度の所要額計上経費} + \text{特殊要因}$$

2. 共済勘定及び保険勘定については、一括して次の算定方法を用い算出する。

$$\text{運営費交付金} = (\text{人件費} + \text{経費}) \times \alpha + \text{退職手当} - \text{自己収入} + \text{特殊要因}$$

α: 効率化係数(毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。)

$$\text{人件費} = A \times \beta \times \gamma$$

A: 直前の年度における基本給等(基本給+諸手当+時間外手当)+公務災害補償費+雇用保険料+労災保険料+健康保険料負担金+介護保険料負担金+厚生年金保険料負担金+厚生年金基金掛金負担金+国家公務員等共済組合長期給付負担金+児童手当拠出金

β: 昇給原資率(毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。)

γ: 給与改定率(毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。)

退職手当の金額は、毎年度の予算編成時に必要額を算出する。

退職一時金及び厚生年金基金の積立不足解消のための掛金を含む厚生年金基金への払い込み掛金の財源は、一般勘定、共済勘定及び保険勘定については、運営費交付金によって措置されるものとする。

$$\text{経費} = (\text{業務経費} + \text{一般管理費}) \times \delta$$

業務経費は、所要額計上経費を除く。

δ: 消費者物価指数(毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。)

$$\text{自己収入} = \text{経営指導事業収入} + \text{雑収入等}$$

雑収入は、社会福祉振興助成事業に係る助成金の返還金を除く。

・所要額計上経費: 社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費

・特殊要因: 法令改正等に伴い必要となる措置又は現時点で予測不可能な事由により発生する資金需要であって、毎年度の予算編成過程において決定する。

[注記]

前提ルール

・昇給原資率(β)、給与改定率(γ)及び消費者物価指数(δ)の伸び率を0として推定。

・効率化係数(α)は、平成19年度予算における運営費交付金対象見合い経費に対し中期計画最終年度(平成24年度)が15.5%の削減になるよう、各事業年度毎に具体的な数値を定める。

中期計画予算においては、平成19年度予算に対し以下の数値を仮置きし試算する。

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
0.969	0.938	0.907	0.876	0.845

収支計画  
平成20年度～平成24年度の収支計画

別紙2

(単位:百万円)

区 別	金 額										計	
	一 般 勘 定	長 寿 ・ 子 育 っ て ・ 障 害 者 基 金 勘 定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年 金 付 担 保 貸 付 勘 定	年 金 付 担 保 貸 付 勘 定	年 金 付 担 保 貸 付 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定		
費用の部	401,192											1,015,198
経常費用	401,192	7,639	448,450	115,140	22,338		346	20,093				1,007,217
福祉医療貸付業務費	376,079		447,961	107,648	22,338		346	20,093				376,079
借入金利息	331,801											331,801
債券利息	34,000											34,000
債券発行諸費	870											870
業務委託費	843											843
福祉医療貸付業務経費	2,483											2,483
貸倒引当金繰入	6,081											6,081
経営指導業務費												
経営指導業務経費	398											398
福祉保健医療情報サービス業務費												
福祉保健医療情報サービス業務経費	4,235											4,235
社会福祉事業振興業務費		6,925										6,925
社会福祉事業振興業務経費		6,818										6,818
社会福祉事業振興業務経費		107										107
社会福祉振興助成業務費	9,394											9,394
社会福祉振興助成費	9,142											9,142
社会福祉振興助成業務経費	252											252
退職手当共済業務費			446,552									446,552
退職手当給付金			444,937									444,937
退職手当共済業務経費			1,615									1,615
心身障害者扶養保険業務費				107,265								107,265
支払保険料				46,474								46,474
給付金				60,533								60,533
心身障害者扶養保険業務経費				258								258
年金拒保貸付業務費					21,461							21,461
借入金利息					1,384							1,384
債券利息					10,169							10,169
債券発行諸費					593							593
業務委託費					8,957							8,957
年金拒保貸付業務経費					279							279
貸倒引当金繰入					79							79
労災年金拒保貸付業務費						232						232
業務委託費					158							158
労災年金拒保貸付業務経費					40							40
貸倒引当金繰入					33							33
承継債権管理回収業務費												
承継債権管理回収業務経費								17,318				17,318
一般管理費	1,252	86	181	40	190			37		554		2,340
減価償却費	322	18	46	4	93			3		123		608
人件費	9,512	611	1,182	338	595			75		2,098		14,409
臨時損失			489	7,492								7,981
退職手当給付費支払資金繰入			489									489
心身障害者扶養保険責任準備金繰入				7,492								7,492
収益の部	401,172	8,060	448,450	160,163	22,717		367	421,930				1,462,859
運営費交付金収益	17,673		2,979	637								21,288
福祉医療貸付事業収入	346,231											346,231
経営指導事業収入	175											175
福祉保健医療情報サービス事業収入	97											97
基金事業運用収入		8,053										8,053
退職手当共済事業収入			195,451									195,451
掛金			195,414									195,414
給付費支払資金運用等収入			37									37
心身障害者扶養保険事業収入				117,781								117,781
受取保険料				46,474								46,474
保険金				62,208								62,208
金銭の信託運用益				9,098								9,098
年金拒保貸付事業収入					22,594							22,594
労災年金拒保貸付事業収入								366				366
承継債権管理回収業務収入								412,689				412,689
年金住宅資金等貸付金利息								412,657				412,657
手数料収入								32				32
補助金等収益	36,507		249,450									285,957
社会福祉振興助成費補助金収益	9,142											9,142
国庫補助金収益			124,728									124,728
都道府県補助金収益			124,723									124,723
利子補給金収益	27,365											27,365
資産見返運営費交付金戻入	272		45	3	10		1	122				453
財務収益												
受取利息	141	7						6,755				7,016
雑益	58							0				59
臨時利益			524	41,742				2,364				44,631
貸倒引当金戻入益								2,364				2,364
退職手当給付費支払資金戻入益			524									524
心身障害者扶養保険責任準備金戻入益				41,742								41,742
前中期目標期間繰越積立金取崩額	18											18
総利益又は総損失(△)	△ 20	421	0	45,023	379		21	401,837				447,661

(注1) 承継教育資金貸付けあせん勘定は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき平成20年度から業務を休止することとしている。

(注2) 長寿・子育て・障害者基金勘定は、平成21年度をもって廃止し、平成22年度から一般勘定において経理を行い事業を実施することとしている。

(注3) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

資金計画  
平成20年度～平成24年度の資金計画

別紙3

(単位:百万円)

区 別	金 額										計
	一般勘定	長寿・子育て・障害者基金勘定	共済勘定	保険勘定	年金貸付勘定	年金担保勘定	労災年金担保勘定	年金担保勘定	承継債権管理回収勘定	承継教育資金貸付けあつせん勘定	
資金支出	3,774,930	66,200	448,340	172,208	1,529,255	28,583	3,194,673			32	9,214,220
業務活動による支出	2,058,961	11,229	447,923	107,646	1,141,888	28,253	1,763,690			32	5,559,622
福祉医療貸付事業費	361,923										361,923
福祉医療貸付金による支出	1,669,700										1,669,700
社会福祉事業振興事業費		6,818									6,818
社会福祉振興助成金による支出	9,142										9,142
退職手当共済事業費			444,937								444,937
心身障害者扶養保険事業費				107,008							107,008
年金担保貸付事業費					21,005						21,005
年金担保貸付金による支出					1,118,400						1,118,400
労災年金担保貸付事業費							158				158
労災年金担保貸付金による支出							27,900				27,900
人件費支出	9,563	614	1,188	340	599	75	2,112			2	14,495
経営指導業務費	399										399
その他の業務支出	8,234	195	1,797	299	470	77	18,123			1	29,196
国庫納付金の支払額		3,602									3,602
投資活動による支出		54,861		64,535	1,415	42	1,743,454			29	1,748,542
譲渡性預金の購入による支出				64,535			1,364,800				1,429,335
金銭の信託の増加による支出							1,364,800				1,364,800
有価証券の取得による支出		54,500									54,500
財政融資資金預託金の増加による支出		361									361
財務活動による支出	1,712,191				386,833						2,099,024
長期借入金の返済による支出	1,393,481				73,633						1,467,114
短期借入金の返済による支出					56,200						56,200
債券の償還による支出	40,000				257,000						297,000
政府出資の払戻による支出	278,710										278,710
次期中期目標の期間への繰越金	3,778	110	417	26	534	330	66,183				71,378
資金収入	3,770,941	66,200	448,340	172,208	1,529,255	28,583	3,194,673			32	9,210,231
業務活動による収入	1,802,440	7,999	447,887	112,010	1,144,623	28,297	1,342,259			1	4,885,516
福祉医療貸付事業収入	343,348										343,348
福祉医療貸付回収金による収入	1,403,702										1,403,702
経営指導事業収入	175										175
福祉保健医療情報サービス事業収入	97										97
基金事業運用収入	687	7,987	195,451								8,675
退職手当共済事業収入											195,451
心身障害者扶養保険事業収入				111,371							111,371
年金担保貸付事業収入					22,655						22,655
年金担保貸付回収金による収入					1,121,851						1,121,851
労災年金担保貸付事業収入							363				363
労災年金担保貸付回収金による収入							27,934				27,934
承継債権管理回収業務収入								414,044			414,044
承継融資業務収入								919,633			919,633
承継教育資金貸付けあつせん業務収入										1	1
運営費交付金収入	17,673		2,979	637							21,288
補助金等収入	36,507		249,450								285,957
その他の業務収入	250	11	7	2	117	0	8,582				8,971
投資活動による収入	276,497	55,005		60,172			1,741,700				2,133,375
譲渡性預金の払出による収入				60,172			1,741,700				1,741,700
金銭の信託の減少による収入											60,172
有価証券の償還による収入		53,500									53,500
有価証券の売却による収入	275,222										275,222
財政融資資金預託金の減少による収入	1,275	1,505									2,780
財務活動による収入	1,690,600				384,500						2,075,100
長期借入れによる収入	1,478,600										1,478,600
短期借入れによる収入					84,500						84,500
債券の発行による収入	212,000				300,000						512,000
前期中期目標の期間よりの繰越金	1,404	3,196	453	26	132	285	110,714			31	116,241

(注1) 承継教育資金貸付けあつせん勘定は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき平成20年度から業務を休止することとしている。

(注2) 長寿・子育て・障害者基金勘定は、平成21年度をもって廃止し、平成22年度から一般勘定において経理を行い事業を実施することとしている。

(注3) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

## 独立行政法人福祉医療機構業務方法書変更の概要

今回の業務方法書の変更は、以下の点につき変更を行うものである。

1. 平成 22 年度予算に合わせて福祉医療貸付事業の融資条件等の変更に係る改正
2. 基金の廃止に係る改正

(平成 22 年 4 月 1 日施行)

## 1. 福祉医療貸付事業の融資条件等の変更に係る改正

## ◆共同生活介護事業所及び共同生活援助事業所に係る貸付金の使途の拡大

共同生活介護事業所(ケアホーム)及び共同生活援助事業所(グループホーム)について、経営資金を貸付対象に加える。

【第 6 条関係】

融資条件区分	【新】	【旧】
貸付金の使途	<input type="radio"/> 建築資金 <input type="radio"/> 設備備品整備資金 <input type="radio"/> 土地取得資金 <input type="radio"/> 経営資金	<input type="radio"/> 建築資金 <input type="radio"/> 設備備品整備資金 <input type="radio"/> 土地取得資金

## ◆ユニット型特別養護老人ホームの償還期間等の延長

ユニット型特別養護老人ホーム(耐火構造)の償還期間及び据置期間を延長するのに伴い設置・整備資金及び土地取得資金の償還期間及び据置期間を次表のとおり改める。

【第 16 条関係】

融資条件区分	【新】	【旧】
償還期間	25 年以内	20 年以内
据置期間	3 年以内	2 年以内

## ◆障害者自立支援法における経過措置期間中の障害者関係施設の貸付金の限度額の引き下げ

障害者自立支援法附則第 41 条第 1 項、第 48 条及び第 58 条第 1 項の規定により、なお従前の例により運営をすることができることとされた身体障害者更生援護施設、精神障害者社会復帰施設及び知的障害者援護施設に係る貸付金の限度額を次表のとおり改める。

【第 17 条、附則第 6 条及び第 7 条関係】

融資条件区分	【新】	【旧】
貸付金の限度額	100 分の 70	100 分の 75

※ 地震防災対策のための改築又は改修事業等並びに石綿の除去等のための整備事業に係る貸付金の限度額については、従前どおり「100 分の 80」とする。

◆石綿除去等のための整備事業等に係る優遇措置（継続要求）

平成 21 年度までとされていた「石綿除去等のための整備事業等に係る貸付対象施設及び貸付金の限度額の特例」を次表のとおり延長する。

【附則第 5 条及び第 7 条関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 22 年度まで	平成 21 年度まで

◆金融機関との取引状況悪化に係る経営安定化資金の優遇措置（継続要求）

平成 22 年 3 月 31 日までとされていた「金融機関との取引状況の変化で資金繰りに困難を来している病院へ貸し付ける貸付金に係る償還期間及び貸付金の限度額の特例」を次表のとおり延長する。

【附則第 15 条関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 23 年 3 月 31 日まで	平成 22 年 3 月 31 日まで

◆定期借地権利用による整備促進特別対策事業に係る貸付金の使途等の特例

対象期間である平成 24 年 3 月 31 日までの事業として、介護職員処遇改善等臨時特例基金管理運営要領に規定する定期借地権利用による整備促進特別対策事業のための貸付けに係る貸付金については、次表のとおりとする。

【附則第 24 条関係】

貸付金の使途	【新】	【旧】
貸付金の使途	土地取得資金（定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）を含む。）	土地取得資金

## 2. 基金の廃止に係る改正

◆助成対象事業及び対象者を次表のとおり改める。

【第 32 条関係】

【新】	【旧】
<p>社会福祉振興事業を行う者に対する助成の対象となる者は、社会福祉を振興するための事業であって、次に掲げるものを行う者とする。</p> <p>① <u>社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は全国若しくは広域的な普及等を念頭に施策等を補完若しくは充実させる事業</u></p> <p>② <u>社会福祉諸制度の対象外のニースその他地域の様々な福祉ニースに対応した地域に密着した事業</u></p> <p>③ <u>障害者スポーツを通じ障害者の社会参加を促進する事業</u></p>	<p>社会福祉振興事業を行う者に対する助成の対象となる者は、社会福祉を振興するための事業であって、次に掲げるものを行う者とする。</p> <p>① <u>高齢者又は障害者の総合的在宅福祉事業及び生きがい・健康づくり事業の推進を図るための事業</u></p> <p>② <u>高齢者又は障害者のための地域の福祉・介護基盤整備事業、社会参加促進事業及び緊急に充実を図る必要のある在宅福祉の推進を図るための事業</u></p> <p>③ <u>子育て支援事業及び青少年の非行防止・健全育成事業の推進を図るための事業</u></p> <p>④ <u>障害者スポーツの支援事業の推進を図るための事業</u></p> <p>⑤ <u>その他社会福祉事業の振興上必要と認められる事業</u></p>

◆助成を適正に行うために設置する委員会を次表のとおり改める。

【第 33 条関係】

【新】	【旧】
社会福祉振興助成事業審査・評価委員会	基金事業審査・評価委員会

◆調査研究等の業務を次表のとおり改める。

【第 36 条関係】

【新】	【旧】
<p>社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修の業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>① <u>社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は全国若しくは広域的な普及等を念頭に施策等を補完若しくは充実させる事業の推進を図るために必要な調査研究等</u></p> <p>② <u>社会福祉諸制度の対象外のニースその他地域の様々な福祉ニースに対応した地域に密着した事業の推進を図るために必要な調査研究等</u></p> <p>③ <u>障害者スポーツを通じ障害者の社会参加を促進する事業の推進を図るために必要な調査研究等</u></p>	<p>社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修の業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>① <u>高齢者又は障害者の総合的在宅福祉事業及び生きがい・健康づくり事業の推進を図るために必要な調査研究等</u></p> <p>② <u>高齢者又は障害者のための地域の福祉・介護基盤整備事業、社会参加促進事業及び緊急に充実を図る必要のある在宅福祉の推進を図るために必要な調査研究等</u></p> <p>③ <u>子育て支援事業及び青少年の非行防止・健全育成事業の推進を図るために必要な調査研究等</u></p> <p>④ <u>障害者スポーツの支援事業の推進を図るために必要な調査研究等</u></p> <p>⑤ <u>その他社会福祉事業の振興上必要と認められる調査研究等</u></p>

◆その他所要の改正を行う。

【第 34 条及び第 35 条関係】

## 独立行政法人福祉医療機構業務方法書 新旧対照表（改正部分のみ）

新	旧
<p>(貸付金の使途)</p> <p>第6条 第4条第1項の表のアからタまでに掲げる施設に対する貸付金の使途は、当該施設の設置、整備又は経営に必要な資金（同項の表のサに掲げる施設のうち有料老人ホーム、高齢者総合福祉センター及び在宅介護サービスセンターについては、経営に必要な資金を除く。また、同項の表のサに係る「貸付けの相手方」の欄のオに掲げる者が行う事業に係る施設については、当該施設の消防用設備を設置するために必要な設置・整備資金に限る。）で次の各号に掲げるものとする。ただし、旧償返済資金又は転貸資金は融通しない。</p> <p>(1) 設置・整備資金</p> <p>ア 建築資金</p> <p>イ 設備備品整備資金</p> <p>ウ 施設の用に供するための土地取得資金</p> <p>(2) 経営資金</p> <p>施設の経営に必要な資金</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(償還期間及び据置期間)</p>	<p>(貸付金の使途)</p> <p>第6条 第4条第1項の表のアからタまでに掲げる施設に対する貸付金の使途は、当該施設の設置、整備又は経営に必要な資金（同項の表のサに掲げる施設のうち<u>共同生活介護又は共同生活援助を行う事業に係る施設</u>、有料老人ホーム、高齢者総合福祉センター及び在宅介護サービスセンターについては、経営に必要な資金を除く。また、同項の表のサに係る「貸付けの相手方」の欄のオに掲げる者が行う事業に係る施設については、当該施設の消防用設備を設置するために必要な設置・整備資金に限る。）で次の各号に掲げるものとする。ただし、旧償返済資金又は転貸資金は融通しない。</p> <p>(1) 設置・整備資金</p> <p>ア 建築資金</p> <p>イ 設備備品整備資金</p> <p>ウ 施設の用に供するための土地取得資金</p> <p>(2) 経営資金</p> <p>施設の経営に必要な資金</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(償還期間及び据置期間)</p>
<p>第16条 第4条の規定による貸付金の償還期間は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一 設置・整備資金</p> <p>ア 耐火構造による建築資金（附帯施設等の整備資金を含む。）</p> <p>(ア) 第4条第1項の表のアからタまでに掲げる施設及び同条第4項に掲げる事業 <u>25年以内</u></p> <p>(イ) 通所等施設及び在宅サービス事業 15年以内</p> <p>イ 耐火構造以外による建築資金（附帯施設等の整備資金を含む。） 15年以内</p> <p>ウ 設備備品整備資金</p> <p>(ア) 第4条第1項の表のアからスまでに掲げる施設、通所等施設、在宅サービス事業及び同条第4項に掲げる事業 15年以内</p> <p>(イ) 第4条第1項の表のセに掲げる施設、高齢者総合福祉センター及び在宅介護サービスセンター（以下「特定民間福祉施設」という。）</p>	<p>第16条 第4条の規定による貸付金の償還期間は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一 設置・整備資金</p> <p>ア 耐火構造による建築資金（附帯施設等の整備資金を含む。）</p> <p>(ア) 第4条第1項の表のアからタまでに掲げる施設及び同条第4項に掲げる事業 <u>20年以内</u></p> <p>(イ) 通所等施設及び在宅サービス事業 15年以内</p> <p>イ 耐火構造以外による建築資金（附帯施設等の整備資金を含む。） 15年以内</p> <p>ウ 設備備品整備資金</p> <p>(ア) 第4条第1項の表のアからスまでに掲げる施設、通所等施設、在宅サービス事業及び同条第4項に掲げる事業 15年以内</p> <p>(イ) 第4条第1項の表のセに掲げる施設、高齢者総合福祉センター及び在宅介護サービスセンター（以下「特定民間福祉施設」という。）</p>

新	旧
<p>5年以内</p> <p>エ 施設の用に供するための土地取得資金  (ア) 第4条第1項の表のアからタまでに掲げる施設及び同条第4項に掲げる事業 <u>25年以内</u>  (イ) 通所等施設及び在宅サービス事業 15年以内</p> <p>二 経営資金  施設の経営に必要な資金 5年以内</p> <p>2 前項の規定による貸付金の据置期間は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一 設置・整備資金  ア 設置・整備資金(特定民間福祉施設に係る設備備品整備資金を除く。)  <u>3年以内</u>(ただし、償還期間が5年以内の貸付けについては、1年以内とする。)</p> <p>イ 特定民間福祉施設に係る設備備品整備資金 6月以内</p> <p>二 経営資金 6月以内  (貸付金の限度額)</p> <p>第17条 貸付金の限度額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 第4条第1項の表のアからスまでに掲げる施設及び同条第4項に掲げる事業については、次のいずれか低い額とする。</p> <p>ア 第4条第1項の表のア、ウ、エ、オ、キ、ク、コ、サ及びシに掲げる施設及び同条第4項に掲げる事業については所要資金の100分の75(別表9に掲げる社会福祉事業施設については100分の80、独立行政法人国立病院機構法施行令(平成15年政令第516号)附則第21条第1項第1号、第2号又は第4号の規定により、独立行政法人国立病院機構から国立病院等(独立行政法人国立病院機構法(平成14年法律第191号)附則第16条の規定による改正前の厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)第16条第1項に規定する国立病院又は国立療養所をいう。以下同じ。)の用に供されている資産を減額した価額で譲渡を受ける場合の資産の貸付けについては100分の100)、<u>旧法に規定する知的障害者援護施設、旧法に規定する身体障害者更生援護施設、旧法に規定する精神障害者社会復帰施設及び特定有料老人ホームについては所要資金の100分の70</u></p> <p>ウ 担保による貸付けについては、その担保評価額の100分の70</p>	<p>5年以内</p> <p>エ 施設の用に供するための土地取得資金  (ア) 第4条第1項の表のアからタまでに掲げる施設及び同条第4項に掲げる事業 <u>20年以内</u>  (イ) 通所等施設及び在宅サービス事業 15年以内</p> <p>二 経営資金  施設の経営に必要な資金 5年以内</p> <p>2 前項の規定による貸付金の据置期間は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一 設置・整備資金  ア 設置・整備資金(特定民間福祉施設に係る設備備品整備資金を除く。)  <u>2年以内</u>(ただし、償還期間が5年以内の貸付けについては、1年以内とする。)</p> <p>イ 特定民間福祉施設に係る設備備品整備資金 6月以内</p> <p>二 経営資金 6月以内  (貸付金の限度額)</p> <p>第17条 貸付金の限度額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 第4条第1項の表のアからスまでに掲げる施設及び同条第4項に掲げる事業については、次のいずれか低い額とする。</p> <p>ア 第4条第1項の表のアからシまでに掲げる施設及び同条第4項に掲げる事業については所要資金の100分の75(別表9に掲げる社会福祉事業施設については100分の80、独立行政法人国立病院機構法施行令(平成15年政令第516号)附則第21条第1項第1号、第2号又は第4号の規定により、独立行政法人国立病院機構から国立病院等(独立行政法人国立病院機構法(平成14年法律第191号)附則第16条の規定による改正前の厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)第16条第1項に規定する国立病院又は国立療養所をいう。以下同じ。)の用に供されている資産を減額した価額で譲渡を受ける場合の資産の貸付けについては100分の100)、特定有料老人ホームについては所要資金の100分の70</p> <p>イ 担保による貸付けについては、その担保評価額の100分の70</p>

新	旧
<p>二・三 (略)</p> <p>第4章 助成及び調査研究等 (助成対象事業及び対象者)</p> <p>第32条 機構法第12条第1項第7号の規定に基づく社会福祉振興事業を行う者に対する助成(以下「助成」という。)の対象となる者は、社会福祉を振興するための事業であって、次の各号に掲げるものを行う者(国及び地方公共団体を除く。)とする。</p> <p>一 <u>社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は全国若しくは広域的な普及等を念頭に施策等を補完若しくは充実させる事業</u></p> <p>二 <u>社会福祉諸制度の対象外のニーズその他地域の様々な福祉ニーズに対応した地域に密着した事業</u></p> <p>三 <u>障害者スポーツを通じ障害者の社会参加を促進する事業</u></p> <p>(社会福祉振興助成事業審査・評価委員会)</p> <p>第33条 助成を適正に行うため、機構に<u>社会福祉振興助成事業審査・評価委員会</u>(以下この条において「委員会」という。)を置く。</p> <p>2 機構は、<u>助成を行おうとする場合には</u>、あらかじめ、<u>助成対象の採択</u>について委員会に諮り、その決定を尊重してこれをしなければならない。</p> <p>3 委員会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、事業評価等の助成に係る重要事項を調査審議する。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項については、機構が別に定めるものとする。</p> <p>(助成要綱)</p> <p>第34条 前2条に定めるほか、<u>助成</u>に関し必要な事項については、別に<u>助成要綱</u>を定める。</p> <p>第35条 削除</p>	<p>二・三 (略)</p> <p>第4章 助成及び調査研究等 (助成対象事業及び対象者)</p> <p>第32条 機構法第12条第1項第7号の規定に基づく社会福祉振興事業を行う者に対する助成(以下「助成」という。)の対象となる者は、社会福祉を振興するための事業であって、次の各号に掲げるものを行う者(国及び地方公共団体を除く。)とする。</p> <p>一 <u>高齢者又は障害者の総合的在宅福祉事業及び生きがい・健康づくり事業の推進を図るための事業</u></p> <p>二 <u>高齢者又は障害者のための地域の福祉・介護基盤整備事業、社会参加促進事業及び緊急に充実を図る必要のある在宅福祉の推進を図るための事業</u></p> <p>三 <u>子育て支援事業及び青少年の非行防止・健全育成事業の推進を図るための事業</u></p> <p>四 <u>障害者スポーツの支援事業の推進を図るための事業</u></p> <p>五 <u>その他社会福祉事業の振興上必要と認められる事業</u> (基金事業審査・評価委員会)</p> <p>第33条 助成を適正に行うため、機構に<u>基金事業審査・評価委員会</u>(以下この条において「委員会」という。)を置く。</p> <p>2 機構は、<u>助成金を交付しようとする場合には</u>、あらかじめ、<u>交付対象の採択</u>について委員会に諮り、その決定を尊重してこれをしなければならない。</p> <p>3 委員会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、事業評価等の助成に係る重要事項を調査審議する。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項については、機構が別に定めるものとする。</p> <p>(助成金交付要綱)</p> <p>第34条 前2条に定めるほか、<u>助成金の交付</u>に関し必要な事項については、別に<u>交付要綱</u>を定める。</p> <p>(交付金交付要綱)</p> <p>第35条 <u>老人福祉法第28条の8及び福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律(平成5年法律第38号)第13条の規定に基づく交付金の交付</u>に関し必要な事項については、別に<u>交付要綱</u>を定める。</p>

新	旧
<p>(調査研究等の業務)</p> <p>第36条 機構法第12条第1項第8号の規定に基づく社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修（以下「調査研究等」という。）の業務は、次の各号に掲げる業務とする。</p> <p>一 <u>社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は全国若しくは広域的な普及等を念頭に施策等を補完若しくは充実させる事業の推進を図るために必要な調査研究等</u></p> <p>二 <u>社会福祉諸制度の対象外のニーズその他地域の様々な福祉ニーズに対応した地域に密着した事業の推進を図るために必要な調査研究等</u></p> <p>三 <u>障害者スポーツを通じ障害者の社会参加を促進する事業の推進を図るために必要な調査研究等</u></p>	<p>(調査研究等の業務)</p> <p>第36条 機構法第12条第1項第8号の規定に基づく社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修（以下「調査研究等」という。）の業務は、次の各号に掲げる業務とする。</p> <p>一 <u>高齢者又は障害者の総合的在宅福祉事業及び生きがい・健康づくり事業の推進を図るために必要な調査研究等</u></p> <p>二 <u>高齢者又は障害者のための地域の福祉・介護基盤整備事業、社会参加促進事業及び緊急に充実を図る必要のある在宅福祉の推進を図るために必要な調査研究等</u></p> <p>三 <u>子育て支援事業及び青少年の非行防止・健全育成事業の推進を図るために必要な調査研究等</u></p> <p>四 <u>障害者スポーツの支援事業の推進を図るために必要な調査研究等</u></p> <p>五 <u>その他社会福祉事業の振興上必要と認められる調査研究等</u></p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(貸付対象施設の特例)</p>	<p>(貸付対象施設の特例)</p>
<p>第5条 <u>平成20年度から平成22年度までの間において、第4条第1項の表の「貸付対象施設」の欄のオ中「老人福祉施設（軽費老人ホームのうちA型及びB型並びに老人福祉センターを除く。）」とあるのは「老人福祉施設（老人福祉センターを除く。また、軽費老人ホームのうちA型及びB型にあっては、石綿の除去等のための整備事業、災害復旧のための整備事業及び地震防災対策のための改築又は改修のための整備事業に限る。）」とする。</u></p>	<p>第5条 <u>平成20年度及び平成21年度において、第4条第1項の表の「貸付対象施設」の欄のオ中「老人福祉施設（軽費老人ホームのうちA型及びB型並びに老人福祉センターを除く。）」とあるのは「老人福祉施設（老人福祉センターを除く。また、軽費老人ホームのうちA型及びB型にあっては、石綿の除去等のための整備事業、災害復旧のための整備事業及び地震防災対策のための改築又は改修のための整備事業に限る。）」とする。</u></p>
<p>(地震防災対策のための改築又は改修事業等に係る貸付金の限度額の特例)</p>	<p>(地震防災対策のための改築又は改修事業等に係る貸付金の限度額の特例)</p>
<p>第6条 <u>平成20年度から平成22年度までの間において、別表8に掲げる木造施設の整備事業であって、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第4条第1項及び第3項又は地震防災対策特別措置法（平成7年法律第110号）第4条第1項及び第3項の規定により国の負担又は補助の特例の適用を受けて実施する改築又は改修事業のために貸し付ける貸付金及び災害復旧のための整備事業のために貸し付ける貸付金に係る第17条に規定する貸付金の限度額については、第17条第1号中「所要資金の100分の75」とあるのは「所要資金の100分の80」と、<u>「旧法に規定する知的障害者援護施設、旧法に規定する身体障害者更生援護施設、旧法に規定する精神障害者社会復帰施設及び特定有料老人ホームにつ</u></u></p>	<p>第6条 <u>平成20年度から平成22年度までの間において、別表8に掲げる木造施設の整備事業であって、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第4条第1項及び第3項又は地震防災対策特別措置法（平成7年法律第110号）第4条第1項及び第3項の規定により国の負担又は補助の特例の適用を受けて実施する改築又は改修事業のために貸し付ける貸付金及び災害復旧のための整備事業のために貸し付ける貸付金に係る第17条に規定する貸付金の限度額については、第17条第1号中「所要資金の100分の75」とあるのは「所要資金の100分の80」と、<u>「所要資金の100分の70」とあるのは「所要資金の100分の75」と、第17条第2号中「所要資金の100分の70」とあるのは「所要資金の100分の80」と、第</u></u></p>

新	旧
<p>いては<u>所要資金の100分の70</u>」とあるのは「旧法に規定する知的障害者援護施設、旧法に規定する身体障害者更生援護施設及び旧法に規定する精神障害者社会復帰施設については100分の80、特定有料老人ホームについては<u>所要資金の100分の75</u>」と、第17条第2号中「所要資金の100分の70」とあるのは「所要資金の100分の80」と、第17条第3号中「所要資金の100分の70」とあるのは「所要資金の100分の75」とする。</p> <p>(石綿の除去等のための整備事業に係る貸付金の限度額の特例)</p> <p>第7条 平成18年度から平成22年度までの間において、石綿の除去等のための整備事業のために貸し付ける貸付金に係る第17条及び第26条第1項に規定する貸付金の限度額については、第17条第1号中「所要資金の100分の75」とあるのは「所要資金の100分の80」と、「<u>旧法に規定する知的障害者援護施設、旧法に規定する身体障害者更生援護施設、旧法に規定する精神障害者社会復帰施設及び特定有料老人ホームについては所要資金の100分の70</u>」とあるのは「旧法に規定する知的障害者援護施設、旧法に規定する身体障害者更生援護施設及び旧法に規定する精神障害者社会復帰施設については100分の80、特定有料老人ホームについては<u>所要資金の100分の75</u>」と、第17条第2号中「所要資金の100分の70」とあるのは「所要資金の100分の80」と、第17条第3号中「所要資金の100分の70」とあるのは「所要資金の100分の75」と、第26条第1項中「所要資金の100分の80以内の額」とあるのは「所要資金の100分の85以内の額」とする。</p> <p>2 平成19年度から平成22年度までの間において、病院の乙種増改築資金又は診療所の増改築資金のうち、医療施設近代化施設整備事業（医療施設の患者療養環境の改善のための施設整備事業をいう。）の対象であって、療養病床を整備するものであり、かつ、石綿の除去等のための整備事業のために貸し付ける貸付金に係る第26条第1項に規定する貸付金の限度額については、第26条第1項及び前項の規定にかかわらず、所要資金の100分の90以内の額とする。</p> <p>(金融機関との取引状況の悪化に係る経営安定化資金の特例)</p> <p>第15条 平成21年4月21日から平成23年3月31日までの間において、経済情勢の悪化による経営環境の変化により、一時的に資金不足を生じている施設のために貸し付ける長期運転資金のうちの経営安定化資金（金融機関との取引状況の変化で資金繰りに困難を来している病院へ貸し付ける貸付金に限る。）に係る第25条に規定する償還期間及び第26条第1項に規定する</p>	<p>17条第3号中「所要資金の100分の70」とあるのは「所要資金の100分の75」とする。</p> <p>(石綿の除去等のための整備事業に係る貸付金の限度額の特例)</p> <p>第7条 平成18年度から平成21年度までの間において、石綿の除去等のための整備事業のために貸し付ける貸付金に係る第17条及び第26条第1項に規定する貸付金の限度額については、第17条第1号中「所要資金の100分の75」とあるのは「所要資金の100分の80」と、「<u>所要資金の100分の70</u>」とあるのは「所要資金の100分の75」と、第17条第2号中「所要資金の100分の70」とあるのは「所要資金の100分の80」と、第17条第3号中「所要資金の100分の70」とあるのは「所要資金の100分の75」と、第26条第1項中「所要資金の100分の80以内の額」とあるのは「所要資金の100分の85以内の額」とする。</p> <p>2 平成19年度から平成21年度までの間において、病院の乙種増改築資金又は診療所の増改築資金のうち、医療施設近代化施設整備事業（医療施設の患者療養環境の改善のための施設整備事業をいう。）の対象であって、療養病床を整備するものであり、かつ、石綿の除去等のための整備事業のために貸し付ける貸付金に係る第26条第1項に規定する貸付金の限度額については、第26条第1項及び前項の規定にかかわらず、所要資金の100分の90以内の額とする。</p> <p>(金融機関との取引状況の悪化に係る経営安定化資金の特例)</p> <p>第15条 平成21年4月21日から平成22年3月31日までの間において、経済情勢の悪化による経営環境の変化により、一時的に資金不足を生じている施設のために貸し付ける長期運転資金のうちの経営安定化資金（金融機関との取引状況の変化で資金繰りに困難を来している病院へ貸し付ける貸付金に限る。）に係る第25条に規定する償還期間及び第26条第1項に規定する</p>

新

貸付金の限度額については、第25条及び第26条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

償還期間	10年以内
貸付金の限度額	所要資金の額又は7億2千万円のいずれか低い額

(定期借地権利用による整備促進特別対策事業に係る貸付金の使途等の特例)

第24条 平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間において、介護職員処遇改善等臨時特例基金管理運営要領（平成21年8月3日老発0803第1号）に規定する定期借地権利用による整備促進特別対策事業のための貸付けに係る貸付金の使途、償還期間及び据置期間、貸付対象、貸付金の限度額並びに利率については、第6条、第16条、第22条、第23条、第26条及び附則第22条中「土地取得資金」とあるのは「土地取得資金（定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）を含む。）」とする。

附 則（平成22年●月●日厚生労働大臣認可）

第1条 この業務方法書の一部変更は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第16条の改正規程は平成22年4月1日から施行し、同日以降に貸付契約を行う貸付けから適用する。

第2条 この業務方法書の一部変更の施行の際機構が貸付けの申込みを受理しているものについては、変更前の第17条の規定は、この業務方法書の一部変更の施行後も、なおその効力を有する。

旧

貸付金の限度額については、第25条及び第26条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

償還期間	10年以内
貸付金の限度額	所要資金の額又は7億2千万円のいずれか低い額

## 独立行政法人福祉医療機構業務方法書

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
  - 第2章 福祉医療貸付事業
    - 第1節 福祉貸付事業（第4条－第21条）
    - 第2節 医療貸付事業（第22条－第29条）
  - 第3章 経営の診断及び指導（第30条・第31条）
  - 第4章 助成及び調査研究等（第32条－第36条）
  - 第5章 退職手当共済事業（第37条－第39条）
  - 第6章 心身障害者扶養保険事業（第40条・第41条）
  - 第7章 福祉及び保健医療に関する情報の提供等（第42条・第43条）
  - 第8章 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業（第44条－第49条）
  - 第9章 業務の受託及び委託の基準（第50条－第55条）
  - 第10章 競争入札その他契約に関する基本的事項（第56条）
  - 第11章 補則（第57条）
- 附則

## 第1章 総 則

## （目的）

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）の業務の方法について、基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

## （業務の執行）

第2条 機構の業務は、通則法、独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号。以下「機構法」という。）その他の関係法令によるほか、この業務方法書に定めるところにより行う。

## （業務運営の基本方針）

第3条 機構は、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業の実施、福祉及び保健医療に関する情報提供により、福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図るものとする。

2 機構は、前項に規定するもののほか、厚生年金保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権（以下「年金受給権」という。）を担保として小口の資金の貸付けを行う。

3 機構は、厚生労働大臣の認可を受けた中期計画（当該計画を変更した場合にあっては、変更の認可を受けた中期計画）によるほか、通則法、機構法その他の関係法令の定めるところにより、業務の適正かつ効率的運営を期するとともに、その透明性の確保に努めるものとする。

4 機構は、厚生労働省及びその他の関係機関と緊密な連携を保ち、その業務を適正かつ効率的に運

営するものとする。

## 第2章 福祉医療貸付事業

### 第1節 福祉貸付事業

(貸付対象)

第4条 機構法第12条第1項第1号の規定に基づく貸付けの対象となる社会福祉事業施設は、次の表の「貸付対象施設」の欄に掲げる施設とし、貸付けの相手方は、同表の「貸付対象施設」の区分に応じ「貸付けの相手方」の欄に掲げる者とする。

貸付対象施設	貸付けの相手方
ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する保護施設 イ 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設（以下「旧法に規定する知的障害者援護施設」という。） ウ 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設	ア 社会福祉法人 イ 日本赤十字社
エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設	ア 社会福祉法人 イ 日本赤十字社 ウ 一般社団法人又は一般財団法人 エ 宗教法人
オ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人福祉施設（軽費老人ホームのうちA型及びB型並びに老人福祉センターを除く。） カ 障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設（以下「旧法に規定する身体障害者更生援護施設」という。） キ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者社会参加支援施設 ク 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する母子福祉施設	ア 社会福祉法人 イ 日本赤十字社 ウ 一般社団法人又は一般財団法人 エ 独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成15年政令第393号。以下「施行令」という。）第2条第1号に規定する医療法人（当分の間に限る。）
ケ 障害者自立支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設（以下「旧法に規定する精神障害者社会復帰施設」という。）	ア 社会福祉法人 イ 日本赤十字社 ウ 医療法人 エ 一般社団法人又は一般財団法人
コ 障害者自立支援法に規定する障害者支援施設	ア 社会福祉法人 イ 日本赤十字社 ウ 施行令第2条第4号の2に規定する一般社団法人又は一般財団法人
サ アからコまでに掲げるもののほか、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項及び第3項に規定する社会福祉事業に係る施設	ア 社会福祉法人 イ 日本赤十字社 ウ 施行令第2条第2号及び第4号に規定する医療法人 エ 施行令第2条第4号及び第4号の

	<p>3に規定する一般社団法人又は一般財団法人若しくは同条第7号に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う法人（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）</p> <p>オ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（左欄に掲げる施設のうち、障害者自立支援法第5条第10項に規定する共同生活介護（以下第6条において「共同生活介護」という。）又は同条第16項に規定する共同生活援助（以下第6条において「共同生活援助」という。）を行う事業に係る施設に限る。）</p>
<p>シ 更生保護事業法（平成7年法律第86号）に規定する更生保護事業に係る施設</p>	<p>ア 更生保護法人 イ 一般社団法人又は一般財団法人</p>
<p>ス 施行令第1条第2号に規定する有料老人ホーム（以下「有料老人ホーム」という。）であつて、厚生労働大臣の定める基準（平成17年厚生労働省告示第209号）第1号に該当するもの（以下「特定有料老人ホーム」という。）</p>	<p>社会福祉法人（老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを現に経営する者に限る。）</p>
<p>セ 有料老人ホームであつて、厚生労働大臣の定める基準（平成17年厚生労働省告示第209号）第2号に該当するもの</p>	<p>ア 社会福祉法人 イ 一般社団法人又は一般財団法人 ウ 営利を目的とする法人（入居時からねたきり等により常時介護を必要とする者を、開設時より入居定員の20パーセント以上受け入れることを予定し、かつ、入居後介護状態となった者が一時的に介護を受けるための居室であつて、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第11条第3項第1号（同号イ、ロ、ニ及びリを除く。）に定める居室の設備基準を満たしたものの（介護状態にある者が常時介護を受けるための居室を含む。以下「一時介護室等」という。）の定員が25パーセント以上の有料老人ホームを設置し、又は経営する者に限る。）</p> <p>エ 施行令第2条第5号の規定に基づき厚生労働大臣の定める次の者 (ア) 健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、厚生年金基金、企業年金連合会、国民年金基金及び国民年金基金連合会</p>

	(イ) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、水産業協同組合、労働組合、中小企業等協同組合(火災共済協同組合及び信用協同組合を除く。)、中小企業団体中央会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、商工会議所、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、商工組合、商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、商工会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、森林組合及び森林組合連合会 (ウ) 宗教法人
ソ 施行令第1条第3号に規定する施設であつて、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第64号。以下「基盤整備促進法」という。)第16条に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画(当該認定計画に従つて整備される基盤整備促進法第2条第3項第4号の有料老人ホーム延床面積が当該認定計画に従つて整備される同項の特定民間施設全体の延床面積の2分の1以上であるものに限る。)に従つて整備するもの(以下「高齢者総合福祉センター」という。)	ア 社会福祉法人 イ 営利を目的とする法人(左欄に掲げる有料老人ホームについて、入居時からねたきり等により常時介護を必要とする者を、開設時より入居定員の20パーセント以上受け入れることを予定し、かつ、一時介護室等の定員が25パーセント以上の有料老人ホームを設置し、又は経営する者に限る。)
タ 施行令第1条第4号に規定する施設であつて、基盤整備促進法第16条に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画(当該認定計画に従つて整備される基盤整備促進法第2条第3項第4号の有料老人ホームの延床面積が当該認定計画に従つて整備される同項の特定民間施設全体の延床面積の2分の1以上であるものに限る。)に従つて整備するもの(以下「在宅介護サービスセンター」という。)	ウ 一般社団法人又は一般財団法人
チ 老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業、同条第4項に規定する老人短期入所事業又は同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業に係る施設	法人(社会福祉法人、日本赤十字社及び医療法人を除く。)
ツ 老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンター又は同法第20条の3に規定する老人短期入所施設	法人(社会福祉法人、日本赤十字社、一般社団法人、一般財団法人及び医療法人を除く。)

2 機構法第12条第1項第5号の規定に基づく貸付けの対象となる事業は、次の各号に掲げる事業(以下「在宅サービス事業」という。)とし、貸付けの相手方は、当該事業を行う者とする。

(1) 身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につきその者の

居宅において入浴、排せつ、食事等の介護を行う事業（次号に掲げるものを除く。）

- (2) 身体上又は精神上の障害があることにより自ら入浴するのに支障がある者に対し、その者の居宅に浴槽を搬入し、使用させる事業であつて、同時に入浴の介護を行うもの
- (3) 主として日常生活上の便宜を図るための用具（専ら身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者（以下この号及び次項において「要介護者」という。）に使用させることを目的として製作したものに限る。）を要介護者又は要介護者の介護に係る者に賃貸し、又は販売する事業であつて、施行令第6条第3号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準に適合するもの

3 前項第3号に規定する用具は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 特殊寝台（使用者の背部又は脚部の傾斜角度を調整する機能を有するもの。）
- (2) 車いす
- (3) 床ずれ防止マット
- (4) その他前各号以外の用具で専ら要介護者に使用させることを目的として製作したもの

4 機構法第12条第1項第6号の規定に基づく貸付けの対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とし、貸付けの相手方は、当該事業を行う者とする。

- (1) 社会福祉事業施設の職員等社会福祉事業に関する事務に従事する者の研修事業
- (2) 社会福祉事業施設の職員等社会福祉事業に関する事務に従事する者の福利厚生事業
- (3) その他社会福祉事業の振興上必要と認められる事業  
(貸付けの方法)

第5条 証書貸付を原則とする。

(貸付金の使途)

第6条 第4条第1項の表のアからタまでに掲げる施設に対する貸付金の使途は、当該施設の設置、整備又は経営に必要な資金（同項の表のサに掲げる施設のうち有料老人ホーム、高齢者総合福祉センター及び在宅介護サービスセンターについては、経営に必要な資金を除く。また、同項の表のサに係る「貸付けの相手方」の欄のオに掲げる者が行う事業に係る施設については、当該施設の消防用設備を設置するために必要な設置・整備資金に限る。）で次の各号に掲げるものとする。ただし、旧債返済資金又は転貸資金は融通しない。

- (1) 設置・整備資金
  - ア 建築資金
  - イ 設備備品整備資金
  - ウ 施設の用に供するための土地取得資金

- (2) 経営資金
  - 施設の経営に必要な資金

2 第4条第1項の表のチ及びツに掲げる施設（当該施設に対応する貸付けの相手方が設置し、又は経営するものに限る。以下「通所等施設」という。）並びに在宅サービス事業に対する貸付金の使途は、当該施設又は当該事業の設置、整備又は経営に必要な資金で次の各号に掲げるものとする。ただし、旧債返済資金又は転貸資金は融通しない。

- (1) 設置・整備資金
  - ア 建築資金（賃借に要する資金を含む。）
  - イ 設備備品整備資金
  - ウ 施設の用に供するための土地取得資金

- (2) 経営資金

### 施設の経営に必要な資金

- 3 第4条第4項の規定による貸付金の使途は、第1項第1号に掲げる資金とする。ただし、旧借返済資金又は転貸資金は融通しない。

(利率)

第7条 第4条の規定による貸付金の利率は、厚生労働大臣が別に定めるところにより、機構法第17条第1項の規定に基づく長期借入金の利率並びに独立行政法人福祉医療機構債券の利率及び発行の価額により計算して得られる当該債券の利回りを勘案して求められる第4条の規定による貸付に必要な資金の調達に係る金利を基準として、その金利を下回らない範囲内で、政策融資上の必要性、銀行の貸付金利その他の事由を勘案し、機構の理事長が定める。

(利子を徴しない貸付金)

第8条 社会福祉法人が設置する別表1の左欄に掲げる施設であって、その老朽の程度が次の各号に定めるところにより算定した数を連乗して得た数が4,500以下であるものの整備事業のために、昭和42年度から平成22年度までの間において当該社会福祉法人に対し貸し付ける貸付金については、前条の規定にかかわらず、利子を徴しないものとする。ただし、当該整備事業につき都道府県又は市町村（特別区を含む。）の補助が行われ、かつ、当該補助につき国の補助が行われるものである場合に限る。

- 一 別表2の第1項から第3項までの各項の該当する欄の右端に掲げる数を合計して得た数に、根継ぎした柱が半数以上あるときは0.8を、半数未満あるときは0.9を、根継ぎした柱がないときは1を乗じ、これに50を加算して得た数
- 二 別表3の第1項から第7項までの各項の該当する欄の右端に掲げる数を合計して得た数
- 三 別表4の第1項から第3項までの各項の該当する欄の記号の組合せにより別表5から得た係数

2 社会福祉法人が設置する別表1の左欄に掲げる施設であって、その老朽の程度が前項各号に定めるところにより算定した数を連乗して得た数が5,500以下であり、かつ、当該各施設の居室について、別表1の右欄に掲げる基準定員を満たす居室とするものの整備事業のために、平成元年度から平成22年度までの間において当該社会福祉法人に対し貸し付ける貸付金については、前条の規定にかかわらず、利子を徴しないものとする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 社会福祉法人が設置する別表1の左欄に掲げる施設であって、次の各号のいずれかに該当するブロック造りのものの整備事業のために、昭和57年度から平成22年度までの間において当該社会福祉法人に対し貸し付ける貸付金については、前条の規定にかかわらず、利子を徴しないものとする。この場合においては、第1項ただし書の規定を準用する。

- 一 当該施設が昭和35年以前に建築されたもの
- 二 当該施設が建築された年度から起算した当該施設に係る経過期間が、別表6に定める年数を超えない期間内に老朽化したもの。この場合において、その老朽の程度は、別表7に定めるところにより算定して得た現存率が70パーセント以下のものとする。

4 社会福祉法人が設置する別表1の左欄に掲げる施設であって、その老朽の程度が別表7に定めるところにより算定して得た現存率が70パーセント以下である鉄筋造りのものの整備事業のために、平成2年度から平成22年度までの間において当該社会福祉法人に対し貸し付ける貸付金については、前条の規定にかかわらず、利子を徴しないものとする。この場合においては、第1項ただし書の規定を準用する。

第9条 社会福祉法人が設置する社会福祉法第2条第2項及び第3項に規定する社会福祉事業に係

る施設（専ら当該施設の延床面積の2分の1以上が10年以上経過したものに限る。）のうち、地方自治法第281条に規定する特別区、人口10万人以上の市又はその周辺における市であって都市部における社会福祉施設の整備の促進について（平成17年社援発第1005011号）に基づき設置されているものであり、かつ、当該地域の用地難の緩和を図るため、整備需要の高い障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設と併せて設置するものの整備事業のために、当該社会福祉法人に対し貸し付ける貸付金については、第7条の規定にかかわらず、利子を徴しないものとする。この場合においては、前条第1項ただし書の規定を準用する。

#### 第10条 削除

第11条 社会福祉法人が設置する別表8に掲げる木造施設の整備事業であつて、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第4条第1項及び第3項の規定により国の負担又は補助の特例の適用を受けているものために、昭和57年度以降において当該社会福祉法人に対し貸し付ける貸付金については、第7条の規定にかかわらず、利子を徴しないものとする。

第12条 社会福祉法人が設置する社会福祉法第2条第2項及び第3項に規定する社会福祉事業に係る施設であつて、土砂災害等の危険区域等として都道府県等に指定されている区域内に設置されているもののうち、当該区域から危険区域等として指定されていない区域等へ移転するものの整備のために、昭和62年度から平成22年度までの間において当該社会福祉法人に対し貸し付ける貸付金については、第7条の規定にかかわらず、利子を徴しないものとする。この場合においては、第8条第1項ただし書の規定を準用する。

第13条 災害が発生した場合に貸し付ける社会福祉事業施設（第4条第1項の表のヌからツまでに掲げる施設を除く。）の設置・整備資金については、第7条の規定にかかわらず、利子を徴しないものとする。

#### 第14条 削除

#### 第15条 削除

（償還期間及び据置期間）

第16条 第4条の規定による貸付金の償還期間は、次の各号に定めるところによるものとする。

##### 一 設置・整備資金

ア 耐火構造による建築資金（附帯施設等の整備資金を含む。）

(ア) 第4条第1項の表のアからタまでに掲げる施設及び同条第4項に掲げる事業 25年以内

(イ) 通所等施設及び在宅サービス事業 15年以内

イ 耐火構造以外による建築資金（附帯施設等の整備資金を含む。） 15年以内

ウ 設備備品整備資金

(ア) 第4条第1項の表のアからスまでに掲げる施設、通所等施設、在宅サービス事業及び同条第4項に掲げる事業 15年以内

(イ) 第4条第1項の表のセに掲げる施設、高齢者総合福祉センター及び在宅介護サービスセンター（以下「特定民間福祉施設」という。） 5年以内

エ 施設の用に供するための土地取得資金

(ア) 第4条第1項の表のアからタまでに掲げる施設及び同条第4項に掲げる事業 25年以内

(イ) 通所等施設及び在宅サービス事業 15年以内

##### 二 経営資金

施設の経営に必要な資金 5年以内

2 前項の規定による貸付金の据置期間は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 設置・整備資金

ア 設置・整備資金（特定民間福祉施設に係る設備備品整備資金を除く。） 3年以内（ただし、償還期間が5年以内の貸付けについては、1年以内とする。）

イ 特定民間福祉施設に係る設備備品整備資金 6月以内

二 経営資金 6月以内

（貸付金の限度額）

第17条 貸付金の限度額は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 第4条第1項の表のアからスまでに掲げる施設及び同条第4項に掲げる事業については、次のいずれか低い額とする。

ア 第4条第1項の表のア、ウ、エ、オ、キ、ク、コ、サ及びシに掲げる施設及び同条第4項に掲げる事業については所要資金の100分の75（別表9に掲げる社会福祉事業施設については100分の80、独立行政法人国立病院機構法施行令（平成15年政令第516号）附則第21条第1項第1号、第2号又は第4号の規定により、独立行政法人国立病院機構から国立病院等（独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）附則第16条の規定による改正前の厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第16条第1項に規定する国立病院又は国立療養所をいう。以下同じ。）の用に供されている資産を減額した価額で譲渡を受ける場合の資産の貸付けについては100分の100）、旧法に規定する知的障害者援護施設、旧法に規定する身体障害者更生援護施設、旧法に規定する精神障害者社会復帰施設及び特定有料老人ホームについては所要資金の100分の70

イ 担保による貸付けについては、その担保評価額の100分の70

二 特定民間福祉施設については所要資金の100分の70

三 通所等施設及び在宅サービス事業については所要資金の100分の70

（償還の方法）

第18条 貸付金の償還は、原則として割賦償還の方法によるものとする。

（担保）

第19条 担保は、原則として徴求するものとする。

（保証人）

第20条 保証人は、原則として立てさせるものとする。

（都道府県知事等の意見）

第21条 貸付けに当たっては、原則として貸付けに係る社会福祉事業施設等を管轄する都道府県知事又は市町村（特別区を含む。）の長の意見を求めるものとする。

第2節 医療貸付事業

（貸付対象）

第22条 機構法第12条第1項第2号の規定に基づく貸付けの対象となる施設は、次の表の「貸付対象施設」の欄に掲げる施設（以下「医療関係施設」という。）とし、貸付けの相手方は、同表の「貸付対象施設」の区分に応じ「貸付けの相手方」の欄に掲げる者とする。

貸付対象施設	貸付けの相手方
病 診 療 所	ア 個人 イ 医療法人 ウ 一般社団法人又は一般財団法人 エ 社会福祉法人

	<p>オ 日本赤十字社</p> <p>カ 医学又は歯学の学部を置く大学を設置する学校法人</p> <p>キ 施行令第4条第3号に規定する学校法人</p> <p>ク 施行令第4条第4号の規定に基づき厚生労働大臣の定める次の者</p> <p>(7) 健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、厚生年金基金、企業年金連合会、国民年金基金及び国民年金基金連合会</p> <p>(4) 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は農業協同組合中央会（いずれも、建築資金及び土地取得資金を除く。）、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、水産業協同組合、労働組合、中小企業等協同組合（火災共済協同組合及び信用協同組合を除く。）、中小企業団体中央会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、商工会議所、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、商工組合、商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、商工会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、森林組合及び森林組合連合会</p> <p>(9) 宗教法人</p> <p>(エ) 厚生年金保険の適用事業所の事業主</p>
<p>介護老人保健施設</p>	<p>ア 医療法人</p> <p>イ 社会福祉法人であって、その開設する介護老人保健施設の経営を主たる事業とするもの</p> <p>ウ 日本赤十字社</p> <p>エ 個人、一般社団法人、一般財団法人、医学若しくは歯学の学部を置く大学を設置する学校法人又は施行令第4条第3号に規定する学校法人であって、厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者（平成11年厚生省告示第96号）第10号に掲げる者</p> <p>オ 施行令第4条第4号の規定に基づき厚生労働大臣の定める者のうち次の者</p> <p>(7) 健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、厚生年金基金、企業年金連合会、国民年金基金及び国民年金基金連合会</p> <p>(4) 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は農業協同組合中央会（いずれも、建築資金及び土地取得資金を除く。）、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、水産業協同組合、労働組合、中小企業等協同組合（火災共済協同組合及び信用協同組合を除く。）、中小企業団体中央会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、商工会議所、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、商工組合、商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組</p>

	<p>合連合会、商工会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、森林組合及び森林組合連合会</p> <p>(ウ) 宗教法人</p>
<p>助産所 (児童福祉法に規定する助産施設を除く。)</p>	<p>ア 個人</p> <p>イ 医療法人</p> <p>ウ 一般社団法人又は一般財団法人</p> <p>エ 社会福祉法人(恩賜財団済生会及び北海道社会事業協会を除く。)</p>
<p>施行令第3条第5号に規定する施設(以下「医療従事者養成施設」という。)のうち、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士又は歯科衛生士を養成する施設</p>	<p>ア 医療法人</p> <p>イ 一般社団法人又は一般財団法人</p> <p>ウ 社会福祉法人(恩賜財団済生会及び北海道社会事業協会は病院又は診療所に併設される看護師又は准看護師を養成する場合に限る。)</p> <p>エ 日本赤十字社(病院又は診療所に併設される看護師又は准看護師を養成する場合に限る。)</p> <p>オ 医学又は歯学の学部を置く大学を設置する学校法人</p> <p>カ 施行令第4条第10号に規定する厚生労働大臣の定める者のうち次の者(病院又は診療所に併設される看護師又は准看護師を養成する施設を開設する場合に限る。)</p> <p>(7) 健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、厚生年金基金、企業年金連合会、国民年金基金及び国民年金基金連合会</p> <p>(4) 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は農業協同組合中央会(いずれも、建築資金及び土地取得資金を除く。)、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、水産業協同組合、労働組合、中小企業等協同組合(火災共済協同組合及び信用協同組合を除く。)、中小企業団体中央会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、商工会議所、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、商工組合、商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、商工会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、森林組合及び森林組合連合会</p> <p>(ウ) 宗教法人</p>
<p>医療従事者養成施設のうち、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師を養成する施設</p>	<p>ア 個人</p> <p>イ 一般社団法人又は一般財団法人</p>

2 機構法第12条第1項第3号の規定に基づく貸付けの対象となる事業は、指定訪問看護事業(介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業(同条第4項に規定する訪問看護を行う事業に限る。))及び同法第53条第1項本文の指定に係る同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業(同条第4項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。)をいう。以下この章において同じ。)とし、貸付けの相手方は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 医療法人
- (2) 社会福祉法人
- (3) 日本赤十字社
- (4) 医師を会員として設立した一般社団法人
- (5) 1又は2以上の都道府県の区域を単位とし、当該区域内の看護師等を会員として設立された一般社団法人である看護協会（社団法人日本看護協会（昭和22年6月5日に社団法人日本助産婦看護婦保健婦協会という名称で設立された法人をいう。）及びその会員である看護協会に限る。）
- (6) 社団法人北海道総合在宅ケア事業団（平成5年6月25日に社団法人北海道総合在宅ケア事業団という名称で設立された法人をいう。）
- (7) 指定訪問看護事業者の指定を受けることができる者（平成4年厚生省告示第32号）第14号に掲げる者（ただし、営利を目的としない法人に限る。）
- (8) 施行令第5条第2号に規定する厚生労働大臣が定める次の者
  - ア 健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、厚生年金基金、企業年金連合会、国民年金基金及び国民年金基金連合会
  - イ 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、水産業協同組合、労働組合、中小企業等協同組合（火災共済協同組合及び信用協同組合を除く。）、中小企業団体中央会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、商工会議所、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、商工組合、商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、商工会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、森林組合及び森林組合連合会
  - ウ 宗教法人
  - エ 財団法人厚生年金事業振興団（昭和18年11月19日に財団法人厚生団という名称で設立された法人をいう。）、財団法人船員保険会（昭和16年11月21日に財団法人船員保険会という名称で設立された法人をいう。）、社団法人日本海員救済会（明治31年10月20日に社団法人日本海員救済会という名称で設立された法人をいう。）及び全国社会保険協会連合会（昭和27年12月17日に社団法人全国社会保険協会連合会という名称で設立された法人をいう。）

（貸付金の使途）

第23条 前条の規定による貸付金の使途は、医療関係施設又は指定訪問看護事業の設置、整備又は経営に必要な資金で次の各号に掲げるものとする。

(1) 設置・整備資金

ア 医療関係施設又は指定訪問看護事業を行う事業所（以下単に「事業所」という。）の新設に必要な建築資金（建物の購入又は賃借に要する資金を含む。以下同じ。）又は土地取得資金（以下「新築資金」という。）であって、次の表の「施設又は事業の種類」の区分に応じ「貸付金の使途」の欄に掲げるもの

施設又は事業の種類	貸付金の使途
病院 病床を有する診療所 （以下「有床診療所」という。）	(1) 病床の不足している地域における病院若しくは有床診療所又は臨床検査その他の検査のため医師が共同で利用することを主たる目的とする有床診療所（いずれも、その経営に関し特に必要と認められる看護師宿舍等の附属施設を含む。）の建築資金。ただし、当該新設に関して行われた医療法第30条の11の規定に基づく勧告に従わなかった場合を除く。 (2) 当該施設の用に供するための土地取得資金

病床を有しない診療所 (以下「無床診療所」という。) 歯科診療所	(1) 診療所の普及が不十分である地域における無床診療所若しくは歯科診療所又は臨床検査その他の検査のため医師が共同で利用することを主たる目的とする無床診療所(いずれも、その経営に関し特に必要と認められる看護師宿舎等の附属施設を含む。)の建築資金。ただし、医療法第30条の11の規定に基づく勧告に従わなかった場合を除く。 (2) 当該施設の用に供するための土地取得資金
介護老人保健施設	(1) 介護老人保健施設(その経営に関し特に必要と認められる看護師宿舎等の附属施設を含む。)の建築資金 (2) 当該施設の用に供するための土地取得資金
助産所	助産のための施設の普及が不十分である地域における助産所の建築資金
医療従事者養成施設	医療従事者養成施設の建築資金
指定訪問看護事業	事業所の建築資金

イ 医療関係施設又は事業所の増築、改築若しくは移転に必要な建築資金(建物の購入又は賃借に要する資金を含む。)又は土地取得資金(以下「増改築資金」といい、「甲種増改築資金」と「乙種増改築資金」に区分する。)であって、次の表の「施設又は事業の種類」の区分に応じ「貸付金の使途」の欄に掲げるもの

(ア) 甲種増改築資金

施設又は事業の種類	貸付金の使途
病院 有床診療所	(1) 病床の不足している地域における病院若しくは有床診療所又は臨床検査その他の検査のため医師が共同で利用することを主たる目的とする有床診療所(いずれも、その経営に関し特に必要と認められる看護師宿舎等の附属施設を含む。)の建築資金であって、次のいずれかに該当するもの。ただし、医療法第30条の11の規定に基づく勧告に従わなかった場合を除く。 ア 当該施設の増床のために必要なもの。ただし、病床数の増加又は病床の種別の変更に関して行われた医療法第30条の11の規定に基づく勧告に従わなかった場合を除く。 イ 当該施設の維持が必要と認められ、かつ、次に該当するもの (イ) 耐用年数の経過等による施設の老朽化又は施設の衛生、防火若しくは保安に関する法令違反等のため施設の整備が緊要なもの (ロ) 附属施設である看護師宿舎及び保育施設の整備で必要なもの (ハ) 附属施設である職員宿舎に係るものであって、増床に伴う職員の増員を主たる目的とする整備で必要なもの (ニ) 災害の復旧のために必要なもの (2) 当該施設の用に供するための土地取得資金
無床診療所 歯科診療所	(1) 診療所の普及が不十分である地域における無床診療所若しくは歯科診療所又は臨床検査その他の検査のため医師が共同で利用することを主たる目的とする無床診療所(いずれも、その経営に関し特に必要と認められる看護師宿舎等の附属施設を含む。)の建築資金であって、次のいずれかに該当するもの。ただし、医療法第30条の11の規定に基づく勧告に従わなかった場合を除く。 ア 耐用年数の経過等による施設の老朽化又は施設の衛生、防火若しくは保安に関する法令違反等のため施設の整備が緊要なもの イ 看護師宿舎に係るものであって、看護要員の増員を主たる目的とする整備で必要なもの ウ 災害の復旧のために必要なもの (2) 当該施設の用に供するための土地取得資金

(イ) 乙種増改築資金

病 有 床 診 療 所	甲種増改築資金に該当しない病院又は有床診療所（いずれも、その経営に関し特に必要と認められる看護師宿舎等の附属施設を含む。）の建築資金。ただし、医療法第30条の11の規定に基づく勧告に従わなかった場合を除く。
無 床 診 療 所 歯 科 診 療 所	甲種増改築資金に該当しない無床診療所又は歯科診療所（いずれも、その経営に関し特に必要と認められる看護師宿舎等の附属施設を含む。）の建築資金。ただし、医療法第30条の11の規定に基づく勧告に従わなかった場合を除く。
介 護 老 人 保 健 施 設	(1) 介護老人保健施設（その経営に関し特に必要と認められる看護師宿舎等の附属施設を含む。）の建築資金 (2) 当該施設の用に供するための土地取得資金
助 産 所	助産所の建築資金
医 療 従 事 者 養 成 施 設	医療従事者養成施設の建築資金
指 定 訪 問 看 護 事 業	事業所の建築資金

ウ 医療関係施設（病院を除く。）又は指定訪問看護事業に必要な機械器具の購入に必要な資金（以下「機械購入資金」という。）であって、次に掲げるもの。

- (ア) 新設に伴い必要なもの（助産所を除く。）
- (イ) 機能の充実のために必要なもので、機構が別に定めるもの
- (ウ) 災害の復旧のために必要なもの

(2) 長期運転資金

ア 医療関係施設の経営に必要な長期運転資金であって、次に掲げるもの

- (ア) 新設に伴い必要なもの（病院及び助産所を除く。）
- (イ) 災害の復旧のために必要なもの
- (ウ) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営の安定化を図るために必要なもので、機構が別に定めるもの（以下「経営安定化資金」という。）

イ 指定訪問看護事業の経営に必要な長期運転資金

2 旧債返済資金又は転貸資金は、前項の規定にかかわらず融通しない。ただし、土地取得資金のうち借入申込日の属する年度の前年度の4月1日以後に取得した土地に係るもの又は経営安定化資金に係る旧債返済資金については、この限りでない。

(利率)

第24条 第22条の規定による貸付金の利率は、厚生労働大臣が別に定めるところにより、機構法第17条第1項の規定に基づく長期借入金の利率並びに独立行政法人福祉医療機構債券の利率及び発行の価額により計算して得られる当該債券の利回りを勘案して求められる第22条の規定による貸付けに必要な資金の調達に係る金利を基準として、その金利を下回らない範囲内で、政策融資上の必要性、銀行の貸付金利その他の事由を勘案し、機構の理事長が定める。

(償還期間及び据置期間)

第25条 貸付金の償還期間及び据置期間は、次の表の「貸付金の種類」の区分に応じ、それぞれ「償還期間」及び「据置期間」の欄に掲げる期間とする。ただし、災害が発生した場合又は別に定める特定の病院及び診療所に対する貸付けの場合にあっては、機構が特に認めるときはこれを超えることができる。

貸付金の種類	償還期間	据置期間
新築資金	25年以内	3年以内
増改築資金	20年以内	

機 械 購 入 資 金	5 年以内	6 月以内
長 期 運 転 資 金	3 年以内	
(備考) 長期運転資金のうち、経営安定化資金にあつては、償還期間については5年以内（特に必要と認められる場合は7年以内）、据置期間については1年以内とする。		

(貸付金の限度額)

第 26 条 貸付金の限度額は、開設する 1 施設又は 1 事業所当たり次の各号のいずれか低い額とする。

(1) 所要資金の 100 分の 80 以内の額。ただし、次のア及びイに掲げる施設については、所要資金の 100 分の 90 以内の額とし、長期運転資金のうちの経営安定化資金については、所要資金の額とする。

ア 療養病床を有しない病院であつて病床数が 200 床未満の病院に係る資金

イ 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定による臨床研修を行う病院（長期運転資金を除く。）

(2) 次の表の「貸付金の種類」の区分に応じ、「金額」の欄に掲げる額

貸 付 金 の 種 類	金 額
新 築 資 金 増 改 築 資 金 (いずれも、土地取得資金を除く。) 新築資金又は増改築資金のうちの土地取得資金	7 億 2 千万円  3 億円
機 械 購 入 資 金	6 千万円
長 期 運 転 資 金 (経営安定化資金を除く。)	1 千 5 百万円
長期運転資金のうちの経営安定化資金	1 億円
(備考) 当分の間（看護職員需給見通しにより需給が均衡するまでの間）、病院又は診療所若しくは介護老人保健施設で看護師宿舎等の附属施設を含む場合又は別に定める病院若しくは介護老人保健施設の場合は、新築資金増改築資金欄の金額に別に定める金額を加算した額とすることができる。	

2 災害が発生した場合又は特定の病院等の範囲及び当該特定の病院等についての貸付金の限度額等について（平成 15 年 10 月 1 日医政発第 1001001 号）に基づき貸付けを行う場合は、前項の規定によらないことができる。

(国立病院等の資産の譲受に要する資金の貸付け)

第 27 条 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成 15 年政令 516 号）附則第 21 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号の規定により、独立行政法人国立病院機構から国立病院等の用に供されている資産を減額した価額で譲渡を受ける場合の資金の貸付けについては、第 22 条から前条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 貸付けの相手方

ア 独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成 16 年厚生労働省令第 77 号）附則第 4 条に規定する一般社団法人又は一般財団法人

イ 社会福祉法人であつて、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の経営を主たる事業とするもの

ウ 日本赤十字社

エ 施行令第 4 条第 3 号に規定する学校法人

オ 施行令第 4 条第 4 号に規定する厚生労働大臣が定める者のうち次の者

農業協同組合連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会

(2) 貸付金の使途

国立病院等の資産の購入資金

(3) 利率

第1項の規定による貸付金の利率は、厚生労働大臣が別に定めるところにより、機構法第17条第1項の規定に基づく長期借入金の利率並びに独立行政法人福祉医療機構債券の利率及び発行の価額により計算して得られる当該債券の利回りを勘案して求められる第1項の規定による貸付けに必要な資金の調達に係る金利を基準として、その金利を下回らない範囲内で、政策融資上の必要性、銀行の貸付金利その他の事由を勘案し、機構の理事長が定める。

(4) 償還期間及び据置期間

ア 償還期間 25年以内（ただし、当該国立病院等の用に供されている資産の耐用年数を限度とする。）

イ 据置期間 3年以内

(5) 貸付金の限度額

所要資金の額とし、譲渡を受ける1施設当たり12億円とする。ただし、医療貸付における貸付金限度額を超えることができる基準について（平成15年10月1日医政発第1001002号）に該当するときは、この限りではない。

（災害等の貸付）

第28条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定に基づき、政令により激甚災害が指定された場合には、当該災害についての指定地域に係る特別の災害復旧資金の貸付けを行うことができる。この場合における当該資金の貸付けの利率及びその貸付限度額については、当該指定に伴う株式会社商工組合中央金庫の取扱いに準ずるものとする。

2 閣議決定により、激甚災害に準じ災害融資に関する特別措置を講ずることとされた災害の場合には、別に定めるところにより、当該災害に係る特別の災害復旧資金の貸付けを行うことができる。

（準用規定）

第29条 第5条、第18条から第20条までの規定は、この節の貸付けについて準用する。

### 第3章 経営の診断及び指導

（経営の診断及び指導業務の内容）

第30条 機構法第12条第1項第4号の規定に基づく社会福祉事業施設の設置者等又は病院等の開設者に対し、社会福祉事業施設又は病院等の経営の診断及び指導（以下「経営指導」という。）に関する事業の業務の内容は次に掲げるものとする。

- 一 社会福祉事業施設及び病院等の経営の安定及び向上に資するための経営指導
- 二 経営指導の充実を図るための経営指導担当者の養成及び研修
- 三 前号の目的を達成するため、情報の収集、資料の作成、調査及び研究

（経営指導に要する費用）

第31条 前条第1号に掲げる経営指導に要する費用の全部又は一部を経営指導の相手方から徴することができるものとする。

#### 第4章 助成及び調査研究等

##### (助成対象事業及び対象者)

第32条 機構法第12条第1項第7号の規定に基づく社会福祉振興事業を行う者に対する助成（以下「助成」という。）の対象となる者は、社会福祉を振興するための事業であつて、次の各号に掲げるものを行う者（国及び地方公共団体を除く。）とする。

- 一 社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は全国若しくは広域的な普及等を念頭に施策等を補完若しくは充実させる事業
- 二 社会福祉諸制度の対象外のニーズその他地域の様々な福祉ニーズに対応した地域に密着した事業
- 三 障害者スポーツを通じ障害者の社会参加を促進する事業  
(社会福祉振興助成事業審査・評価委員会)

第33条 助成を適正に行うため、機構に社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

- 2 機構は、助成を行おうとする場合には、あらかじめ、助成対象の採択について委員会に諮り、その決定を尊重してこれをしなければならない。
- 3 委員会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、事業評価等の助成に係る重要事項を調査審議する。
- 4 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項については、機構が別に定めるものとする。

##### (助成要綱)

第34条 前2条に定めるほか、助成に関し必要な事項については、別に助成要綱を定める。

#### 第35条 削除

##### (調査研究等の業務)

第36条 機構法第12条第1項第8号の規定に基づく社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修（以下「調査研究等」という。）の業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- 一 社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は全国若しくは広域的な普及等を念頭に施策等を補完若しくは充実させる事業の推進を図るために必要な調査研究等
- 二 社会福祉諸制度の対象外のニーズその他地域の様々な福祉ニーズに対応した地域に密着した事業の推進を図るために必要な調査研究等
- 三 障害者スポーツを通じ障害者の社会参加を促進する事業の推進を図るために必要な調査研究等

#### 第5章 退職手当共済事業

##### (退職手当共済業務の内容)

第37条 機構法第12条第1項第9号の規定に基づく社会福祉施設職員等退職手当共済事業の業務の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 退職手当共済契約の締結及び解除
- 二 契約証書の作成及び交付
- 三 特定介護保険施設等又は申出施設等の申出の承諾
- 四 退職手当金の支給
- 五 掛金の請求及び収納
- 六 割増金の請求及び収納
- 七 被共済職員原簿その他の原簿の整備

## 八 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(退職手当共済契約申込書の提出)

第 38 条 退職手当共済契約の申込をしようとする社会福祉施設、特定社会福祉事業又は特定介護保険施設等の経営者は、第 53 条第 2 項の規定により機構が退職手当共済業務の一部を委託した場合、その委託した者に退職手当共済契約申込書を提出するものとする。

2 前項以外の場合において、退職手当共済契約の申込をしようとする社会福祉施設、特定社会福祉事業又は特定介護保険施設等の経営者は、機構に退職手当共済契約申込書を提出するものとする。

(割増金の額)

第 39 条 割増金の額は、掛金の額につき年 10.95 パーセントの割合で納付期限の翌日から納付の日の前日までの日数によって計算した額とする。

## 第 6 章 心身障害者扶養保険事業

(心身障害者扶養保険業務の内容)

第 40 条 機構法第 12 条第 1 項第 10 号の規定に基づく心身障害者扶養保険事業の業務の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 地方公共団体との保険契約に関する保険約款の制定及びこれに基づく保険契約の締結
- 二 地方公共団体からの追加加入の申込み及び脱退等の届出の処理
- 三 生命保険会社との生命保険契約の締結
- 四 生命保険会社に対する途中加入の申込み及び脱退等の異動の処理
- 五 地方公共団体からの保険料及び特別調整費の収納並びに保険料及び特例保険料（特別調整費のうち、保険対象加入者に係る年金給付に必要な費用に対する不足額を解消するため納付されるものをいう。）の生命保険会社への納付
- 六 生命保険会社からの保険金、特別給付金、弔慰金、脱退一時金及び配当金の収納
- 七 保険契約者への年金給付保険金、弔慰金給付保険金、特別弔慰金給付金及び脱退一時金給付保険金の支給

## 八 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(心身障害者扶養保険資金)

第 41 条 機構法第 12 条第 5 項に規定する心身障害者扶養保険資金は、保険契約者に対し必要な給付を行うことを目的として、安全かつ効率的に運用するものとする。

(心身障害者扶養保険資産運用委員会)

第 41 条の 2 心身障害者扶養保険資金の運用を適正に行うため、機構に心身障害者扶養保険資産運用委員会（以下この条において「資産運用委員会」という。）を置く。

- 2 心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針は、資産運用委員会の議を経なければならない。
- 3 資産運用委員会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、資産運用委員会の組織及び運営に関し必要な事項については、機構が別に定めるものとする。

## 第 7 章 福祉及び保健医療に関する情報の提供等

(福祉及び保健医療に関する情報の提供等業務の内容)

第 42 条 機構法第 12 条第 1 項第 11 号の規定に基づく福祉及び保健医療に関する情報システムの整

備及び管理の業務の内容は次の各号に掲げるものとする。

- 一 福祉及び保健医療に関する情報の収集・管理・提供の業務及びその業務に必要な情報基盤の整備
- 二 福祉及び保健医療に関する情報システムの運用管理
- 三 福祉及び保健医療に関する情報システムを利用する者への研修
- 四 福祉及び保健医療に関する関係機関との連絡調整
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務  
(業務に要する費用)

第 43 条 前条に掲げる業務については、福祉及び保健医療に関する情報の提供者又は利用者等から当該業務に要する費用の全部又は一部を徴することができるものとする。

## 第 8 章 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

(貸付の相手方)

第 44 条 機構法第 12 条第 1 項第 12 号の規定による貸付けを受けることができる者は、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)による年金たる保険給付を受ける権利又は国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)による年金たる給付(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 34 号)による改正前の国民年金法による老齢福祉年金を除く。)を受ける権利を有し、現に年金の支給を受けている者(「生活保護行政を適正に運営するための手引について」(平成 18 年 3 月 30 日社援保発第 0330001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)により、年金担保貸付の借入を制限することとされた生活保護受給者(以下「生活保護受給者」という。)を除く。)であって、小口の資金を必要とし、かつ、銀行その他一般の金融機関から資金の融資を受けることを困難とする者とする。

2 機構法第 12 条第 1 項第 13 号の規定による貸付けを受けることができる者は、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)による年金たる保険給付を受ける権利を有し、現に年金の支給を受けている者(生活保護受給者を除く。)であって、小口の資金を必要とし、かつ、銀行その他一般の金融機関から資金の融資を受けることを困難とするものとする。

(利率)

第 45 条 機構法第 12 条第 1 項第 12 号の規定による貸付けに係る貸付金の利率は、機構法第 17 条第 1 項の規定に基づく長期借入金の利率並びに独立行政法人福祉医療機構債券の利率及び発行の価額により計算して得られる当該債券の利回りを勘案して求められる前条の規定による貸付けに必要な資金の調達に係る金利を基準として、その金利を下回らない範囲内で、事務に要する経費、銀行の貸付金利その他の事由を勘案し、機構の理事長が定める。

2 機構法第 12 条第 1 項第 13 号の規定による貸付けに係る貸付金の利率は、事務に要する経費その他の事由を勘案し、機構の理事長が定める。

(償還期間)

第 46 条 償還期間は、4 年以内とする。

(貸付金の限度額)

第 47 条 貸付金の額は、第 44 条第 1 項に規定する者が厚生労働大臣又は都道府県知事の裁定に基づいて支給を受けることのできる年金の額(税額に相当する額を除く。)に 1.2 を乗じて得た額の範囲内の額とし、1 人につき 250 万円を限度とする。

2 貸付金の額は、第 44 条第 2 項に規定する者が労働基準監督署長の裁定に基づいて支給を受けることのできる年金の額に 1.2 を乗じて得た額の範囲内の額とし、1 人につき 250 万円を限度とする。

(償還の方法)

第 48 条 貸付金の償還は、原則として担保に供された年金の支払金をもって充てるものとする。

(準用規定)

第 49 条 第 5 条、第 20 条の規定は、この章の貸付けについて準用する。

## 第 9 章 業務の受託及び委託の基準

(業務の受託)

第 50 条 機構は、国、地方公共団体、公益法人その他の団体等の委託を受けて、機構法第 12 条第 1 項第 4 号及び第 11 号に規定する業務を行うことができる。

2 機構は、業務の委託を受けようとするときは、委託者と業務の受託に関する契約を締結するものとする。

(受託契約)

第 51 条 機構は、前条に掲げる業務の受託を行うに当たっては、受託する業務の名称、目的、実施方法及び実施に係る経費その他必要と認められる事項を定めて、業務受託契約を締結するものとする。

(業務受託料)

第 52 条 業務の受託料の額は、当該業務の実施に要する経費の額を考慮して理事長が定めるものとする。

(業務の委託)

第 53 条 機構は、貸付事業を効率的に運営するため、機構法第 14 条に規定する業務の一部を金融機関に委託することができる。

2 機構は、機構法第 12 条第 1 項第 8 号及び第 9 号に掲げる業務の効率的かつ効果的な運営に資すると認めるときは、業務の一部を委託することができる。

(業務の委託を受けた金融機関又は他の法人の責務)

第 54 条 前条の規定により機構の業務の委託を受けた金融機関その他の法人（以下「受託者」という。）は、機構法、施行令、独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 148 号）、その他関係法令、この業務方法書及び機構が定める諸規程に従って委託された業務（以下「受託業務」という。）を処理しなければならない。

(委託契約)

第 55 条 機構は、第 53 条に掲げる業務の委託を行うに当たっては、委託する業務の種類及び内容、委託する期間その他必要と認められる事項を定めて、業務委託契約を締結するものとする。

2 機構は、機構が業務を委託した受託者に対し、必要に応じて委託手数料を支払うものとする。

3 受託業務の処理に必要な経費は、原則として受託者が負担するものとする。

## 第 10 章 競争入札その他契約に関する基本的事項

(競争入札その他契約に関する基本的事項)

第 56 条 機構は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公告して申込みさせることにより競争に付すものとする。ただし、予定価格が小額である場合その他別に定める場合は、指名競争又は随意契約によることができる。

2 政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 23 号）その他国際約束の対象となる契約については、機構が定めた調達手続によるものとする。

## 第11章 補則

### (実施に関する事項)

第57条 この業務方法書の規定の実施に関して必要な事項は、機構が定めるものとする。

### 附則

#### (施行期日)

第1条 この業務方法書は、厚生労働大臣が認可した日から施行し、平成15年10月1日から適用する。

#### (社会福祉・医療事業団業務方法書の廃止)

第2条 社会福祉・医療事業団業務方法書(昭和59年規程第3号)は、廃止する。

#### (社会福祉・医療事業団業務方法書の廃止に伴う経過措置)

第3条 社会福祉・医療事業団が機構法附則第6条の規定による廃止前の社会福祉・医療事業団法(昭和59年法律第75号)第23条第1項の規定による社会福祉・医療事業団業務方法書(前条の規定による廃止前の社会福祉・医療事業団業務方法書をいう。)の規定により行った処分、手続その他の行為は、この業務方法書中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第4条 附則第2条の規定の施行前にした貸付契約に係る貸付利率については、なお従前の例による。

#### (貸付対象施設の特例)

第5条 平成20年度から平成22年度までの間において、第4条第1項の表の「貸付対象施設」の欄のオ中「老人福祉施設(軽費老人ホームのうちA型及びB型並びに老人福祉センターを除く。)」とあるのは「老人福祉施設(老人福祉センターを除く。また、軽費老人ホームのうちA型及びB型にあっては、石綿の除去等のための整備事業、災害復旧のための整備事業及び地震防災対策のための改築又は改修のための整備事業に限る。)」とする。

#### (地震防災対策のための改築又は改修事業に係る貸付金の限度額の特例)

第6条 平成20年度から平成22年度までの間において、別表8に掲げる木造施設の整備事業であって、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第4条第1項及び第3項又は地震防災対策特別措置法(平成7年法律第110号)第4条第1項及び第3項の規定により国の負担又は補助の特例の適用を受けて実施する改築又は改修事業のために貸し付ける貸付金及び災害復旧のための整備事業のために貸し付ける貸付金に係る第17条に規定する貸付金の限度額については、第17条第1号中「所要資金の100分の75」とあるのは「所要資金の100分の80」と、「旧法に規定する知的障害者援護施設、旧法に規定する身体障害者更生援護施設、旧法に規定する精神障害者社会復帰施設及び特定有料老人ホームについては所要資金の100分の70」とあるのは「旧法に規定する知的障害者援護施設、旧法に規定する身体障害者更生援護施設及び旧法に規定する精神障害者社会復帰施設については100分の80、特定有料老人ホームについては所要資金の100分の75」と、第17条第2号中「所要資金の100分の70」とあるのは「所要資金の100分の80」と、第17条第3号中「所要資金の100分の70」とあるのは「所要資金の100分の75」とする。

#### (石綿の除去等のための整備事業に係る貸付金の限度額の特例)

第7条 平成18年度から平成22年度までの間において、石綿の除去等のための整備事業のために貸し付ける貸付金に係る第17条及び第26条第1項に規定する貸付金の限度額については、第17条第1号中「所要資金の100分の75」とあるのは「所要資金の100分の80」と、「旧法に規

定する知的障害者援護施設、旧法に規定する身体障害者更生援護施設、旧法に規定する精神障害者社会復帰施設及び特定有料老人ホームについては所要資金の 100 分の 70」とあるのは「旧法に規定する知的障害者援護施設、旧法に規定する身体障害者更生援護施設及び旧法に規定する精神障害者社会復帰施設については 100 分の 80、特定有料老人ホームについては所要資金の 100 分の 75」と、第 17 条第 2 号中「所要資金の 100 分の 70」とあるのは「所要資金の 100 分の 80」と、第 17 条第 3 号中「所要資金の 100 分の 70」とあるのは「所要資金の 100 分の 75」と、第 26 条第 1 項中「所要資金の 100 分の 80 以内の額」とあるのは「所要資金の 100 分の 85 以内の額」とする。

2 平成 19 年度から平成 22 年度までの間において、病院の乙種増改築資金又は診療所の増改築資金のうち、医療施設近代化施設整備事業（医療施設の患者療養環境の改善のための施設整備事業をいう。）の対象であつて、療養病床を整備するものであり、かつ、石綿の除去等のための整備事業のために貸し付ける貸付金に係る第 26 条第 1 項に規定する貸付金の限度額については、第 26 条第 1 項及び前項の規定にかかわらず、所要資金の 100 分の 90 以内の額とする。

（社会福祉事業施設等に対する貸付金の限度額等の特例）

#### 第 8 条 削除

第 9 条 平成 18 年 10 月 1 日から障害者自立支援法附則第 1 条第 3 号に規定する日以後 3 か月経過するまでの間、次の表の左の欄中に掲げる施設を平成 18 年 9 月 30 日に行っていた法人であつて、右の欄中に掲げる施設又は事業を平成 18 年 10 月 1 日以降に行う法人に対する経営資金並びに児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を平成 18 年 9 月 30 日に行っていた法人であつて、平成 18 年 10 月 1 日以降も当該施設を行う法人に対する経営資金の貸付けに係る貸付金の使途、据置期間並びに貸付金の限度額については、第 6 条、第 16 条並びに第 17 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 貸付金の使途については、次の表の左の欄中に掲げる施設を平成 18 年 9 月 30 日に行っていた法人であつて、右の欄中に掲げる共同生活介護を行う事業及び共同生活援助を行う事業の経営に必要な資金を含むものとする。
- (2) 据置期間については、1 年以内を設けることができるものとする。
- (3) 限度額については、3 月分の介護給付費、訓練等給付費及び障害児施設給付費等相当額又は担保評価額に 100 分の 80 を乗じて得た額のいずれか低い額とする。

知的障害者福祉法に規定する 知的障害者援護施設	旧法に規定する知的障害者援護施設 旧法に規定する身体障害者更生援護施設 旧法に規定する精神障害者社会復帰施設 障害者自立支援法に規定する
身体障害者福祉法に規定する 身体障害者更生援護施設	療養介護を行う事業 生活介護を行う事業 共同生活介護を行う事業 障害者支援施設
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する 精神障害者社会復帰施設	自立訓練を行う事業 就労移行支援を行う事業 就労継続支援を行う事業 共同生活援助を行う事業

(療養病床の転換等に係る整備事業に係る貸付けの特例)

第 10 条 平成 19 年度から平成 23 年度までの間において、第 4 条第 1 項の表の「貸付対象施設」の欄のセ中「有料老人ホームであって、厚生労働大臣の定める基準（平成 17 年厚生労働省告示第 209 号）第 2 号に該当するもの」とあるのは「有料老人ホームであって、厚生労働大臣の定める基準（平成 17 年厚生労働省告示第 209 号）第 2 号又は第 3 号に該当するもの」とし、厚生労働大臣の定める基準第 3 号に該当するものの貸付けの相手方は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- ア 社会福祉法人
- イ 日本赤十字社
- ウ 医療法人
- エ 一般社団法人又は一般財団法人

2 平成 19 年度から平成 23 年度までの間において、病院又は診療所の療養病床の転換又は廃止に伴い整備される次に掲げる施設の整備事業のために貸し付ける貸付金に係る第 17 条及び第 26 条第 1 項に規定する貸付金の限度額については、第 17 条及び第 26 条第 1 項の規定にかかわらず、所要資金の 100 分の 90 以内の額とする。

- ア 老人デイサービスセンター（生活支援ハウスを整備するものに限る。）
- イ 特別養護老人ホーム
- ウ 軽費老人ホーム（ケアハウスに限る。）
- エ 小規模多機能型居宅介護事業に係る施設
- オ 認知症対応型老人共同生活援助事業に係る施設
- カ 有料老人ホーム
- キ 介護老人保健施設

(療養病床転換支援資金の特例)

第 10 条の 2 平成 20 年度から平成 23 年度までの間（以下この条において「転換期間」という。）において、第 23 条に規定する貸付金の用途については、第 23 条第 1 項第 2 号に次のように加え、第 23 条第 2 項の「経営安定化資金」とあるのは、「経営安定化資金若しくは療養病床転換支援資金」とする。

(エ) 病院又は診療所の療養病床の転換又は廃止（附則（平成 15 年 10 月 1 日施行）第 10 条第 2 項各号に掲げる施設を整備するものに限る。）に伴う経営の安定化を図るために必要なもので、機構が別に定めるもの（以下「療養病床転換支援資金」という。）

2 転換期間において、療養病床転換支援資金に係る第 25 条に規定する償還期間及び据置期間並びに第 26 条第 1 項に規定する貸付金の限度額については、第 25 条及び第 26 条第 1 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

償還期間	10年以内（特に必要と認められる場合は20年以内）
据置期間	1年以内
貸付金の限度額	所要資金の額又は4億8千万円（特に必要と認められる場合は7億2千万円）のいずれか低い額

第 11 条 削除

(障害者の就労支援事業に係る貸付けの特例)

第 12 条 平成 20 年度から平成 23 年度までの間において、次の表の「貸付対象施設」の欄に掲げる施設を行う法人であって、障害者の就労支援事業の推進のための賃金又は工賃水準の向上を図るための事業を行う法人に対する設備備品整備資金又は経営資金の貸付けに係る貸付けの相手方については、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、同表の「貸付対象施設」の区分に応じ「貸付けの相手

方」の欄に掲げる者とし、貸付金の限度額については、第 17 条の規定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。

(1) 所要資金の 100 分の 90

(2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の 100 分の 70

貸付対象施設	貸付けの相手方
ア 障害者自立支援法に規定する就労移行支援事業及び就労継続支援事業を行う施設	ア 社会福祉法人 イ 日本赤十字社 ウ 施行令第 2 条第 4 号に規定する医療法人 エ 施行令第 2 条第 4 号に規定する一般社団法人又は一般財団法人 オ 施行令第 2 条第 4 号に規定する特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人
イ 旧法に規定する知的障害者援護施設のうち知的障害者授産施設（知的障害者福祉工場を含む。）	ア 社会福祉法人 イ 日本赤十字社
ウ 旧法に規定する身体障害者更生援護施設のうち身体障害者授産施設（身体障害者福祉工場を含む。）	ア 社会福祉法人 イ 日本赤十字社 ウ 一般社団法人又は一般財団法人
エ 旧法に規定する精神障害者社会復帰施設のうち精神障害者授産施設及び精神障害者福祉工場	ア 社会福祉法人 イ 日本赤十字社 ウ 医療法人 エ 一般社団法人又は一般財団法人 オ 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人

（病院に対する貸付けの重点化）

第 13 条 病院に対する貸付けについては、この業務方法書に基づくもののほか、行政改革推進本部において決定（平成 18 年 12 月 24 日）した、『「独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案』（平成 18 年 12 月 7 日厚生労働省）により策定することとされた融資の基本方針（ガイドライン）に基づき実施する。

（保育所及び放課後児童健全育成事業の整備事業に係る貸付金の限度額の特例）

第 14 条 平成 21 年度及び平成 22 年度において、保育所及び児童福祉法第 6 条の 2 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業の整備事業のための貸付けに係る貸付金の限度額については、第 17 条の規定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。

(1) 所要資金の 100 分の 90

(2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の 100 分の 70

（金融機関との取引状況の悪化に係る経営安定化資金の特例）

第 15 条 平成 21 年 4 月 21 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間において、経済情勢の悪化による経営環境の変化により、一時的に資金不足を生じている施設のために貸し付ける長期運転資金のうちの経営安定化資金（金融機関との取引状況の変化で資金繰りに困難を来している病院へ貸し付ける貸付金に限る。）に係る第 25 条に規定する償還期間及び第 26 条第 1 項に規定する貸付金の限度額については、第 25 条及び第 26 条第 1 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

償還期間	10年以内
貸付金の限度額	所要資金の額又は 7 億 2 千万円のいずれか低い額

（出産育児一時金等の見直しに係る経営安定化資金の特例）

第 16 条 平成 21 年 6 月 1 日から平成 22 年 6 月 30 日までの間において、出産育児一時金等の見直し

に伴う長期運転資金のうちの経営安定化資金に係る第 23 条第 1 項第 2 号ア中(ウ)の「病院、診療所又は介護老人保健施設」とあるのは、「病院、診療所、介護老人保健施設又は助産所」とする。

2 前項の期間において、出産育児一時金等の見直しに伴う長期運転資金のうちの経営安定化資金に係る第 26 条第 1 項に規定する貸付金の限度額については、第 26 条第 1 項、附則（平成 15 年 10 月 1 日施行）第 10 条の 2 第 2 項及び第 15 条の規定にかかわらず、機構の理事長が定める。

（経営環境変化に係る経営資金の特例）

第 17 条 平成 21 年 6 月 5 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間において、次の表の「貸付対象施設」の欄に掲げる施設を行う法人であつて、経済情勢の悪化による経営環境の変化により、一時的に資金不足を生じている法人に対する経営資金の貸付けに係る貸付けの相手方については、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、同表の「貸付対象施設」の区分に応じ「貸付けの相手方」の欄に掲げる者とする。

貸付対象施設	貸付けの相手方
ア 障害者自立支援法に規定する就労移行支援事業及び就労継続支援事業を行う施設	ア 社会福祉法人 イ 日本赤十字社 ウ 施行令第 2 条第 4 号に規定する医療法人 エ 施行令第 2 条第 4 号に規定する一般社団法人又は一般財団法人 オ 施行令第 2 条第 4 号に規定する特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人
イ 旧法に規定する精神障害者社会復帰施設のうち精神障害者授産施設及び精神障害者福祉工場	ア 社会福祉法人 イ 日本赤十字社 ウ 医療法人 エ 一般社団法人又は一般財団法人 オ 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人

（社会保険病院等の資産の譲受に要する資金の貸付け）

第 18 条 平成 21 年 6 月 5 日から平成 22 年 9 月 30 日までの間において、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構における社会保険病院及び厚生年金病院の譲渡等について（平成 21 年 3 月 6 日厚生労働省発社保第 0306001 号）に基づき、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構から社会保険病院又は厚生年金病院（それぞれに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。）の用に供されている資産の譲渡を受け、当該資産を引き続き医療機関（それぞれに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。）の用に供しようとする場合の資金の貸付けについては、第 22 条から第 26 条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 貸付けの相手方

- ア 医療法人
- イ 一般社団法人又は一般財団法人
- ウ 社会福祉法人
- エ 日本赤十字社
- オ 医学又は歯学の学部を置く大学を設置する学校法人
- カ 施行令第 4 条第 4 号の規定に基づき厚生労働大臣の定める次の者

(7) 健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、厚生年金基金、企業年金連合会、国民年金基金及び国民年金基金連合会

(イ) 消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、水産業協同組合、労働組合、中小企業等協同組合（火災共済協同組合及び信用協同組合を除く。）、中小企業団体中央会、酒造組

合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、  
商工会議所、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、商工組合、商工組合連合会、  
内航海運組合、内航海運組合連合会、商工会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、  
森林組合及び森林組合連合会

(ウ) 宗教法人

(エ) 厚生年金保険の適用事業所の事業主

(2) 貸付金の使途

社会保険病院等の資産の購入資金

(3) 利率

第1号の規定による貸付金の利率は、厚生労働大臣が別に定めるところにより、機構法第17条第1項の規定に基づく長期借入金の利率並びに独立行政法人福祉医療機構債券の利率及び発行の価額により計算して得られる当該債券の利回りを勘案して求められる第1号の規定による貸付けに必要な資金の調達に係る金利を基準として、その金利を下回らない範囲内で、政策融資上の必要性、銀行の貸付金利その他の事由を勘案し、機構の理事長が定める。

(4) 償還期間及び据置期間

ア 償還期間 25年以内（ただし、当該社会保険病院等の用に供されている資産の耐用年数を限度とする。）

イ 据置期間 3年以内

(5) 貸付金の限度額

所要資金の額とし、譲渡を受ける1施設当たり7億2千万円とする。ただし、事業計画の達成及び将来の収益による貸付金償還が確実と判断できる場合は、この限りではない。

（医療機関の耐震化整備に係る融資条件の特例）

第19条 平成21年6月5日から平成23年3月31日までの間において、医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領（平成21年6月5日医政発第0605010号）に規定する耐震化整備指定医療機関が行う耐震化整備事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第24条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとし、未耐震の医療機関（未耐震と証明された建物及び耐震診断の結果I s値が0.6未満の建物をいう。）が行う耐震化整備のための貸付けに係る貸付金の限度額については、第26条の規定にかかわらず、所要資金の100分の90以内の額とする。

（地域医療再生計画に係る融資条件の特例）

第20条 平成21年6月5日から平成26年3月31日までの間において、平成21年度地域医療再生臨時特例交付金交付要綱（平成21年6月5日厚生労働省発医政第0605003号）に規定する地域医療再生計画に基づく施設整備事業のための貸付けに係る貸付金の限度額については、第26条の規定にかかわらず、所要資金の100分の90以内の額とする。

（社会福祉施設等の耐震化整備に係る融資条件の特例）

第21条 平成21年8月20日から平成24年3月31日までの間において、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領（平成21年7月31日雇児発0731第1号・社援発0731号第3号）及び安心こども基金管理運営要領（平成21年7月1日雇児発0701第3号）に規定する社会福祉施設等が行う耐震化整備事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第7条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとし、貸付金の限度額については、第17条の規定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。

(1) 所要資金の100分の90

(2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の100分の70

（介護基盤の緊急整備に係る融資条件の特例）

第22条 平成21年8月20日から平成24年3月31日までの間において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領（平成21年8月20日老発0820第5号）等により、介護基盤の緊急整備のための貸付けに係る貸付金の利率及び貸付金の限度額については、第7条、第17条、第24条及び第26条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

社会福祉事業施設	利率	機構の理事長が定める。
	貸付金の限度額	所要資金の100分の90（ただし、担保による貸付けについては、その担保評価額の100分の70を限度とする。）
介護老人保健施設	利率	機構の理事長が定める。
	貸付金の限度額	所要資金の100分の90以内又は次のいずれか低い額とする。 (1) 新築資金又は増改築資金（いずれも、土地取得資金を除く。）については7億2千万円（当分の間（看護職員受給見通しにより需給が均衡するまでの間）、看護師宿舎等の附属施設を含む場合又は別に定める場合は、7億2千万円に別に定める金額を加算した額） (2) 新築資金又は増改築資金のうちの土地取得資金については3億円 (3) 機械購入資金については6千万円

（スプリンクラー整備に係る融資条件の特例）

第23条 平成21年8月20日から平成24年3月31日までの間において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領（平成21年8月20日老発0820第5号）により、有料老人ホームであって、厚生労働大臣の定める基準（平成17年厚生労働省告示第209号）第4号に該当するもの及び小規模多機能型居宅介護事業所のスプリンクラー設備を設置するものの貸付けの相手方については、第4条第1項の規定にかかわらず、法人とする。

2 前項の期間において、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領（平成21年7月31日雇発0731第1号・社援発0731号第3号）、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領（平成21年8月20日老発0820第5号）並びに地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱（平成20年3月31日老発第0331010号）により、スプリンクラー設備を設置するための貸付けに係る貸付金の利率については、第7条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとし、貸付金の限度額については、第17条の規定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。

- (1) 所要資金の100分の90
- (2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の100分の70

（定期借地権利用による整備促進特別対策事業に係る貸付金の用途等の特例）

第24条 平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間において、介護職員処遇改善等臨時特例基金管理運営要領（平成21年8月3日老発0803第1号）に規定する定期借地権利用による整備促進特別対策事業のための貸付けに係る貸付金の用途、償還期間及び据置期間、貸付対象、貸付金の限度額並びに利率については、第6条、第16条、第22条、第23条、第26条及び附則第22条中「土地取得資金」とあるのは「土地取得資金（定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）を含む。）」とする。

附 則（平成16年4月1日厚生労働大臣認可）

第1条 この業務方法書の一部変更は、平成16年4月1日から施行する。

第2条 この業務方法書の一部変更の施行の際平成15年度以前を初年度とする補助対象事業に係る変更前の第13条及び第15条の規定は、なおその効力を有する。

第3条 この業務方法書の一部変更の施行の際機構が貸付けの申込みを受理しているものについては、変更前の第17条第2号、第23条第1項(1)ウ及び同項(2)ア(7)並びに第26条第1項(1)の規定は、この業務方法書の一部変更の施行後も、なおその効力を有する。

第4条 労働福祉事業団が独立行政法人労働者健康福祉機構法(平成14年法律第171号)附則第10条の規定による廃止前の労働福祉事業団法(昭和32年法律第126号)第20条の規定により行った処分、手続その他の行為は、この業務方法書中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成17年4月1日厚生労働大臣認可)

第1条 この業務方法書の一部変更は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第47条の改正規定は平成17年10月1日から施行し、同日以降に貸付契約を行う貸付けから適用する。

第2条 この業務方法書の一部変更の施行の際平成16年度以前を初年度とする補助対象事業に係る変更前の第7条第2項、第14条、第16条第2項及び第17条の規定は、なおその効力を有する。

第3条 この業務方法書の一部変更の施行の際機構が貸付けの申込みを受理しているものについては、変更前の第4条第1項の表、第7条第2項(前条に該当するものを除く。)、第16条第2項(前条に該当するものを除く。)、第17条(前条に該当するものを除く。)、第23条第1項及び第26条第1項の規定は、この業務方法書の一部変更の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(平成17年9月1日厚生労働大臣認可)

この業務方法書の一部変更は、平成17年9月1日から施行し、第4条の改正規定は、平成17年6月29日から適用する。ただし、第22条、第37条及び第38条の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年2月3日厚生労働大臣認可)

この業務方法書の一部変更は、平成18年2月3日から施行する。

附 則(平成18年4月1日厚生労働大臣認可)

第1条 この業務方法書の一部変更は、平成18年4月1日から施行する。

第2条 この業務方法書の一部変更の施行の際平成17年度以前を初年度とする補助対象事業に係る変更前の第4条第1項の表、第6条第1項、第7条第2項、第16条第2項第1号、附則(平成15年10月1日施行)第5条及び別表9の規定は、なおその効力を有する。

第3条 この業務方法書の一部変更の施行の際機構が貸付けの申込みを受理しているものについては、変更前の第4条第1項の表(前条に該当するものを除く。)、第6条第1項(前条に該当するものを除く。)、第7条第2項(前条に該当するものを除く。)、第16条第2項第1号、第17条第1項、第23条第1項、附則(平成15年10月1日施行)第5条(前条に該当するものを除く。)及び別表9(前条に該当するものを除く。)の規定は、この業務方法書の一部変更の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(平成18年7月4日厚生労働大臣認可)

この業務方法書の一部変更は、平成18年7月4日から施行し、同日以降の借入申込に係る貸付けから適用する。

附 則(平成18年10月1日厚生労働大臣認可)

第1条 この業務方法書の一部変更は、平成18年10月1日から施行する。

第2条 この業務方法書の一部変更の施行の際機構が貸付けの申込みを受理しているものについては、変更前の第4条第1項の表、第6条第1項、第9条、第22条第1項の表、別表1、別表8及び別表9の規定は、この業務方法書の一部変更の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(平成19年4月1日厚生労働大臣認可)

第1条 この業務方法書の一部変更は、平成19年4月1日から施行し、附則（平成15年10月1日施行）第6条の改正規定は、平成18年4月1日から適用する。

第2条 この業務方法書の一部変更の施行の際平成18年度以前を初年度とする補助対象事業に係る変更前の第4条第1項の表、別表1及び別表9の規定は、なおその効力を有する。

第3条 この業務方法書の一部変更の施行の際機構が貸付けの申込みを受理しているものについては、変更前の第4条第1項の表（前条に該当するものを除く。）、第26条及び別表9（前条に該当するものを除く。）の規定は、この業務方法書の一部変更の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成19年7月26日厚生労働大臣認可）

この業務方法書の一部変更は、平成19年7月26日から施行する。

附 則（平成20年3月31日厚生労働大臣認可）

第1条 この業務方法書の一部変更は、平成20年4月1日から施行する。

第2条 この業務方法書の一部変更の施行の際平成19年度以前を初年度とする補助対象事業に係る変更前の第9条、第10条、附則（平成15年10月1日施行）第5条、第6条及び第8条、別表1並びに別表9の規定は、なおその効力を有する。

第3条 この業務方法書の一部変更の施行の際機構が貸付けの申込みを受理しているものについては、変更前の第22条第1項、第23条第1項、第26条第1項、附則（平成15年10月1日施行）第5条（前条に該当するものを除く。）、第6条（前条に該当するものを除く。）及び第8条（前条に該当するものを除く。）並びに別表9（前条に該当するものを除く。）の規定は、この業務方法書の一部変更の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成20年9月5日厚生労働大臣認可）

この業務方法書の一部変更は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成20年12月1日厚生労働大臣認可）

第1条 この業務方法書の一部変更は、平成20年12月1日から施行する。

第2条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）の施行の日から起算して5年を経過する日の前日までの間は、第4条第1項及び第22条第1項の表の「貸付けの相手方」の欄、第27条第1号並びに附則（平成15年10月1日施行）第10条第1項、第11条及び第12条の表の「貸付けの相手方」の欄中「一般社団法人又は一般財団法人」とあるのは「一般社団法人若しくは一般財団法人又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第42条第2項に規定する特例民法法人」と、第4条第1項の表の「貸付けの相手方」の欄中「一般社団法人、一般財団法人及び」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人並びに整備法第42条第2項に規定する特例民法法人並びに」と、第22条第1項の表の「貸付けの相手方」の欄中「一般社団法人、一般財団法人」とあるのは「一般社団法人若しくは一般財団法人若しくは整備法第42条第2項に規定する特例民法法人」と、第22条第2項第4号及び第5号中「一般社団法人」とあるのは「一般社団法人又は整備法第42条第1項に規定する特例社団法人」とする。

附 則（平成21年3月6日厚生労働大臣認可）

第1条 この業務方法書の一部変更は、平成21年4月1日から施行する。

第2条 この業務方法書の一部変更の施行の際平成20年度以前を初年度とする補助対象事業に係る変更前の第17条の規定は、なおその効力を有する。

第3条 この業務方法書の一部変更の施行の際機構が貸付けの申込みを受理しているものについては、

変更前の第 17 条（前条に該当するものを除く。）の規定は、この業務方法書の一部変更の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成21年 4 月21日厚生労働大臣認可）

この業務方法書の一部変更は、平成 21 年 4 月 21 日から施行する。

附 則（平成21年 6 月 1 日厚生労働大臣認可）

この業務方法書の一部変更は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。ただし、附則（平成 15 年 10 月 1 日施行）第 16 条の規定による第 23 条第 1 項第 2 号の長期運転資金のうちの経営安定化資金に係る資金交付については、平成 21 年 10 月 1 日以降とする。

附 則（平成21年 6 月 5 日厚生労働大臣認可）

第 1 条 この業務方法書の一部変更は、平成 21 年 6 月 5 日から施行する。

第 2 条 整備法の施行の日から起算して 5 年を経過する日の前日までの間は、附則（平成 15 年 10 月 1 日施行）第 17 条の表の「貸付けの相手方」の欄及び第 18 条第 1 号中「一般社団法人又は一般財団法人」とあるのは、「一般社団法人若しくは一般財団法人又は整備法第 42 条第 2 項に規定する特例民法法人」とする。

附 則（平成21年 6 月16日厚生労働大臣認可）

この業務方法書の一部変更は、平成 21 年 6 月 16 日から施行する。

附 則（平成21年 8 月20日厚生労働大臣認可）

この業務方法書の一部変更は、平成 21 年 8 月 20 日から施行する。ただし、附則（平成 15 年 10 月 1 日施行）第 22 条の改正規定は、平成 21 年 5 月 29 日以降に貸付契約を行う貸付けから適用する。

附 則（平成21年10月 8 日厚生労働大臣認可）

第 1 条 この業務方法書の一部変更は、平成 21 年 10 月 8 日から施行する。

第 2 条 この業務方法書の一部変更の施行の際機構が貸付けの申込みを受理しているものについては、変更前の附則（平成 15 年 10 月 1 日施行）第 16 条の規定は、この業務方法書の一部変更の施行後も、なおその効力を有する。ただし、機構の理事長が別に定めた場合にあっては、改正後の附則（平成 15 年 10 月 1 日施行）第 16 条の規定を適用することができる。

附 則（平成22年 1 月 1 日厚生労働大臣認可）

第 1 条 この業務方法書の一部変更は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

第 2 条 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年 4 月 23 日法律第 30 号）附則第 39 条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第 4 条の規定に基づく改正前の船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）による年金たる保険給付を受ける権利は、改正後の第 44 条第 1 項に規定する厚生年金保険法による年金たる保険給付を受ける権利とみなして、同条の規定を適用する。

附 則（平成22年●月●日厚生労働大臣認可）

第 1 条 この業務方法書の一部変更は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条の改正規程は平成 22 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に貸付契約を行う貸付けから適用する。

第 2 条 この業務方法書の一部変更の施行の際機構が貸付けの申込みを受理しているものについては、変更前の第 17 条の規定は、この業務方法書の一部変更の施行後も、なおその効力を有する。

別表 1

施設種類		基準定員	
		定員	基準定員の内容
児童福祉法	乳児院	—	児童福祉施設最低基準（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）
	母子生活支援施設	1 世帯以下	
	保育所	—	
	児童養護施設	15 人以下	
	知的障害児施設	15 人以下	
	盲ろうあ児施設	15 人以下	
	肢体不自由児施設	—	
	重症心身障害児施設	—	
	情緒障害児短期治療施設	5 人以下	
児童自立支援施設	15 人以下		
障害者自立支援法	障害福祉サービス事業所	—	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号）
	障害者支援施設	4 人以下	障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 172 号）
生活保護法	救護施設	4 人以下	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準（昭和 41 年 7 月 1 日厚生省令第 18 号）
	更生施設	4 人以下	
	宿所提供施設	1 世帯以下	
売春防止法	婦人保護施設	4 人以下	婦人保護施設設置要綱について（昭和 38 年 3 月 19 日厚生省発社第 36 号次官通知）

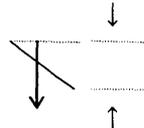
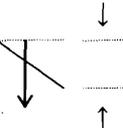
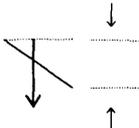
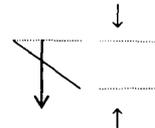
別表 2

(構造耐力)

1	基礎	布コンクリート造り	15	布石積造り	10	壺石造り 壺コンクリート造り 壺煉瓦造り	5	掘立柱木杭基礎	0
				布煉瓦造り					
2	土台	15.2cm 角以上	15	12.1cm 角以上 15.2cm 角未満	10	12.1cm 角未満	5	土台なし	0
3	柱	2 階以上の階を有する場合の 1 階の柱	20	13.6cm 角以上 (又は 12.1cm 角以上 2 本)	15	12.1cm 角以上	10	12.1cm 角未満	0
		平家の場合の柱		13.6cm 角以上 (又は 12.1cm 角以上 2 本)		12.1cm 角以上 (又は 10.6cm 角以上 2 本)		10.6cm 角以上	

別表 3

(保存度)

1	経過年数	5年未満	5	5年以上 18年未満	3	18年以上 30年未満	2	30年以上	0	
2	基礎の不同沈化	ない	6	ほとんどない	4	かなりある	1	ひどい	0	
3	外壁の土台の腐朽度	ほとんど腐っていない	7	少し腐っている	4	腐れがひどい	1	ほとんど腐っている	0	
4	外壁の柱の腐朽度	ほとんど腐っていない	7	少し腐っている	4	腐れがひどい	1	ほとんど腐っている	0	
5	梁の腐朽度	ほとんど腐っていない	5	少し腐っている	3	腐れがひどい	1	ほとんど腐っている	0	
6	柱の傾斜度	ア 梁行	1 cm 未満	20	1 cm 以上 2 cm 未満	15	2 cm 以上 3 cm 未満	10	3 cm 以上	0
		イ 桁行	 180cm	20	 180cm	15	 180cm	10	 180cm	0
7	横架材の傾斜度	ア 梁行	 1 cm 未満	15	 1 cm 以上 2 cm 未満	10	 2 cm 以上 3 cm 未満	5	 3 cm 以上	0
		イ 桁行	— 180cm	15	— 180cm	10	— 180cm	5	— 180cm	0

別表 4

(外力条件)

1 海岸からの距離	a 海岸から 8 km をこえる	b 海岸から 4 km をこえる 8 km 以内	c 海岸から 4 km 以内
2 最深積雪量	a 20cm 未満	b 20cm 以上 1 m 未満	c 1 m 以上
3 地 盤	a 普 通	b や や 軟 弱	c 軟 弱

別表 5

係 数	1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90
外 力 条 件 記 号	a a a	b a a	a a b	b a b	a a c	b a c
			a b a	b b a	a b b	b b b
			c a a		a c a	b c a
					c a b	
					c b a	
係 数	0.88	0.86	0.84	0.82	0.80	
外 力 条 件 記 号	a b c	b b c	a c c	b c c	c c c	
	a c b	b c b	c b c			
	c a c		c c b			
	c b b					
	c c a					

(注) 記号 (a、b、c) の順序は、別表 4 の項の順序とする。

別表 6

(経過年数)

区 分	経 過 年 数
トラスが鉄製のもの	30 年
そ の 他	25 年

別表 7

現存率①×100%		評点		老朽度		再建設指数 P・N	再建設指数調整値 R=P・N/0.4	現存指数 K・R	現存率 $\Sigma(K \cdot R) / \Sigma(R)$	
区分	構成 P	種類 N		各部現存率 K						
				内容	率					
構造	140	鉄筋造り	鉄骨・鉄筋コンクリート	1.5						
			鉄筋コンクリート	1.0						
		ブロック造り	ブロック造	0.7						
			鉄骨造 れんが造、石造	0.9 1.2						
主要部の仕上	屋根	10	・アスファルト防水、コンクリート押えモルタルぬり	1.7						
			・アスファルト露出防水	1.0						
			・モルタル防水	0.5						
			・石綿スレート、かわら、銅板	0.4						
	外壁	25	・タイル(小口)	1.4						
			・モザイクタイル	1.0						
			・コンクリート打放し	1.0						
			・モルタル、リシン吹付	0.6						
	内壁	20	・モルタル	1.0						
			・プラスター	0.8						
・木製			0.7							
天井	20	・吸音テックス	1.1							
		・ボード	1.0							
		・プラスター	0.8							
		・木製	0.7							
床	20	・リノリウム	1.3							
		・プラスチックタイル	1.1							
		・アスファルトタイル(暗)	1.0							
		・モルタル	0.8							
		・木製	0.7							
外部建具	35	・アルミサッシ(オーダー)	1.2							
		・アルミサッシ(既成)	1.0							
		・スチールサッシ	0.9							
		・木製	0.7							
内部建具	10	・木製	1.0							
小計										
設備	電灯設備等	20	LX							
			・蛍光灯(300程度以上)	1.0						
			・蛍光灯(300程度以下)	0.8						
	電線類その他	15	・ビニール被覆線	1.0						
			・ゴム被覆線	0.9						
	給排水その他	20	・水洗便所	1.0						
・くみ取便所			0.4							
暖房	40	・空気調和	1.9							
		・温風(ボイラー方式)	1.3							
		・温風(熱風炉式)	1.0							
		・その他	1.0							
小計										
外力条件	25	別表4の組合わせによる 別表5の係数	1.0							
合計						①			②	

各部現存率Kの値	(構造)内容	
	1 損耗なし、又は損耗の程度僅少	1.0、0.9
	2 中小亀裂、鋼材発錆(鉄骨造)、外力による小変形がみられるが耐力上影響が殆どないもの	0.9、0.8、0.7
	3 損耗が進み、部分的補修、補強又は取替えを必要とするもの	0.7、0.6、0.5
	4 不同沈下による大亀裂、建物の傾斜、鉄筋被覆材の広範囲の脱落、発錆による主鋼材の断面欠損、その他により構造上大補強を必要とするもの	0.5、0.4、0.3
	5 構造上損耗著しく建替えを必要とするもの	0.3、0.2、0.1
	(仕上、設備)内容	
	1 損耗なし、又は損耗の程度僅少	1.0、0.9
	2 汚染及び損耗はある程度みられるが、機能上問題のないもの、又は極く小規模の補修を必要とするもの	0.9、0.8、0.7
	3 損耗が進み、部分的補修を必要とするもの	0.7、0.6、0.5
4 相当部分で損耗が進み、機能低下が顕著であるが、部分補修が可能なもの	0.5、0.4、0.3	
5 損耗の程度著しく全面建替えを必要とするもの	0.3、0.2、0.1	

現存率に基づく評点、老朽度

現存率	評点	老朽度	定義
50%以下	100点以上	特A	特に緊急を要する
60%以下	90 "	A	緊急を要する
70%以下	80 "	B	至急実施すべきである
	70 "	C	できるだけ早く実施したほうがよい
	60 "	D	必要は認めるが急がなくてよい
	50 "	E	必要ない

別表 8

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童福祉法に規定する乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設又は情緒障害児短期治療施設</li> <li>2 生活保護法に規定する救護施設</li> <li>3 老人福祉法に規定する養護老人ホーム（主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）又は特別養護老人ホーム</li> <li>4 障害者自立支援法に規定する障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る。）</li> </ol> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

別表 9

区 分	施設及び事業の種類
1 生活保護法	救護施設（第8条に規定する貸付けに限る。）
2 児童福祉法	知的障害児施設 知的障害児通園施設 盲ろうあ児施設 肢体不自由児施設 重症心身障害児施設 情緒障害児短期治療施設 児童自立生活援助事業 保育所 乳児院（第8条に規定する貸付けに限る。） 母子生活支援施設（第8条に規定する貸付けに限る。） 児童養護施設（第8条に規定する貸付けに限る。）
3 老人福祉法	養護老人ホーム
4 障害者自立支援法	障害福祉サービス事業 障害者支援施設 相談支援事業 移動支援事業 地域活動支援センター